

第4期奈良県地域福祉計画 中間見直し（案） 新旧対照表

見直し案	現行
第1章 奈良県地域福祉計画の策定にあたって I 計画の位置づけ ○ 本計画は、県が市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村が行う地域福祉の支援に関する事項として、次に掲げる事項を一体的に定める「県地域福祉支援計画（社会福祉法第108条）」です。 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保または資質の向上に関する事項 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項 五 市町村による包括的な支援体制の整備（社会福祉法第106条の3第1項）の支援に関する事項 ○ また、令和4年3月に制定した「奈良県人と人及び人と社会がつながり支え合う地域福祉の推進に関する条例」第6条に基づき、国、市町村及び社会福祉協議会（以下、「社協」といいます。）等の関係団体と連携して、自らも主体的に取り組む地域福祉の推進に関する施策を具体的に定めた「県域の地域福祉計画」です。 II 計画の期間 ○ 本計画の実施期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。 ○ <u>令和4年度以降に生じた社会課題や関連する奈良県計画の変更等を踏まえ、中間年である令和6年度に本計画の見直しを実施しました。</u> III 計画の構成 ○ 本計画は、第1章の「IV. 計画の策定に関する基本的な考え方」において、県域の地域福祉を推進するにあたっての「基本的な考え方」を示したうえで、第2章において、施策を体系化させた具体的な実行計画である「アクションプログラム」を記載しています。アクションプログラムには、主要な取組を記載しています。 ○ 本計画においては、高齢・障害・子どもの貧困対策・<u>困難な問題を抱える女性への支援</u>などの各分野における個別計画との整合を図り、計画の中間年に行う見直しの際にも、その内容を反映させていきます。 IV 計画の策定に関する基本的な考え方	第1章 奈良県地域福祉計画の策定にあたって I 計画の位置づけ ○ 本計画は、県が市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村が行う地域福祉の支援に関する事項として、次に掲げる＋事項を一体的に定める「県地域福祉支援計画（社会福祉法第108条）」です。 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保または資質の向上に関する事項 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項 五 市町村による包括的な支援体制の整備（社会福祉法第106条の3第1項）の支援に関する事項 ○ また、令和4年3月に制定した「奈良県人と人及び人と社会がつながり支え合う地域福祉の推進に関する条例」第6条に基づき、国、市町村及び社会福祉協議会（以下、「社協」といいます。）等の関係団体と連携して、自らも主体的に取り組む地域福祉の推進に関する施策を具体的に定めた「県域の地域福祉計画」です。 II 計画の期間 ○ 本計画の実施期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。 ○ <u>計画期間の中間年において、所要の見直しを行います。</u> III 計画の構成 ○ 本計画は、第1章の「IV. 計画の策定に関する基本的な考え方」において、県域の地域福祉を推進するにあたっての「基本的な考え方」を示したうえで、第2章において、施策を体系化させた具体的な実行計画である「アクションプログラム」を記載しています。アクションプログラムには、主要な取組を記載しています。 ○ 本計画においては、高齢・障害・子どもの貧困対策などの各分野における個別計画との整合を図り、計画の中間年に行う見直しの際にも、その内容を反映させていきます。 IV 計画の策定に関する基本的な考え方

第4期奈良県地域福祉計画 中間見直し（案） 新旧対照表

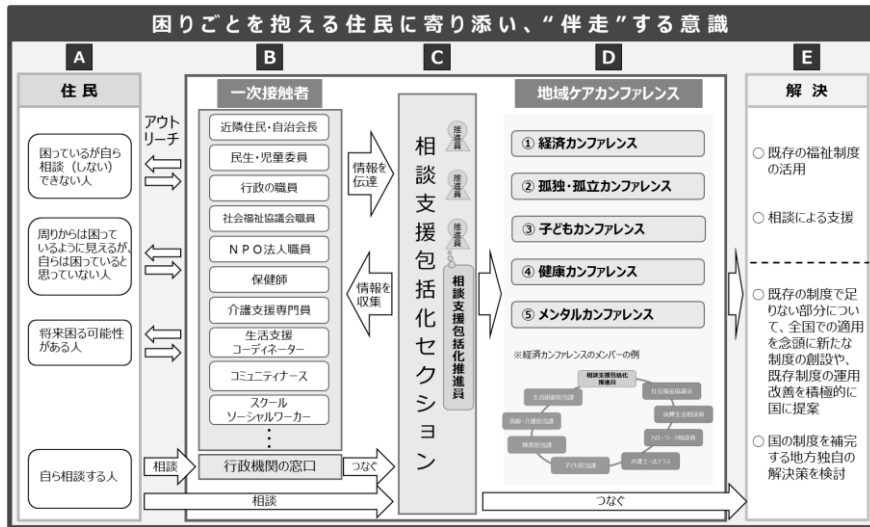
見直し案	現行
1. 基本理念 全ての県民が尊厳を保持し、地域の一員として包摂され、支え合いながら、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指す。 ○ 個人や世帯が抱える課題が複雑化・多様化しており、既存の分野別の制度による支援だけでは十分に対応できない場合があります。 ○ 課題を抱える人に寄り添い、伴走することを基本として、適切な支援につなぐことが重要です。 ○ 自らの抱える課題について認識していない人や、自ら相談できない人に対しても、訪問等のアウトリーチにより積極的に課題を把握することが必要です。 ○ また、行政、社協、民間団体、住民等、地域で活動する主体が連携し、地域の課題を発見し、その解決に取り組む必要があり、住民自らが課題を解決できる地域づくりを行うことが重要です。 ○ 全ての人が地域で孤立することなく暮らすためには、一人ひとりが役割を持ち、支え合うことができる社会の実現が求められています。 ○ そこで本計画では、「奈良県人と人及び人と社会がつながり支え合う地域福祉の推進に関する条例」の理念を踏まえ、全ての県民が尊厳を保持し、地域の一員として包摂され、支え合いながら、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を基本理念とします。 2. 「県域」の地域福祉計画の考え方 ○ 「県域」の地域福祉計画は、既存の縦割りの福祉制度では対応が困難な地域の生活課題に対し、関係機関が連携しながら住民主体の地域をつくりあげようとするものです。 ○ 県及び市町村が連携し、県域及び市町村地域福祉計画等を通して、目指すべき地域の姿を広く住民に発信し、地域福祉のあり方について共有し、住民の支え合いに向けた機運の醸成を図ります。 ○ 県と県社協が核となり、広域的、戦略的な施策を展開するとともに、市町村や市町村社協等への支援を推進します。 ○ 奈良県高齢者福祉計画・第9期介護保険事業支援計画・<u>認知症施策推進計画</u>、奈良県障害者計画、第2次奈良県子どもの貧困対策及び第4次ひとり親家庭等自立促進計画、<u>奈良県困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画</u>、その他関連する個別計画との整合を図りつつ、幅広い機関や団体と連携しながら地域福祉を推進します。 3. 県の基本的な役割	1. 基本理念 全ての県民が尊厳を保持し、地域の一員として包摂され、支え合いながら、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指す。 ○ 個人や世帯が抱える課題が複雑化・多様化しており、既存の分野別の制度による支援だけでは十分に対応できない場合があります。 ○ 課題を抱える人に寄り添い、伴走することを基本として、適切な支援につなぐことが重要です。 ○ 自らの抱える課題について認識していない人や、自ら相談できない人に対しても、訪問等のアウトリーチにより積極的に課題を把握することが必要です。 ○ また、行政、社協、民間団体、住民等、地域で活動する主体が連携し、地域の課題を発見し、その解決に取り組む必要があり、住民自らが課題を解決できる地域づくりを行うことが重要です。 ○ 全ての人が地域で孤立することなく暮らすためには、一人ひとりが役割を持ち、支え合うことができる社会の実現が求められています。 ○ そこで本計画では、「奈良県人と人及び人と社会がつながり支え合う地域福祉の推進に関する条例」の理念を踏まえ、全ての県民が尊厳を保持し、地域の一員として包摂され、支え合いながら、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を基本理念とします。 2. 「県域」の地域福祉計画の考え方 ○ 「県域」の地域福祉計画は、既存の縦割りの福祉制度では対応が困難な地域の生活課題に対し、関係機関が連携しながら住民主体の地域をつくりあげようとするものです。 ○ 県及び市町村が連携し、県域及び市町村地域福祉計画等を通して、目指すべき地域の姿を広く住民に発信し、地域福祉のあり方について共有し、住民の支え合いに向けた機運の醸成を図ります。 ○ 県と県社協が核となり、広域的、戦略的な施策を展開するとともに、市町村や市町村社協等への支援を推進します。 ○ 奈良県高齢者福祉計画<u>及び</u>第8期奈良県介護保険事業支援計画、奈良県障害者計画、第2次奈良県子どもの貧困対策及び第4次ひとり親家庭等自立促進計画、その他関連する個別計画との整合を図りつつ、幅広い機関や団体と連携しながら地域福祉を推進します。 3. 県の基本的な役割

第4期奈良県地域福祉計画 中間見直し（案） 新旧対照表

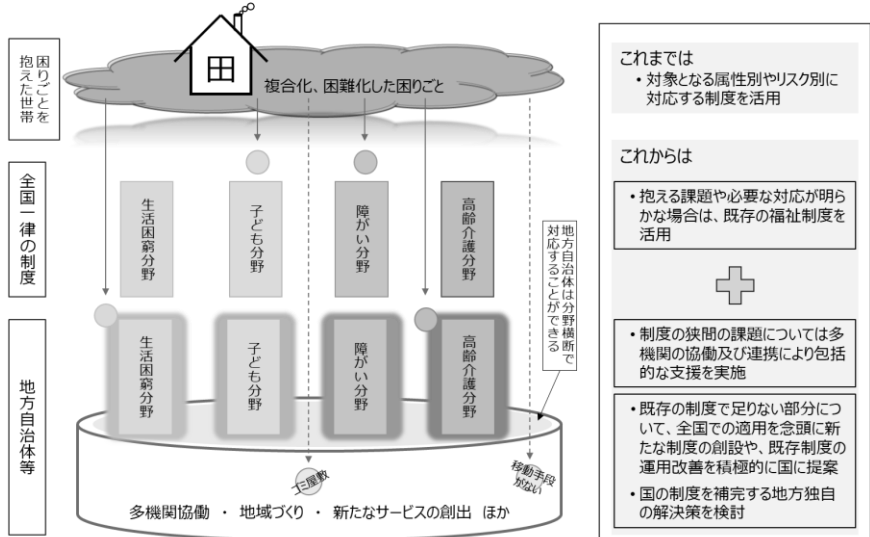
見直し案	現行
○ 住民が抱える地域の生活課題には、福祉、介護、医療、就労などの幅広い分野に関する課題や、地域社会からの孤立などの、日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるうえでのさまざまな課題があります。 ○ 県は、課題を抱える個人や世帯を、制度の枠組みや分野にとらわれることなく、適切な支援につなぐための包括的な支援体制の整備を推進します。 ○ 県は、包括的な支援体制を整備する市町村の取組に対してコーディネーターの役割を担い、それぞれの地域の特性やニーズに合わせた支援を行います。 ○ 県は、市町村や社協、民間団体や住民等の多様な主体と連携し、地域における課題の発見と解決、見守り機能の強化及び地域資源の創出に取り組みます。 ○ 県は、地域福祉の推進の継続的な担い手である専門人材の育成・確保、地域におけるアウトリーチや地域づくりを担う人材の育成に取り組みます。 4. 対象者 ○ 地域で暮らしている全ての人を計画の対象とします。 5. 「福祉の奈良モデル」の構築 ○ 県では、「福祉の奈良モデル」の構築に向けて議論を重ね、「地域住民の困りごとを把握し、適切な支援につなぐ仕組み」について検討してきました。市町村において、包括的な支援体制を整備するにあたり、参考にしていただくため、県で検討した仕組みの基本となる構造（architecture）の具体的なイメージをご紹介します。なお、相談支援の包括化や地域づくりなどの詳細については巻末の付属資料をご覧ください。	○ 住民が抱える地域の生活課題には、福祉、介護、医療、就労などの幅広い分野に関する課題や、地域社会からの孤立などの、日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるうえでのさまざまな課題があります。 ○ 県は、課題を抱える個人や世帯を、制度の枠組みや分野にとらわれることなく、適切な支援につなぐための包括的な支援体制の整備を推進します。 ○ 県は、包括的な支援体制を整備する市町村の取組に対してコーディネーターの役割を担い、それぞれの地域の特性やニーズに合わせた支援を行います。 ○ 県は、市町村や社協、民間団体や住民等の多様な主体と連携し、地域における課題の発見と解決、見守り機能の強化及び地域資源の創出に取り組みます。 ○ 県は、地域福祉の推進の継続的な担い手である専門人材の育成・確保、地域におけるアウトリーチや地域づくりを担う人材の育成に取り組みます。 4. 対象者 ○ 地域で暮らしている全ての人を計画の対象とします。 5. 「福祉の奈良モデル」の構築 ○ 県では、「福祉の奈良モデル」の構築に向けて議論を重ね、「地域住民の困りごとを把握し、適切な支援につなぐ仕組み」について検討してきました。市町村において、包括的な支援体制を整備するにあたり、参考にしていただくため、県で検討した仕組みの基本となる構造（architecture）の具体的なイメージをご紹介します。なお、相談支援の包括化や地域づくりなどの詳細については巻末の付属資料をご覧ください。

見直し案

（１）困りごとを解決に導く具体的な仕組み（architecture）

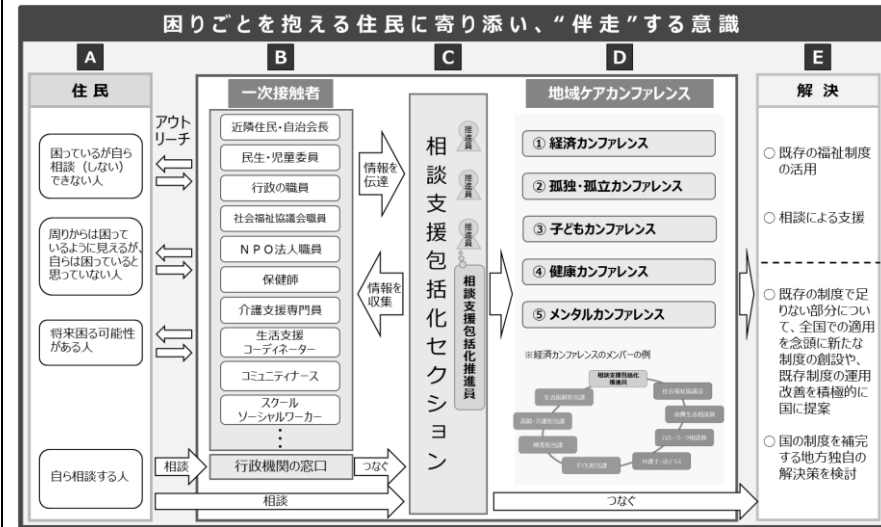


（２）分野横断での取組のイメージ

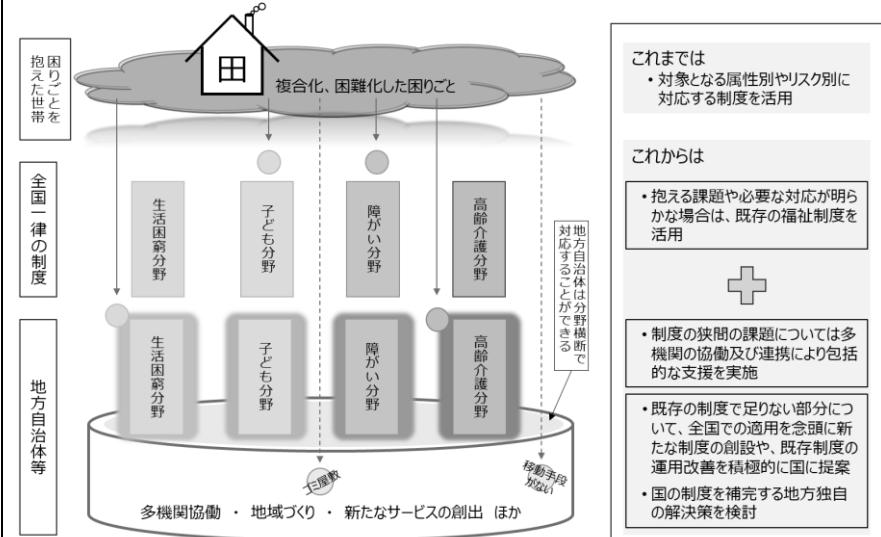


現行

（１）困りごとを解決に導く具体的な仕組み（architecture）



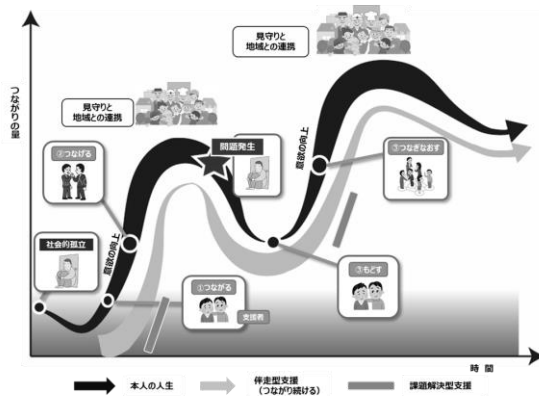
（２）分野横断での取組のイメージ



見直し案

(3) 寄り添い、“伴走”するイメージ

(伴走型支援のイメージ図)



出典：厚生労働省令和2年度社会福祉推進事業
「包括的支援体制の整備に係る現場での実践に求められる対人援助のアプローチとしての伴走型支援に関する調査研究」報告書より 加筆修正

- 一番上の曲線は「本人の人生」を表し、線の太さは「意欲」を表します。地域社会との関わりが増えるにつれて太くなり、少なくなるにつれて細くなります。
- 下の曲線は本人と支援者の「つながりの濃さ」を表し、線の太さは、地域社会との関わりが増えるにつれて細くなりますが、切れることはありません。
- 短い線は課題解決型支援を表し、支援員は課題解決に向けた支援を行うと同時に、孤立解消のための伴走型支援を続けます。

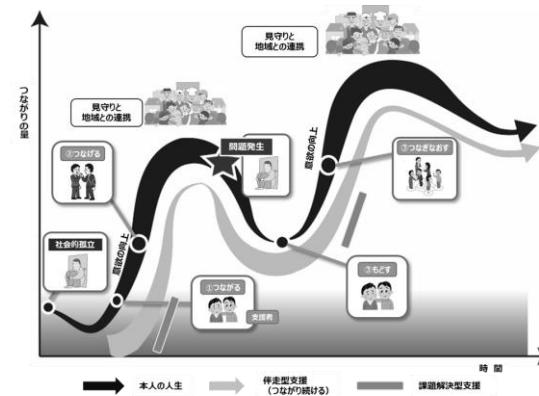
支援のプロセス ～専門職の3つの働き～

- ① つながる（＝支援者が本人とつながる）
 - ・アウトリーチ
 - ・閉ざされた心へのアプローチ、信頼関係の形成
- ② つなげる（＝本人と地域社会との関わりをつくる）
 - ・抱え込まない→地域の住民や活動へのつなぎ
 - ・つながりを広げる→地域づくり、本人が役割をもつ
 - ・つなげない選択もある→本人主体、本人利益の尊重
- ③ もどし、つなぎなおす（＝本人と地域社会との関わりを再構築する）
 - ・ゆるやかな見守り、地域との連携
 - ・再び本人が問題を抱えたり、あるいは「つなぎ先」に問題が生じたりするなどの「第2、第3の危機」を早期に発見し、孤立状態へと陥ることのないよう支援する。

現行

(3) 寄り添い、“伴走”するイメージ

(伴走型支援のイメージ図)



出典：厚生労働省令和2年度社会福祉推進事業
「包括的支援体制の整備に係る現場での実践に求められる対人援助のアプローチとしての伴走型支援に関する調査研究」報告書より 加筆修正

- 一番上の曲線は「本人の人生」を表し、線の太さは「意欲」を表します。地域社会との関わりが増えるにつれて太くなり、少なくなるにつれて細くなります。
- 下の曲線は本人と支援者の「つながりの濃さ」を表し、線の太さは、地域社会との関わりが増えるにつれて細くなりますが、切れることはありません。
- 短い線は課題解決型支援を表し、支援員は課題解決に向けた支援を行うと同時に、孤立解消のための伴走型支援を続けます。

支援のプロセス ～専門職の3つの働き～

- ① つながる（＝支援者が本人とつながる）
 - ・アウトリーチ
 - ・閉ざされた心へのアプローチ、信頼関係の形成
- ② つなげる（＝本人と地域社会との関わりをつくる）
 - ・抱え込まない→地域の住民や活動へのつなぎ
 - ・つながりを広げる→地域づくり、本人が役割をもつ
 - ・つなげない選択もある→本人主体、本人利益の尊重
- ③ もどし、つなぎなおす（＝本人と地域社会との関わりを再構築する）
 - ・ゆるやかな見守り、地域との連携
 - ・再び本人が問題を抱えたり、あるいは「つなぎ先」に問題が生じたりするなどの「第2、第3の危機」を早期に発見し、孤立状態へと陥ることのないよう支援する。

第2章 アクションプログラム

I 施策の体系

1. 包括的な支援体制の整備

個人や世帯が抱える課題が複雑化・多様化する中、既存の福祉サービスの提供にとどまらず、地域のあらゆる資源や主体が連携・協働し、多様な支援の形を創り出すことが求められています。

こうした認識のもと、誰もが安全に安心して地域で暮らすことができるよう、包括的な支援体制の整備に取り組みます。

2. 「支え合い」活動の推進

少子高齢化が進行する中、核家族化や単身世帯の増加など家族形態が変化し、地域における支え合い機能が低下しています。また、地域におけるつながりが弱まる中、既存の制度、施策では対応が難しい困りごとを抱える人が増加しています。

生きづらさを抱える人を排除することなく、互いに認め合い、声を掛けあって支え合う地域をつくっていくことが大切です。

こうした認識のもと、地域資源の創出や活用を通じ、地域コミュニティの再生を図り、住民同士による「支え合い」活動を推進します。

3. 多様な福祉の担い手づくり

第2章 アクションプログラム

I 施策の体系

1. 包括的な支援体制の整備

個人や世帯が抱える課題が複雑化・多様化する中、既存の福祉サービスの提供にとどまらず、地域のあらゆる資源や主体が連携・協働し、多様な支援の形を創り出すことが求められています。

こうした認識のもと、誰もが安全に安心して地域で暮らすことができるよう、包括的な支援体制の整備に取り組みます。

2. 「支え合い」活動の推進

少子高齢化が進行する中、核家族化や単身世帯の増加など家族形態が変化し、地域における支え合い機能が低下しています。また、地域におけるつながりが弱まる中、既存の制度、施策では対応が難しい困りごとを抱える人が増加しています。

生きづらさを抱える人を排除することなく、互いに認め合い、声を掛けあって支え合う地域をつくっていくことが大切です。

こうした認識のもと、地域資源の創出や活用を通じ、地域コミュニティの再生を図り、住民同士による「支え合い」活動を推進します。

3. 多様な福祉の担い手づくり

第4期奈良県地域福祉計画 中間見直し（案） 新旧対照表

見直し案	現行
複合的な課題に対しては、解決が困難となる前に早期に発見して支援につなげていくことが大切です。また、自ら声をあげられない人に、アウトリーチにより支援の手を差し伸べることが重要となっています。住民主体の支え合いを推進するとともに、地域での支援体制を整備するためには、地域福祉活動を推進する人材の育成と確保が重要です。 こうした認識のもと、地域における福祉の担い手や地域福祉をコーディネートする福祉人材の育成と確保及び定着の推進を図ります。 4. 地域福祉を推進する環境の整備 地域において利用者の視点に立った多種・多様な福祉サービスが提供され、その質の向上が図られることで、住民が地域で適切なサービスを選択でき、安心して暮らし続けられることが必要です。また、住民の持つ多様な背景への相互理解を促進することで、支え合う体制の充実強化を図ることが重要です。 こうした認識のもと、地域において、誰もが暮らしやすく安心できるような地域福祉を推進する環境を整備します。	複合的な課題に対しては、解決が困難となる前に早期に発見して支援につなげていくことが大切です。また、自ら声をあげられない人に、アウトリーチにより支援の手を差し伸べることが重要となっています。住民主体の支え合いを推進するとともに、地域での支援体制を整備するためには、地域福祉活動を推進する人材の育成と確保が重要です。 こうした認識のもと、地域における福祉の担い手や地域福祉をコーディネートする福祉人材の育成と確保及び定着の推進を図ります。 4. 地域福祉を推進する環境の整備 地域において利用者の視点に立った多種・多様な福祉サービスが提供され、その質の向上が図られることで、住民が地域で適切なサービスを選択でき、安心して暮らし続けられることが必要です。また、住民の持つ多様な背景への相互理解を促進することで、支え合う体制の充実強化を図ることが重要です。 こうした認識のもと、地域において、誰もが暮らしやすく安心できるような地域福祉を推進する環境を整備します。

見直し案 基本理念	現行 基本理念
全ての県民が尊厳を保持し、地域の一員として包摂され、支え合いながら、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指す。	全ての県民が尊厳を保持し、地域の一員として包摂され、支え合いながら、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指す。
施策の柱	施策の柱
施策の方向性	施策の方向性
1 包括的な 支援体制の整備 (1) 地域の人々を支える支援体制の充実強化 地域のあらゆる資源や主体が連携・協働し、地域の人々を支えるため、多様な支援を提供する包括的な支援体制を整備する。 (2) 市町村地域福祉計画の策定支援 包括的な支援体制の整備を含む市町村の地域福祉を総合的に推進するため、計画の策定を支援する。 2 「支え合い」活動 の推進 (1) 地域共生の仕組みづくり 地域のつながりを再構築するため、地域社会の中で、住民一人ひとりが地域の一員として互いに支え合う取組を推進する。 3 多様な福祉の 担い手づくり (1) 地域福祉を推進する人材の育成・組織づくり 地域福祉への住民の幅広い参画を促進するため、地域福祉活動を実践する人材・組織及び地域福祉活動を牽引する専門職を育成する。 (2) 福祉・介護人材の育成・確保・定着 福祉・介護人材を育成・確保するため、多様な人材の参入促進、資質向上、定着促進の取組を強化する。 4 地域福祉を推進する 環境の整備 (1) 福祉サービスの質の向上 個人・世帯の抱える様々な課題に対して適切なサービスを提供するための体制を整備する。 (2) 全ての人に優しい福祉のまちづくりの推進 住民の多様な背景への理解促進により、地域で支え合う体制を充実強化する。	1 包括的な 支援体制の整備 (1) 地域の人々を支える支援体制の充実強化 地域のあらゆる資源や主体が連携・協働し、地域の人々を支えるため、多様な支援を提供する包括的な支援体制を整備する。 (2) 市町村地域福祉計画の策定支援 包括的な支援体制の整備を含む市町村の地域福祉を総合的に推進するため、計画の策定を支援する。 2 「支え合い」活動 の推進 (1) 地域共生の仕組みづくり 地域のつながりを再構築するため、地域社会の中で、住民一人ひとりが地域の一員として互いに支え合う取組を推進する。 3 多様な福祉の 担い手づくり (1) 地域福祉を推進する人材の育成・組織づくり 地域福祉への住民の幅広い参画を促進するため、地域福祉活動を実践する人材・組織及び地域福祉活動を牽引する専門職を育成する。 (2) 福祉・介護人材の育成・確保・定着 福祉・介護人材を育成・確保するため、多様な人材の参入促進、資質向上、定着促進の取組を強化する。 4 地域福祉を推進する 環境の整備 (1) 福祉サービスの質の向上 個人・世帯の抱える様々な課題に対して適切なサービスを提供するための体制を整備する。 (2) 全ての人に優しい福祉のまちづくりの推進 住民の多様な背景への理解促進により、地域で支え合う体制を充実強化する。

第4期奈良県地域福祉計画 中間見直し（案） 新旧対照表

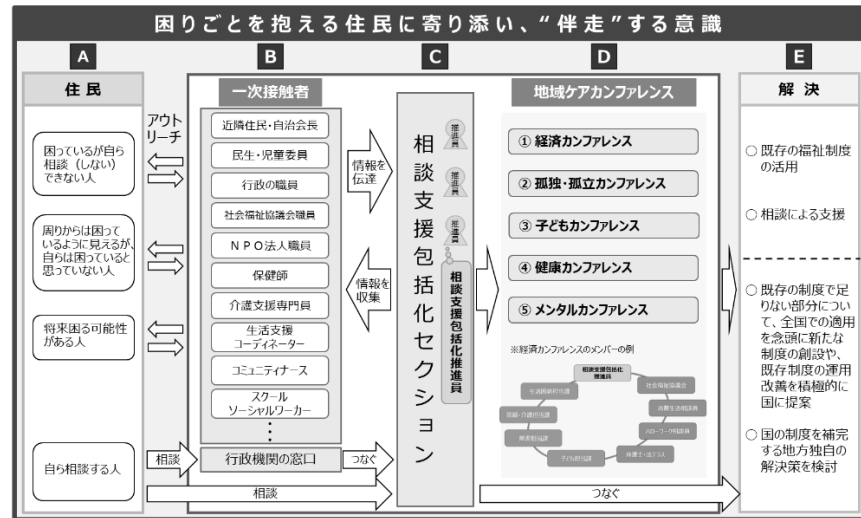
見直し案	現行
Ⅱ 施策の展開 1. 包括的な支援体制の整備 （1）地域の人々を支える支援体制の充実強化 ① 包括的な相談・支援体制の整備 【現状と課題】 ○ 人口減少や核家族化、単身世帯の増加など、社会や家族構成等の変化により、地域におけるつながりが弱まり、支え合いの力が低下しています。 ○ また、日本型雇用慣行の変化による非正規雇用労働者の増加など、様々な社会の変化を背景として、人々の暮らしや地域のあり方が多様化し、人々の抱える課題も複雑化しています。<u>今後、孤独・孤立の問題のさらなる深刻化も懸念されます。</u> ○ このような中、従来の社会保障制度による分野別・世代別で縦割りの支援では十分に対応できない制度の狭間の課題が見られます。 ○ 県では、この複雑化・多様化した地域の生活課題の解決に向けた仕組みを検討するため、令和2年度に「包括的な支援体制構築に向けた実態調査」を実施しました。調査結果によると、市町村における福祉の各分野の窓口での相談事例では、「孤立によって事例が深刻化しやすい」「本人に複数の課題がある場合よりも、世帯の複数の人に課題がある方が対応困難になりやすい」等の傾向が見られました。また、そのスムーズな解決のために、窓口では「関係部署や関係機関で情報を共有する仕組み」が必要と感じていることがわかりました。 ○ 近年の社会福祉法改正の議論の中でも、市町村において、分野をまたぐ生活課題への支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備していく流れとなっています。 ○ 人々の抱える課題が複雑化・多様化している現状を踏まえ、住民やその世帯の課題を解決していくためには、地域全体での「気づき」の機能を高め、行政や社協、住民、民間団体等、地域で活動する主体が連携しながら、困りごとを聞き取り包括的に把握し、適切な支援につなぐ仕組みが必要です。また、住民が自らSOSを発信できずに課題が深刻化し、解決が困難な状態になる前に早期に発見し、支援につなげていくことも大切です。 ○ 多様な支援を実現するために、困りごとに対する個別支援を通じて既存のネットワーク等の地域資源を見つけたり、不足している場合には新たに創出するなど、地域資源の活用と発掘に取り組む必要があります。 ○ 誰もが暮らしやすい地域の実現のためには、役割を固定せず、誰もが支え合い、互いにつながり合う地域社会をつくる必要があります。このためには、住民の身近にあるそれぞれの市町村が中心となって、地域の実情に合わせた支援体制の整備を進めることが重要です。 【取組の方向性】 ○ 住民の相談を包括的に受け止め、多機関が協働して支援する包括的な相談・支援体制を整備	Ⅱ 施策の展開 1. 包括的な支援体制の整備 （1）地域の人々を支える支援体制の充実強化 ① 包括的な相談・支援体制の整備 【現状と課題】 ○ 人口減少や核家族化、単身世帯の増加など、社会や家族構成等の変化により、地域におけるつながりが弱まり、支え合いの力が低下しています。 ○ また、日本型雇用慣行の変化による非正規雇用労働者の増加など、様々な社会の変化を背景として、人々の暮らしや地域のあり方が多様化し、人々の抱える課題も複雑化しています。 ○ このような中、従来の社会保障制度による分野別・世代別で縦割りの支援では十分に対応できない制度の狭間の課題が見られます。 ○ 県では、この複雑化・多様化した地域の生活課題の解決に向けた仕組みを検討するため、令和2年度に「包括的な支援体制構築に向けた実態調査」を実施しました。調査結果によると、市町村における福祉の各分野の窓口での相談事例では、「孤立によって事例が深刻化しやすい」「本人に複数の課題がある場合よりも、世帯の複数の人に課題がある方が対応困難になりやすい」等の傾向が見られました。また、そのスムーズな解決のために、窓口では「関係部署や関係機関で情報を共有する仕組み」が必要と感じていることがわかりました。 ○ 近年の社会福祉法改正の議論の中でも、市町村において、分野をまたぐ生活課題への支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備していく流れとなっています。 ○ 人々の抱える課題が複雑化・多様化している現状を踏まえ、住民やその世帯の課題を解決していくためには、地域全体での「気づき」の機能を高め、行政や社協、住民、民間団体等、地域で活動する主体が連携しながら、困りごとを聞き取り包括的に把握し、適切な支援につなぐ仕組みが必要です。また、住民が自らSOSを発信できずに課題が深刻化し、解決が困難な状態になる前に早期に発見し、支援につなげていくことも大切です。 ○ 多様な支援を実現するために、困りごとに対する個別支援を通じて既存のネットワーク等の地域資源を見つけたり、不足している場合には新たに創出するなど、地域資源の活用と発掘に取り組む必要があります。 ○ 誰もが暮らしやすい地域の実現のためには、役割を固定せず、誰もが支え合い、互いにつながり合う地域社会をつくる必要があります。このためには、住民の身近にあるそれぞれの市町村が中心となって、地域の実情に合わせた支援体制の整備を進めることが重要です。 【取組の方向性】 ○ 住民の相談を包括的に受け止め、多機関が協働して支援する包括的な相談・支援体制を整備

第4期奈良県地域福祉計画 中間見直し（案） 新旧対照表

見直し案

- するため、市町村と協働するとともに、市町村のニーズに合わせた支援を行います。
- 必要に応じて市町村と協定を締結し、取組の方向性を共有したうえで、協働して支援体制の検討及び整備を推進します。
 - 住民主体の課題解決に向けた取組を支援し、適切な機関と連携する、地域福祉のコーディネーターの役割を担うコミュニティソーシャルワーカー（以下、「CSW」といいます。※P36参照）等地域福祉を担う専門職の育成や配置を促進するとともに、住民の困りごとを包括的に把握する人材を養成・確保します。
 - 支援を必要とする人を早期に支援につなげるため、住民相互の地域での見守りや民生委員・児童委員による訪問支援、民間企業や民間団体との連携等による情報提供、CSW等の専門職によるアウトリーチ等住民に身近な圏域における重層的な見守りネットワークの構築を推進します。
 - 住民やその世帯の課題の解決にあたっては、既存の制度の効率的な活用はもとより、国に対して新たな制度の創設や運用の改善を提案するほか、国の制度を補完する地方独自の施策の検討を行います。

困りごとを解決に導く具体的な仕組み（architecture）（再掲）



② 生活困窮者自立支援の充実

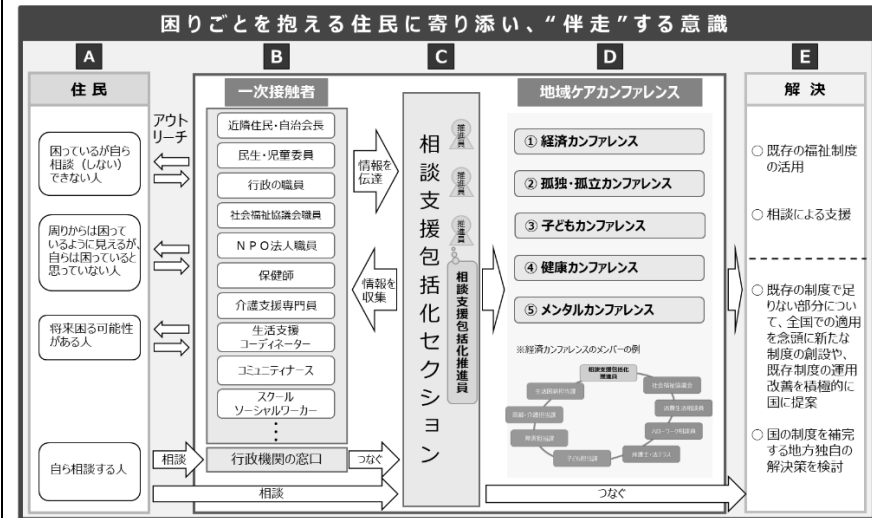
【現状と課題】

- 生活困窮者自立支援法においては、心身の状況、就労の状況、地域社会からの孤立といった生活困窮者の状況に応じて、包括的かつ早期に自立の支援を行わなければならないとされてい

現行

- するため、市町村と協働するとともに、市町村のニーズに合わせた支援を行います。
- 必要に応じて市町村と協定を締結し、取組の方向性を共有したうえで、協働して支援体制の検討及び整備を推進します。
 - 住民主体の課題解決に向けた取組を支援し、適切な機関と連携する、地域福祉のコーディネーターの役割を担うコミュニティソーシャルワーカー（以下、「CSW」といいます。※P35参照）等地域福祉を担う専門職の育成や配置を促進するとともに、住民の困りごとを包括的に把握する人材を養成・確保します。
 - 支援を必要とする人を早期に支援につなげるため、住民相互の地域での見守りや民生委員・児童委員による訪問支援、民間企業との連携等による情報提供、CSW等の専門職によるアウトリーチ等住民に身近な圏域における重層的な見守りネットワークの構築を推進します。
 - 住民やその世帯の課題の解決にあたっては、既存の制度の効率的な活用はもとより、国に対して新たな制度の創設や運用の改善を提案するほか、国の制度を補完する地方独自の施策の検討を行います。

困りごとを解決に導く具体的な仕組み（architecture）（再掲）



② 生活困窮者自立支援の充実

【現状と課題】

- 生活困窮者自立支援法においては、心身の状況、就労の状況、地域社会からの孤立といった生活困窮者の状況に応じて、包括的かつ早期に自立の支援を行わなければならないとされてい

第4期奈良県地域福祉計画 中間見直し（案） 新旧対照表

見直し案	現行
ます。これまで、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人を広く対象として、個々の状況に応じた寄り添い支援を行うことにより、生活困窮者の自立を促す取組を進めてきました。 ○ 就労支援については、本人の状況に応じて適切な支援へつなぐことが必要です。就労可能な人へは、ハローワークと連携した支援を、就労に向けて一定の支援が必要な人へは、自立相談支援機関の就労支援員による支援を、就労に向けて日常生活自立等の準備が必要な人へは、生活習慣の改善や社会参加機会の提供等による就労準備支援を行ってきました。 ○ 家計管理が困難な人へは、家計の状況把握や家計改善の意欲を高めるため家計改善支援を行っています。家計改善と自立相談・就労準備を一体的に支援することで、より効果的に自立の促進を図ることができますが、県内における家計改善支援の取組は進んでいない状況です。 ○ 住居確保の取組については、就労能力及び就労意欲のある人のうち、住宅を喪失している人又は喪失するおそれのある人等に対して住居確保給付金を支給することにより、安定した住まいの確保を支援しています。 ○ 地域社会での孤立につながるひきこもり状態に至った経緯や背景は様々で、ひきこもり期間が10年を超えるケースや当事者・家族が高齢であるケースも見られます。県では平成27年度にひきこもり相談窓口を開設し、ひきこもり当事者や家族に対する電話相談、来所相談、県中南部への出張相談等を実施しています。 ○ 令和2年度における生活困窮者自立相談支援機関への新規相談件数は前年度比で約3.2倍となっており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が見られます。<u>しかし、令和4年度における新規相談件数はコロナ前と同程度の水準に戻っています。ただし、新型コロナウイルス感染症により困窮状態に陥った要支援者は一定数いると想定され、また、新型コロナウイルス感染症をきっかけに顕在化した、生活困窮者層を早期に把握し、支援につなげる恒久的な取組が必要であるため、引き続き関係機関との連携や相談支援体制の充実を図っていく必要があります。</u> 【取組の方向性】 ○ 生活困窮者自立支援の取組を推進するため、職員研修、事業実施体制の構築支援、市域を越えたネットワークづくり等市町村に対する支援を行います。 ○ より効果的に生活困窮者の自立を図るため、自立相談・就労準備・家計改善の一体的実施を促進し、特に、家計改善支援については県全体で実施できる仕組みづくりを検討します。 ○ ひきこもりに関する正しい理解とひきこもり相談窓口の認知度を高めるために広報を充実させるとともに、県・市町村ひきこもり支援ネットワーク会議の開催等により、市町村や他分野・多機関と連携しながら、支援体制を強化します。 ○ 孤独・孤立を防ぎ、社会参加できる自信を徐々に取り戻せるよう、安心して穏やかに過ごし	ます。これまで、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人を広く対象として、個々の状況に応じた寄り添い支援を行うことにより、生活困窮者の自立を促す取組を進めてきました。 ○ 就労支援については、本人の状況に応じて適切な支援へつなぐことが必要です。就労可能な人へは、ハローワークと連携した支援を、就労に向けて一定の支援が必要な人へは、自立相談支援機関の就労支援員による支援を、就労に向けて日常生活自立等の準備が必要な人へは、生活習慣の改善や社会参加機会の提供等による就労準備支援を行ってきました。 ○ 家計管理が困難な人へは、家計の状況把握や家計改善の意欲を高めるため家計改善支援を行っています。家計改善と自立相談・就労準備を一体的に支援することで、より効果的に自立の促進を図ることができますが、県内における家計改善支援の取組は進んでいない状況です。 ○ 住居確保の取組については、就労能力及び就労意欲のある人のうち、住宅を喪失している人又は喪失するおそれのある人等に対して住居確保給付金を支給することにより、安定した住まいの確保を支援しています。 ○ 地域社会での孤立につながるひきこもり状態に至った経緯や背景は様々で、ひきこもり期間が10年を超えるケースや当事者・家族が高齢であるケースも見られます。県では平成27年度にひきこもり相談窓口を開設し、ひきこもり当事者や家族に対する電話相談、来所相談、県中南部への出張相談等を実施しています。 ○ 令和2年度における生活困窮者自立相談支援機関への新規相談件数は前年度比で約3.2倍となっており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が見られます。<u>す。また、令和2年度に実施した「新型コロナウイルス感染症の影響による生活困難者の実態調査」では、家賃を滞納している世帯は公共料金等を滞納している場合が多く、滞納を多く抱えている人ほど気分が沈み込む等の心身の健康状態に悪影響を受けている傾向が見られました。このことから、生活困窮者の滞納情報を早期に相談支援につなげるため、関係機関との連携や相談支援体制の強化が必要です。</u> 【取組の方向性】 ○ 生活困窮者自立支援の取組を推進するため、職員研修、事業実施体制の構築支援、市域を越えたネットワークづくり等市町村に対する支援を行います。 ○ より効果的に生活困窮者の自立を図るため、自立相談・就労準備・家計改善の一体的実施を促進し、特に、家計改善支援については県全体で実施できる仕組みづくりを検討します。 ○ ひきこもりに関する正しい理解とひきこもり相談窓口の認知度を高めるために広報を充実させるとともに、県・市町村ひきこもり支援ネットワーク会議の開催等により、市町村や他分野・多機関と連携しながら、支援体制を強化します。 ○ 孤独・孤立を防ぎ、社会参加できる自信を徐々に取り戻せるよう、安心して穏やかに過ごし

第4期奈良県地域福祉計画 中間見直し(案) 新旧対照表

見直し案

たり、人とのつながりを結び直すことのできる居場所づくりに取り組みます。

- 生活困窮者の孤立や困窮の深刻化を招くことがないよう、アウトリーチを含めた相談体制の整備や、家計・住まいに関する生活支援など、自立支援体制の充実を図ります。

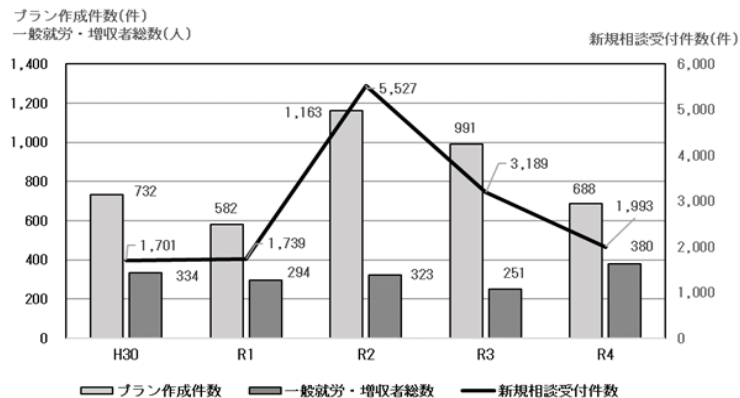
《数値目標》

具体的な数値目標	現在の取組状況	目標
生活困窮者自立支援法に基づく任意事業の実施数	① 就労準備支援事業： 13/14※実施主体 ② 家計改善支援事業： <u>10</u> /14※実施主体 (令和 <u>6</u> 年4月現在)	14/14 ※実施主体 (令和8年度)

※12市、十津川村、県
出典：県地域福祉課集計

＜参考データ＞

奈良県の生活困窮者相談件数とプラン作成件数・就労者数の推移 **※更新**



出典：「生活困窮者自立支援制度支援状況調査」(厚生労働省)

現行

たり、人とのつながりを結び直すことのできる居場所づくりに取り組みます。

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、生活困窮者の孤立や困窮の深刻化を招くことがないよう、相談者がアクセスしやすいようなオンライン相談体制の整備や、家計・住まいに関する生活支援など、自立支援体制の強化に取り組みます。

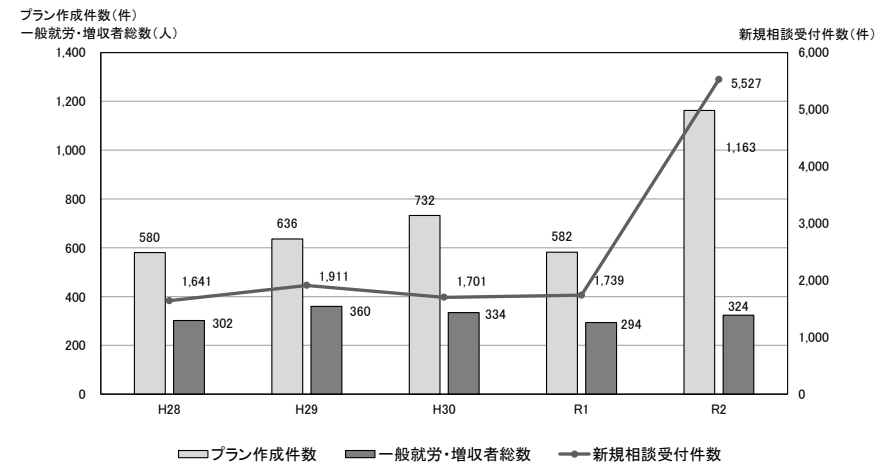
《数値目標》

具体的な数値目標	現在の取組状況	目標
生活困窮者自立支援法に基づく任意事業の実施数	① 就労準備支援事業： 13/14※実施主体 ② 家計改善支援事業： <u>7</u> /14※実施主体 (令和 <u>3</u> 年4月現在)	14/14 ※実施主体 (令和8年度)

※12市、十津川村、県
出典：県地域福祉課集計

＜参考データ＞

奈良県の生活困窮者相談件数とプラン作成件数・就労者数の推移

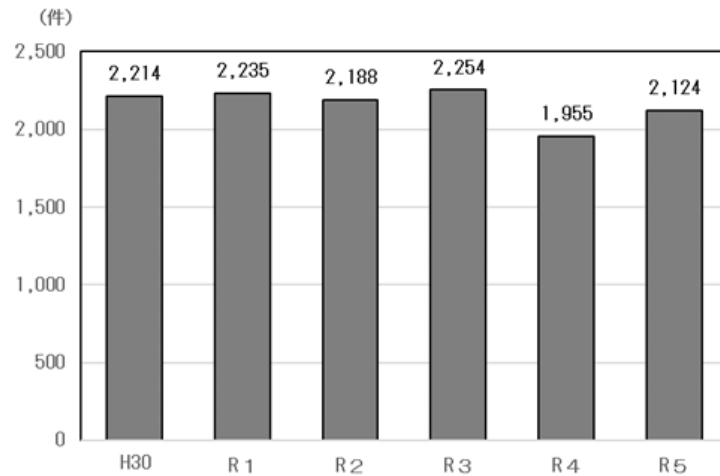


出典：「生活困窮者自立支援制度支援状況調査」(厚生労働省)

第4期奈良県地域福祉計画 中間見直し（案） 新旧対照表

見直し案

ひきこもり相談窓口の相談件数の推移 ※更新

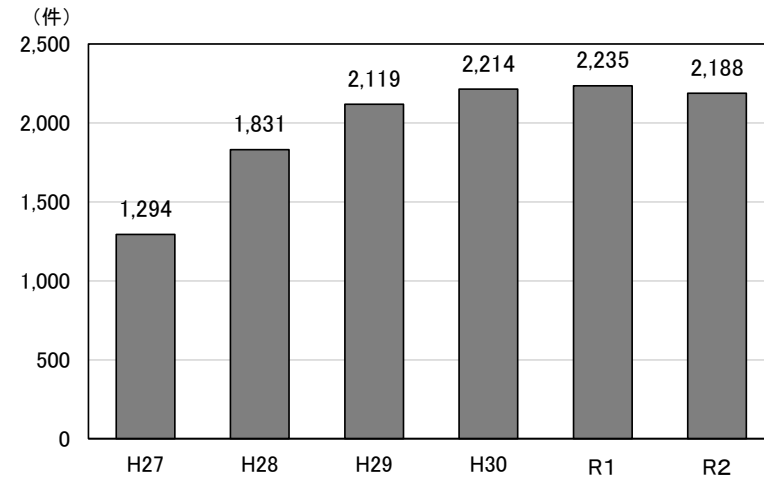


出典：県教育振興課集計

(削除)

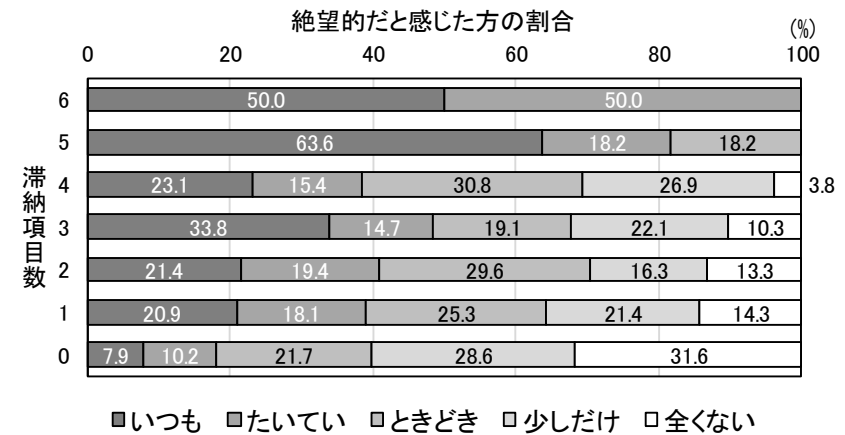
現行

ひきこもり相談窓口の相談件数の推移



出典：県青少年社会生活推進課集計

公共料金等の滞納項目数と心の状態の関係



滞納項目 ①水道料金 ②電気・ガス料金 ③年金保険料④医療保険料 ⑤電話・携帯料金 ⑥クレジットカード

出典：「新型コロナウイルス感染症の影響による生活困難者の実態調査」（奈良県）

第4期奈良県地域福祉計画 中間見直し（案） 新旧対照表

見直し案	現行
③ 経済的困難等を抱える子どもの支援の充実 【現状と課題】 ○ 経済面や社会的理由による困難を抱えている子どもの生活実態の現状を把握するために令和元年度に実施した「子どもの生活に関する実態調査」結果等によると、不安定な就労を背景とする経済的な問題（経済的貧困）や、親が子どもと関わる時間が十分でないこと（時間的貧困）、さらに親子の社会的つながりが希薄であること（つながりの貧困）などが依然として課題であることが明らかになりました。 ○ 生活保護受給世帯の子どもや経済的理由により就学援助を受けている子どもの数は、近年ほぼ横ばいの状況にあります。また、ひとり親世帯の約9割が就労しているものの、約半数の世帯が年収200万円未満です。 ○ 令和2年度に実施した「新型コロナウイルス感染症の影響による生活困難者の実態調査」からは、不安定な雇用形態の多いひとり親家庭の収入が新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響でさらに減収していることや、ひとり親の約6割が子どもの学習意欲の維持に苦慮していること、子ども自身も外で遊べずストレスを感じていることなどがわかりました。 ○ <u>令和6年6月に子ども・若者育成支援推進法が改正され、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っている」と認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が支援すべき対象に「ヤングケアラー」が明記されました。ヤングケアラーは表面化しにくいいため、子どもやその家族に関わりを持つ関係者が早期発見し、支援につなげることが重要です。</u> <u>（削除） ※記載内容を見直しの上、「⑤権利擁護の推進」へ移動</u> 【取組の方向性】 ○ 全ての子どもの現在及び将来が、生まれ育った環境によって左右されることなく、安心感と希望を抱きながらぐくまれる社会の実現を目指し、「奈良県第2次子どもの貧困対策及び第4次ひとり親家庭等自立促進計画」に定める方針（「親が子育ての支援を得ながら社会の担い手として力を発揮できる環境づくり」「子どもの伸びていく力をはぐくむ」「地域で親子を支える地域づくり」「行政における総合的な支援体制づくり」）に沿って、経済的困難を抱える家庭やひとり親家庭の子どもの育ちと子育てを支える取組を着実に進めます。 ○ 経済的困難等の厳しい状況におかれているひとり親家庭・生活困窮家庭などに対し、子育て・生活支援や就労支援等により自立・安定した生活の中での活躍を促進するため、身近な場所での子育ての学びの推進、ひとり親等の雇用促進のための関係機関との連携による調査・研究、親が離婚前から子どもの養育や生活等について考える機会<u>及び養育費確保に向けた支援</u>の提供などを行います。	③ 経済的困難等を抱える子どもの支援の充実 【現状と課題】 ○ 経済面や社会的理由による困難を抱えている子どもの生活実態の現状を把握するために令和元年度に実施した「子どもの生活に関する実態調査」結果等によると、不安定な就労を背景とする経済的な問題（経済的貧困）や、親が子どもと関わる時間が十分でないこと（時間的貧困）、さらに親子の社会的つながりが希薄であること（つながりの貧困）などが依然として課題であることが明らかになりました。 ○ 生活保護受給世帯の子どもや経済的理由により就学援助を受けている子どもの数は、近年ほぼ横ばいの状況にあります。また、ひとり親世帯の約9割が就労しているものの、約半数の世帯が年収200万円未満です。 ○ 令和2年度に実施した「新型コロナウイルス感染症の影響による生活困難者の実態調査」からは、不安定な雇用形態の多いひとり親家庭の収入が新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響でさらに減収していることや、ひとり親の約6割が子どもの学習意欲の維持に苦慮していること、子ども自身も外で遊べずストレスを感じていることなどがわかりました。 ○ <u>令和2年度の児童虐待相談対応件数は、過去最多であった令和元年度より微減していますが、これは学校や近隣・知人からの通告が減少したことによるものであり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、児童虐待が潜在化している可能性があると考えられます。</u> ○ <u>さらに、近年顕在化してきた子どもに関する社会問題である「ヤングケアラー」と考えられる実態も明らかになっており、家庭の外からは見えにくい子どもの貧困問題等とともに支援の取組強化が必要となっています。</u> 【取組の方向性】 ○ 全ての子どもの現在及び将来が、生まれ育った環境によって左右されることなく、安心感と希望を抱きながらぐくまれる社会の実現を目指し、「奈良県第2次子どもの貧困対策及び第4次ひとり親家庭等自立促進計画」に定める方針（「親が子育ての支援を得ながら社会の担い手として力を発揮できる環境づくり」「子どもの伸びていく力をはぐくむ」「地域で親子を支える地域づくり」「行政における総合的な支援体制づくり」）に沿って、経済的困難を抱える家庭やひとり親家庭の子どもの育ちと子育てを支える取組を着実に進めます。 ○ 経済的困難等の厳しい状況におかれているひとり親家庭・生活困窮家庭などに対し、子育て・生活支援や就労支援等により自立・安定した生活の中での活躍を促進するため、身近な場所での子育ての学びの推進、ひとり親等の雇用促進のための関係機関との連携による調査・研究、親が離婚前から子どもの養育や生活等について考える機会の提供などを行います。

第4期奈良県地域福祉計画 中間見直し（案） 新旧対照表

見直し案

- 家庭の経済状況に関わらず、全ての子どもが能力・可能性を最大限に伸ばし、自分の夢に挑戦できるよう、学校と放課後児童クラブの連携の促進により、子どもの状況をより詳細に把握・共有するなど、子どもの教育への支援を充実します。
- 子どもの学習支援に加え、生活習慣・育成環境の改善、進学や就労に関する相談支援に取り組みます。
- 子どもが困難な状況に陥らないよう、地域の多世代の多様な人が子どもと接し、子どもの年齢等に応じて意見を尊重しながら、関係者とともに親子を孤立させず、子どもをはぐくむ地域づくりを推進するため、地域全体で親子を支える気運を醸成する県民運動を展開します。
- 子どもが安心して集える地域の居場所づくりを目指し、こども食堂の設置や多機能化について支援を行うとともに、こども食堂を中心とする子ども支援ネットワークの普及などを進めます。
- 市町村の「子どもの貧困対策計画」及び「ひとり親家庭等自立促進計画」の策定を支援するとともに、就労、住まい、教育など、ひとり親家庭等の複合的なニーズにワンストップで対応し、個々の必要な支援につなげる体制づくりを促進します。
- 全ての子育て家庭を支える「市町村 こども家庭センター」の設置促進、きめ細かな相談支援を行う「ひとり親コンシェルジュ」の配置によるアウトリーチ型支援の拡充などを行います。
- ヤングケアラーについては、「奈良県ヤングケアラー支援に関する取組方針」の①早期発見・把握、②相談支援体制の充実、③社会的認知度の向上の3つの方針に基づき、支援に取り組みます。県及び市町村において、児童・介護・障害等の福祉と教育の担当部署が連携し、支援体制づくりを進めます。

（削除） ※記載内容を見直しの上、「⑤権利擁護の推進」へ移動

《数値目標》

具体的な数値目標	現在の取組状況	目標
ひとり親世帯（母子家庭）の就業率	91.4% （令和元年度）	95% （令和7年度）

出典：子どもの生活に関する実態調査（奈良県）

現行

- 家庭の経済状況に関わらず、全ての子どもが能力・可能性を最大限に伸ばし、自分の夢に挑戦できるよう、学校と放課後児童クラブの連携の促進により、子どもの状況をより詳細に把握・共有するなど、子どもの教育への支援を充実します。
- 子どもの学習支援に加え、生活習慣・育成環境の改善、進学や就労に関する相談支援に取り組みます。
- 子どもが困難な状況に陥らないよう、地域の多世代の多様な人が子どもと接し、子どもの年齢等に応じて意見を尊重しながら、関係者とともに親子を孤立させず、子どもをはぐくむ地域づくりを推進するため、地域全体で親子を支える気運を醸成する県民運動を展開します。
- 子どもが安心して集える地域の居場所づくりを目指し、こども食堂の設置や多機能化について支援を行うとともに、こども食堂を中心とする子ども支援ネットワークの普及などを進めます。
- 市町村の「子どもの貧困対策計画」及び「ひとり親家庭等自立促進計画」の策定を支援するとともに、就労、住まい、教育など、ひとり親家庭等の複合的なニーズにワンストップで対応し、個々の必要な支援につなげる体制づくりを促進します。
- 全ての子育て家庭を支える「市町村 子ども家庭総合支援拠点」の設置促進と機能強化、きめ細かな相談支援を行う「ひとり親コンシェルジュ」の配置によるアウトリーチ型支援の拡充などを行います。
- ヤングケアラー 問題については、取組方針を明確にしたうえで、県及び市町村において、児童・介護・障害等の福祉と教育の担当部署が連携し、支援体制づくりを進めます。

○ 市町村で家庭の見守りを行う要保護児童対策地域協議会に対する支援を充実することにより、ヤングケアラーへの支援と児童虐待の未然防止等に関する取組を強化します。

《数値目標》

具体的な数値目標	現在の取組状況	目標
ひとり親世帯（母子家庭）の就業率	91.4% （令和元年度）	95% （令和7年度）

出典：子どもの生活に関する実態調査（奈良県）

第4期奈良県地域福祉計画 中間見直し（案） 新旧対照表

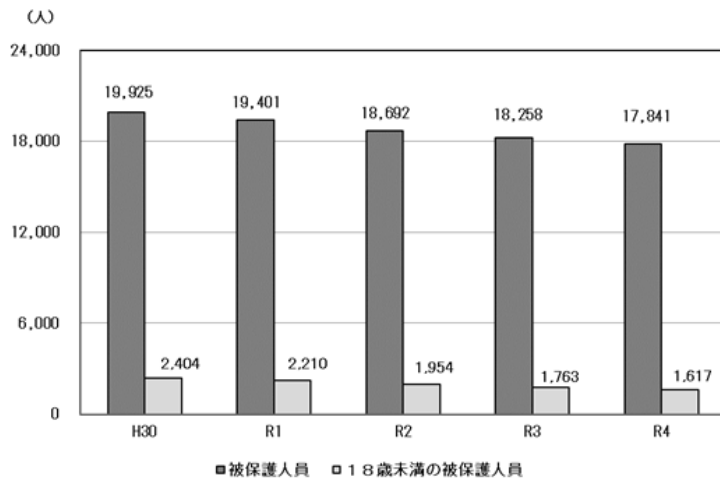
見直し案

具体的な数値目標	現在の取組状況	目標
子どもの学習・生活支援事業 実施数	6/14※実施主体 (令和6年4月現在)	14/14※実施主体 (令和8年度)

※12市、十津川村、県
出典：県地域福祉課集計

＜参考データ＞

奈良県の18歳未満の生活保護受給状況 ※更新



出典：「被保護者調査」（厚生労働省）

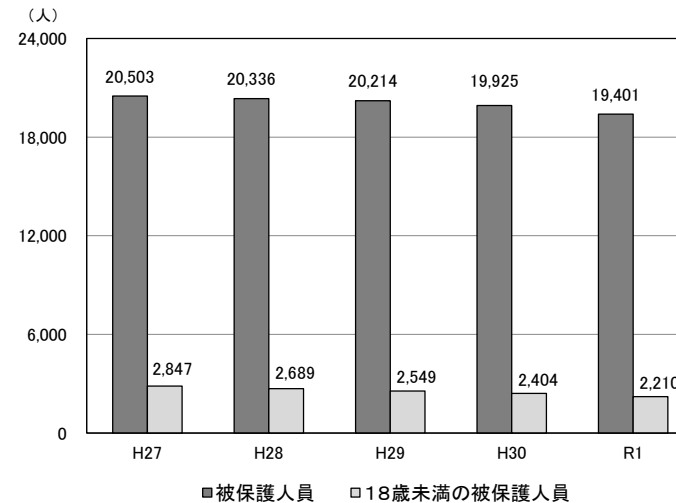
現行

具体的な数値目標	現在の取組状況	目標
子どもの学習・生活支援事業 実施数	5/14※実施主体 (令和3年4月現在)	14/14※実施主体 (令和8年度)

※12市、十津川村、県
出典：県地域福祉課集計

＜参考データ＞

奈良県の18歳未満の生活保護受給状況

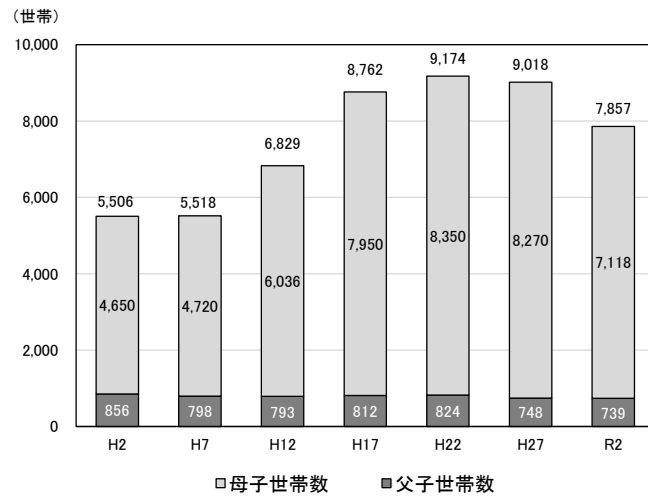


出典：「被保護者調査」（厚生労働省）

第4期奈良県地域福祉計画 中間見直し(案) 新旧対照表

見直し案

奈良県の母子・父子世帯数の推移

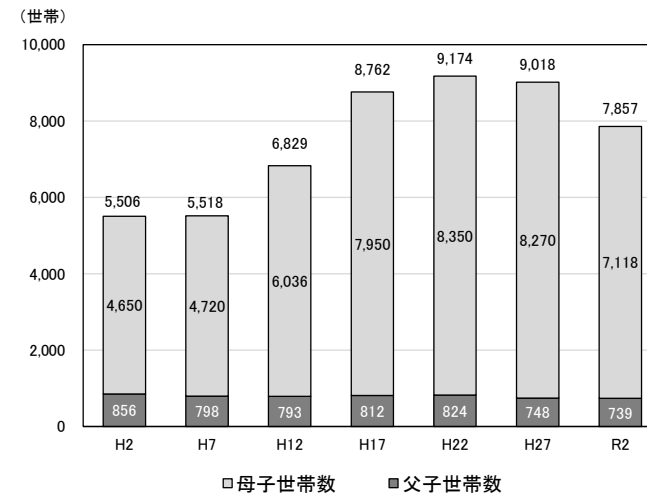


出典：県子ども家庭課集計

(削除) ※数値を更新の上、「⑤権利擁護の推進」へ移動

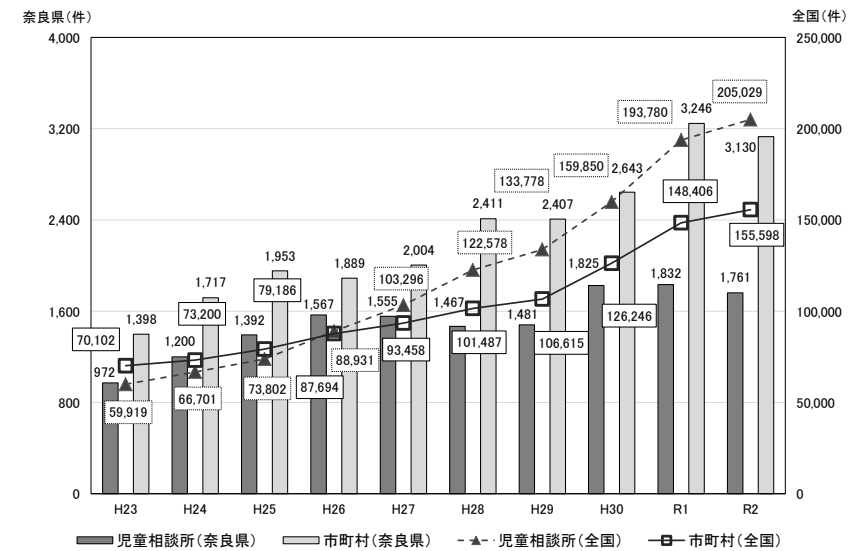
現行

奈良県の母子・父子世帯数の推移



出典：県子ども家庭課集計

児童虐待対応件数の推移



出典：県子ども家庭課集計

第4期奈良県地域福祉計画 中間見直し（案） 新旧対照表

見直し案	現行
④ 居住に課題を抱える人への支援の促進 【現状と課題】 ○ 奈良県の人口は平成12年頃をピークに減少に転じ、今後も減少を続ける見込みであり、世帯数も間もなく減少に転じることが見込まれています。 ○ 一方で、低額所得世帯の割合が近年増加しています。また、低額所得者だけではなく、高齢者や障害者、子育て世帯など、住宅に困窮する世帯は多様化しています。 ○ これらの世帯は、自力で適切な居住水準を確保することが困難な場合や、民間賃貸住宅では入居を拒まれる場合もあり、住まいに関する不安要素を多く抱えています。 ○ 住宅確保要配慮者（市場において自力で適切な住宅を確保することが困難な人）に対して、行政、民間事業者等が連携・協働し、公的・民間賃貸住宅の供給や居住支援の充実等により居住の安定の確保を図る必要があります。 ○ さらに、住宅確保要配慮者を含めた全ての人が安心して地域で暮らし続けるため、ハード面としての住まいの提供のみでなく、ソフト面である、暮らしの安定のための生活支援を行うことが重要です。 ○ 社会経済情勢の急激な変化によって住居を失った人やDV被害者、また大規模災害の被災者等の居住の安定を図るため、住まいの提供体制の確保も重要な課題となっています。 ○ 住居確保の取組については、就労能力及び就労意欲のある人のうち、住宅を喪失している人又は喪失するおそれのある人等に対して住居確保給付金を支給することにより、安定した住まいの確保を支援しています。（1-（1）-②再掲） ○ 令和2年度における生活困窮者自立相談支援機関への新規相談件数は前年度比で約3.2倍となっており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が見られました。しかし、令和4年度における新規相談件数はコロナ前と同程度の水準に戻っています。ただし、新型コロナウイルス感染症により困窮状態に陥った要支援者は一定数いると想定され、また、新型コロナウイルス感染症をきっかけに顕在化した、生活困窮者層を早期に把握し、支援につなげる恒久的な取組が必要であるため、引き続き関係機関との連携や相談支援体制の充実を図っていく必要があります。（1-（1）-②再掲） 【取組の方向性】 ○ 住宅確保要配慮者の居住の安定を確保するため、奈良県居住支援協議会等を活用し、高齢者向けの住宅に関する情報提供の充実や居住支援サービスの充実、家賃債務保証制度や成年後見制度の活用などを通じて、公的・民間賃貸住宅に住みやすい環境の整備を図ります。 ○ 奈良県居住支援協議会等の活用による行政と不動産関連団体や居住支援関連団体の連携を	④ 居住に課題を抱える人への支援の促進 【現状と課題】 ○ 奈良県の人口は平成12年頃をピークに減少に転じ、今後も減少を続ける見込みであり、世帯数も間もなく減少に転じることが見込まれています。 ○ 一方で、低額所得世帯の割合が近年増加しています。また、低額所得者だけではなく、高齢者や障害者、子育て世帯など、住宅に困窮する世帯は多様化しています。 ○ これらの世帯は、自力で適切な居住水準を確保することが困難な場合や、民間賃貸住宅では入居を拒まれる場合もあり、住まいに関する不安要素を多く抱えています。 ○ 住宅確保要配慮者（市場において自力で適切な住宅を確保することが困難な人）に対して、行政、民間事業者等が連携・協働し、公的・民間賃貸住宅の供給や居住支援の充実等により居住の安定の確保を図る必要があります。 ○ さらに、住宅確保要配慮者を含めた全ての人が安心して地域で暮らし続けるため、ハード面としての住まいの提供のみでなく、ソフト面である、暮らしの安定のための生活支援を行うことが重要です。 ○ <u>また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴う</u>社会経済情勢の急激な変化によって住居を失った人の居住の安定を図るため、住まいの提供体制の確保も重要な課題となっています。 ○ 住居確保の取組については、就労能力及び就労意欲のある人のうち、住宅を喪失している人又は喪失するおそれのある人等に対して住居確保給付金を支給することにより、安定した住まいの確保を支援しています。（1-（1）-②再掲） ○ 令和2年度における生活困窮者自立相談支援機関への新規相談件数が前年度比で約3.2倍となっており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が見られます。また、令和2年度に実施した「新型コロナウイルス感染症の影響による生活困難者の実態調査」では、家賃を滞納している世帯は公共料金等を滞納している場合が多く、滞納を多く抱えている人ほど気分が沈み込む等の心身の健康状態に悪影響を受けている傾向が見られました。このことから、生活困窮者の滞納情報を早期に相談支援につなげるため、関係機関との連携や相談支援体制の強化が必要です。（1-（1）-②再掲） 【取組の方向性】 ○ 住宅確保要配慮者の居住の安定を確保するため、奈良県居住支援協議会等を活用し、高齢者向けの住宅に関する情報提供の充実や居住支援サービスの充実、家賃債務保証制度や成年後見制度の活用などを通じて、公的・民間賃貸住宅に住みやすい環境の整備を図ります。 ○ 奈良県居住支援協議会等の活用による行政と不動産関連団体や居住支援関連団体の連携を

第4期奈良県地域福祉計画 中間見直し（案） 新旧対照表

見直し案

強化しながら、情報提供を行う担い手の確保や育成を行うことで、地域の実情に応じた住まいや暮らしに関する情報提供の円滑化を図ります。

- 引き続き、住宅確保要配慮者の公営住宅への入居の促進と、公平かつ適切な入居管理に努めます。
- 県及び市町村において、福祉と住宅の担当部署間の連携をすすめ、暮らしの安定のため必要な生活支援を適切に提供する体制の整備を図ります。
- 社会経済情勢の急激な変化によって住居を失った人やDV被害者、また大規模災害の被災者等、住居に課題を抱える人の恒久的な住宅確保までの一時的な住まいとして、引き続き公営住宅の空き住戸の提供を行います。
- 生活困窮者の孤立や困窮の深刻化を招くことがないよう、アウトリーチを含めた相談体制の整備や、家計・住まいに関する生活支援など、自立支援体制の充実を図ります。(1-(1)-②再掲)
- 職員研修、事業実施体制の構築支援、市域を越えたネットワークづくり等市町村に対する支援を行います。(1-(1)-②再掲)

《数値目標》

具体的な数値目標	現在の取組状況	目標
居住支援法人の指定数	<u>11</u> 件 (令和 <u>5</u> 年度)	16件 (令和8年度)

現行

強化しながら、情報提供を行う担い手の確保や育成を行うことで、地域の実情に応じた住まいや暮らしに関する情報提供の円滑化を図ります。

- 引き続き、住宅確保要配慮者の公営住宅への入居の促進と、公平かつ適切な入居管理に努めます。
- 県及び市町村において、福祉と住宅の担当部署間の連携をすすめ、暮らしの安定のため必要な生活支援を適切に提供する体制の整備を図ります。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による離職等により、現在居住する住宅から退去を余儀なくされる人に対し、恒久的な住宅確保までの一時的な住まいとして、引き続き公営住宅の空き住戸の提供を行います。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、生活困窮者の孤立や困窮の深刻化を招くことがないよう、相談者がアクセスしやすいようなオンライン相談体制の整備や、家計・住まいに関する生活支援など、自立支援体制の強化に取り組みます。(1-(1)-②再掲)
- 職員研修、事業実施体制の構築支援、市域を越えたネットワークづくり等市町村に対する支援を行います。(1-(1)-②再掲)

《数値目標》

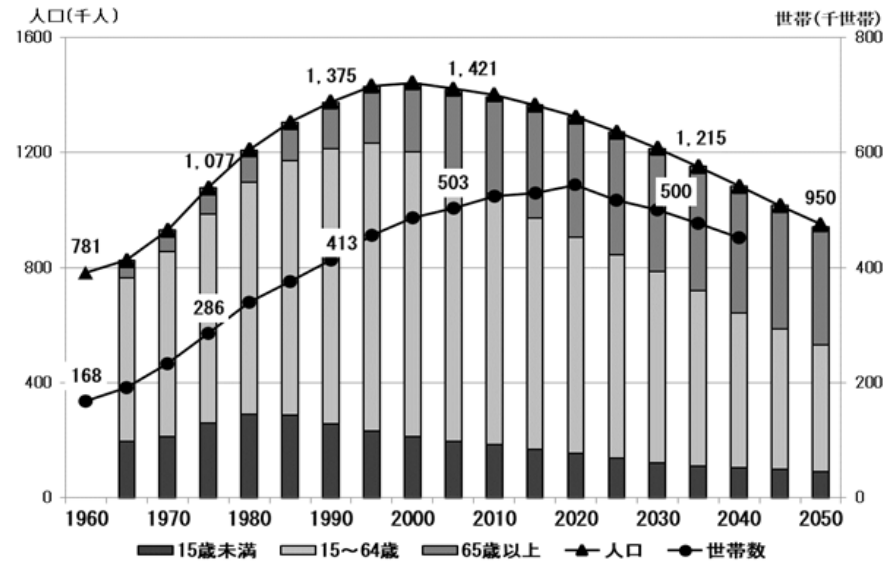
具体的な数値目標	現在の取組状況	目標
居住支援法人の指定数	<u>8</u> 件 (令和 <u>3</u> 年 <u>12</u> 月現在)	16件 (令和8年度)

第4期奈良県地域福祉計画 中間見直し(案) 新旧対照表

見直し案

<参考データ>

奈良県の人口・世帯数の推移 ※更新



出典：国勢調査 (R2 まで)

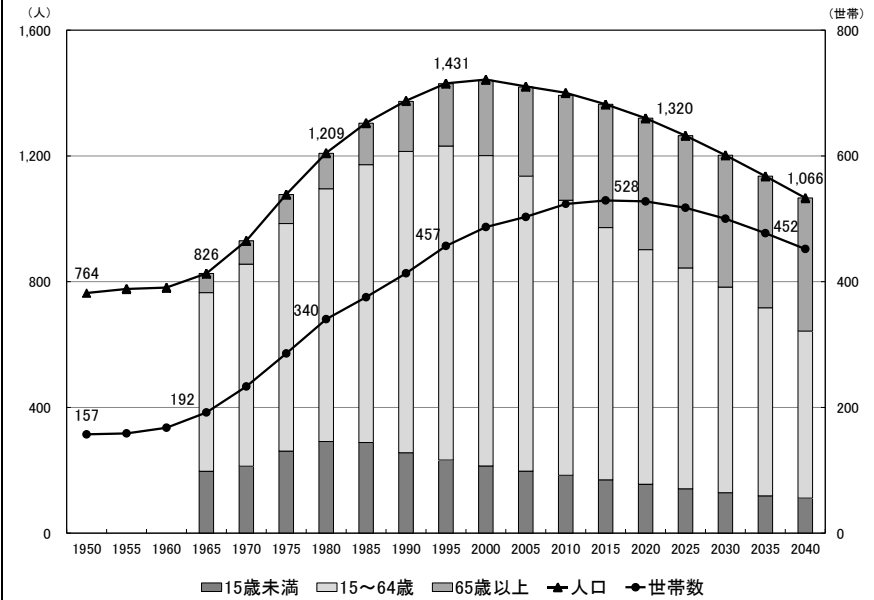
国立社会保障・人口問題研究所推計 R5. 3 月推計 (R3 以降)

※世帯推計はH31. 4 月発表時点

現行

<参考データ>

奈良県の人口・世帯数の推移



出典：国勢調査 (H27 まで)

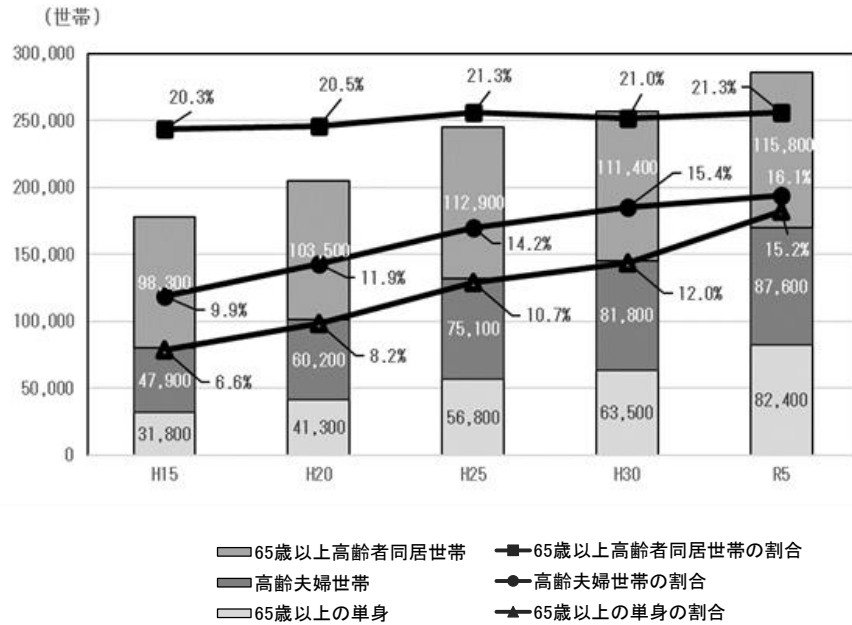
国立社会保障・人口問題研究所推計 H30. 3 月推計 (H28 以降)

※世帯推計はH31. 4 月発表時点

第4期奈良県地域福祉計画 中間見直し(案) 新旧対照表

見直し案

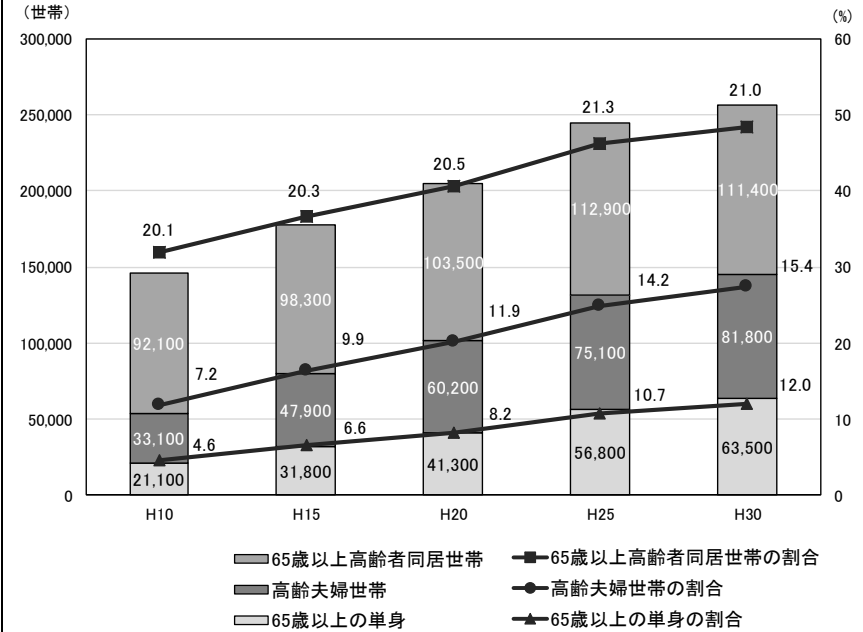
奈良県の高齢者世帯が世帯総数に占める割合の推移 ※更新



出典：「令和5年住宅・土地統計調査」住宅及び世帯に関する基本集計（総務省統計局）

現行

奈良県の高齢者世帯が世帯総数に占める割合の推移



出典：「平成30年住宅・土地統計調査」住宅及び世帯に関する基本集計（総務省統計局）

第4期奈良県地域福祉計画 中間見直し（案） 新旧対照表

見直し案

(削除)

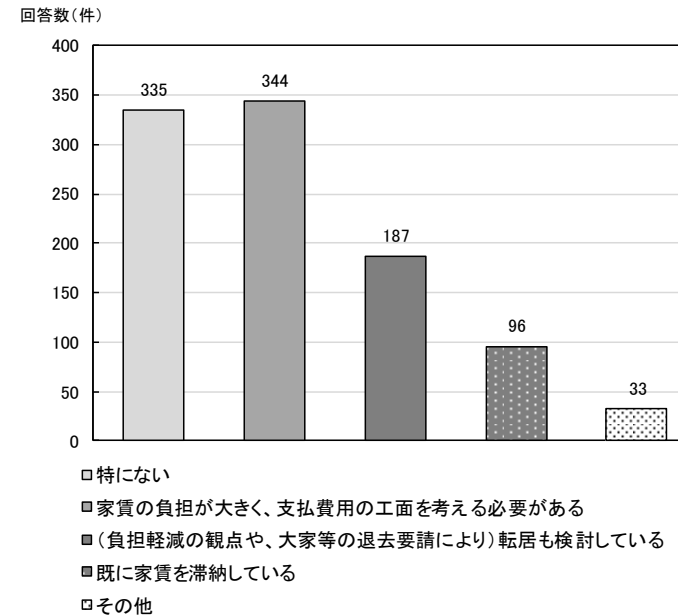
⑤ 権利擁護の推進

【現状と課題】

- 認知症や障害等により判断能力が十分でない人々の権利を守り、その尊厳を保持するため、また、地域で安心して暮らしていくことができるよう、お互いに見守り、支え合う体制をつくることが重要であり、必要に応じて本人の意思決定を支援する取組や、虐待を防止する取組の充実が求められています。
- 県社協と市町村社協が実施する、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行う日常生活自立支援事業は、他制度等と連携し利用者の実情に応じたサービスの提供に努めています。
- 令和4年3月に国において「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が策定され、成年後見制度の周知や中核機関の設置に取り組むことが示されており、その実現に向けて市町村の取組

現行

新型コロナウイルス感染症による住まいへの影響
(家賃支払いについての課題等)



出典：「新型コロナウイルス感染症の影響による生活困難者の実態調査」(奈良県)

※生活福祉資金借受者、住居確保給付金受給者、児童扶養手当受給者を対象に調査

※複数回答可、無回答を除く

⑤ 権利擁護の推進

【現状と課題】

- 認知症や障害等により判断能力が十分でない人々の権利を守り、その尊厳を保持するため、また、地域で安心して暮らしていくことができるよう、お互いに見守り、支え合う体制をつくることが重要であり、必要に応じて本人の意思決定を支援する取組や、虐待を防止する取組の充実が求められています。
- 県社協と市町村社協が実施する、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行う日常生活自立支援事業の利用者は年々増加傾向にあります。
- 平成29年3月に国では「成年後見制度利用促進基本計画」が策定され、市町村は成年後見制度に関する基本計画の策定及び中核機関の設置に取り組むことが示されており、その実現に

第4期奈良県地域福祉計画 中間見直し（案） 新旧対照表

見直し案	現行
が進むよう引き続き支援していく必要があります。 ○ 単独で取り組むことが難しい小規模な市町村に対しては、広域的な取組支援も必要です。 ○ 高齢者虐待については、令和5年度は養介護施設従事者等によるものが16件、養護者によるものが147件となっており、引き続き虐待防止に向けた普及啓発や研修等の取組を実施していく必要があります。 ○ また、障害のある人への虐待防止や権利擁護については、「奈良県障害者権利擁護センター」において、迅速かつ適切に対応するための取組を進めるとともに、障害者虐待防止・権利擁護研修を実施し、虐待防止や権利擁護に関する理解の促進や意識の啓発を行う必要があります。 <u>○ 児童虐待相談対応件数は、コロナ禍の令和2年度～令和4年度において横ばい又は減少傾向でしたが、児童相談所、市町村ともに令和5年度に増加しました。令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類に移行する等、虐待が顕在化しやすくなったと考えられます。また、令和5年6月に県内で発生した児童虐待死亡事案により、県民や関係機関の児童虐待に対する意識の高まりもあったと考えられます。</u> <u>○ また、社会的養護を行うにあたっては、こどもの最善の利益を保障しつつ、こどもの意見または意向を十分に勘案した判断を行う必要があります。</u> 【取組の方向性】 ○ 地域における住民同士の見守り、支え合う体制を強化するため、啓発等により虐待防止や権利擁護の取組を推進します。 ○ 日常生活自立支援事業については、利用者への福祉サービスの向上を図り、適正な運営を確保できるよう引き続き県社協と市町村社協の取組を支援します。 ○ 成年後見制度については、市町村、地域包括支援センター等に対する相談支援や研修等を引き続き実施するとともに、市町村に対する基本計画の策定支援や、中核機関設置に向けた市町村の取組の横展開、後見人となる人材の育成等の体制整備に引き続き取り組みます。 ○ 高齢者への虐待の防止については、虐待防止に係る普及啓発のほか、市町村及び介護施設等を対象とする研修を引き続き実施します。 ○ 障害のある人への虐待防止・権利擁護については、研修修了者数増加に向けて研修の周知方法や開催方法の見直しを図りつつ、虐待防止に向けたさらなる体制強化に取り組みます。 <u>○ 児童虐待対策については、市町村で家庭の見守りを行う要保護児童対策地域協議会に対する支援を充実することにより、児童虐待の未然防止等に関する取組を強化します。</u> <u>○ また、こどもの権利擁護については、こどもの年齢や発達に応じた適切な説明を尽くすことを前提に、こどもへの意見聴取を適切に実施し、こどもの意見表明等こどもの権利擁護が実現</u>	向けて市町村の取組が進むよう引き続き支援していく必要があります。 ○ 単独で取り組むことが難しい小規模な市町村に対しては、広域的な取組支援も必要です。 ○ 高齢者虐待については、令和2年度は養介護施設従事者等によるものが4件、養護者によるものが115件となっており、引き続き虐待防止に向けた普及啓発や研修等の取組を実施していく必要があります。 ○ また、障害のある人への虐待防止や権利擁護については、「奈良県障害者権利擁護センター」において、迅速かつ適切に対応するための取組を進めるとともに、障害者虐待防止・権利擁護研修を実施し、虐待防止や権利擁護に関する理解の促進や意識の啓発を行う必要があります。 <u>（新設） ※「③経済的困難等を抱える子どもの支援の充実」から移動</u> <u>（新設）</u> 【取組の方向性】 ○ 地域における住民同士の見守り、支え合う体制を強化するため、啓発等により虐待防止や権利擁護の取組を推進します。 ○ 日常生活自立支援事業については、利用者への福祉サービスの向上を図り、適正な運営を確保できるよう引き続き県社協と市町村社協の取組を支援します。 ○ 成年後見制度については、市町村、地域包括支援センター等に対する相談支援や研修等を引き続き実施するとともに、市町村に対する基本計画の策定支援や、中核機関設置に向けた市町村の取組の横展開、後見人となる人材の育成等の体制整備に引き続き取り組みます。 <u>なお、現在国において策定作業中の第2期成年後見制度利用促進基本計画の内容を踏まえた取組については、同計画策定後、その内容を勘案し必要な取組を検討します。</u> ○ 高齢者への虐待の防止については、虐待防止に係る普及啓発のほか、市町村及び介護施設等を対象とする研修を引き続き実施します。 ○ 障害のある人への虐待防止・権利擁護については、研修修了者数増加に向けて研修の周知方法や開催方法の見直しを図りつつ、虐待防止に向けたさらなる体制強化に取り組みます。 <u>（新設） ※「③経済的困難等を抱える子どもの支援の充実」から移動</u> <u>（新設）</u>

第4期奈良県地域福祉計画 中間見直し（案） 新旧対照表

見直し案

できる環境整備を積極的に推進します。

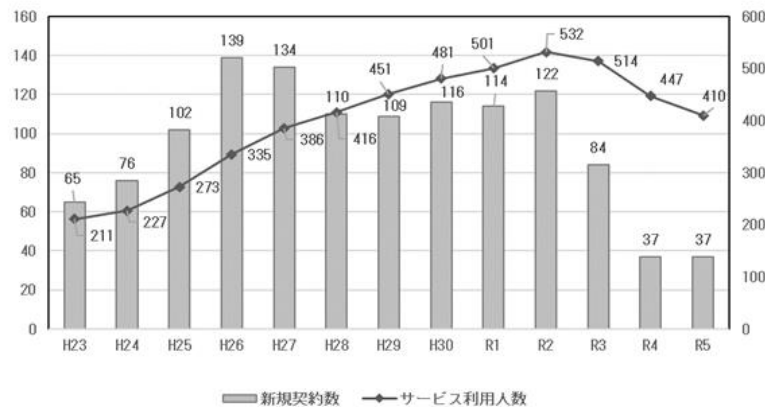
《数値目標》

具体的な数値目標	現在の取組状況	目標
「成年後見制度利用促進基本計画」に基づく 中核機関の設置市町村数	<u>9</u> /39 市町村 (令和 <u>5</u> 年度)	39/39 市町村 (令和 <u>8</u> 年度)

〈参考データ〉

日常生活自立支援事業の利用実績 ※更新

新規契約者数（人）



出典：県社会福祉協議会集計

日常生活自立支援事業における相談援助件数の推移

	<u>R1</u>	<u>R2</u>	<u>R3</u>	<u>R4</u>	<u>R5</u>
相談件数	<u>12,285</u>	<u>11,266</u>	<u>10,983</u>	<u>9,893</u>	<u>10,632</u>
新規契約件数	<u>114</u>	<u>122</u>	<u>84</u>	<u>37</u>	<u>37</u>
実利用者件数	<u>501</u>	<u>532</u>	<u>514</u>	<u>447</u>	<u>410</u>

出典：県社会福祉協議会集計

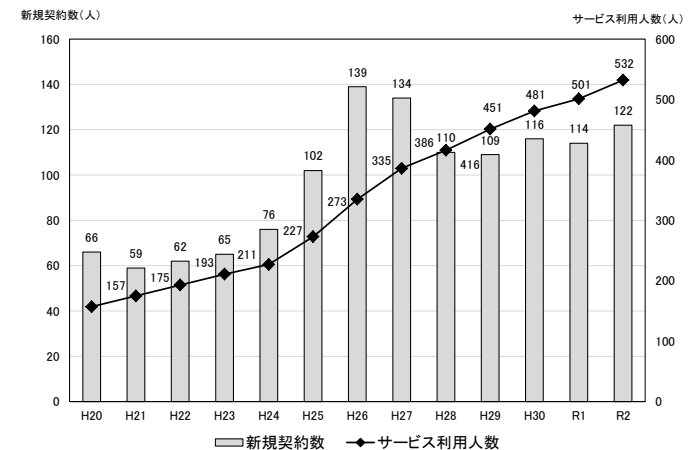
現行

《数値目標》

具体的な数値目標	現在の取組状況	目標
「成年後見制度利用促進基本計画」に基づく 中核機関の設置市町村数	<u>4</u> /39 市町村 (令和 <u>3</u> 年 <u>6</u> 月現在)	39/39 市町村 (<u>複数市町村による 広域設置を含む</u>) (令和 <u>5</u> 年度)

〈参考データ〉

日常生活自立支援事業の利用実績



出典：県社会福祉協議会集計

日常生活自立支援事業における相談援助件数の推移

	<u>H28</u>	<u>H29</u>	<u>H30</u>	<u>R1</u>	<u>R2</u>
相談件数	<u>13,323</u>	<u>12,525</u>	<u>11,268</u>	<u>12,285</u>	<u>11,266</u>
新規契約件数	<u>110</u>	<u>109</u>	<u>116</u>	<u>114</u>	<u>122</u>
実利用者件数	<u>416</u>	<u>451</u>	<u>481</u>	<u>501</u>	<u>532</u>

出典：県社会福祉協議会集計

第4期奈良県地域福祉計画 中間見直し（案） 新旧対照表

見直し案

高齢者虐待件数の推移

	R1	R2	R3	R4	R5
養介護施設従事者等による虐待件数	15	4	6	4	16
養護者による虐待件数	139	115	130	123	147

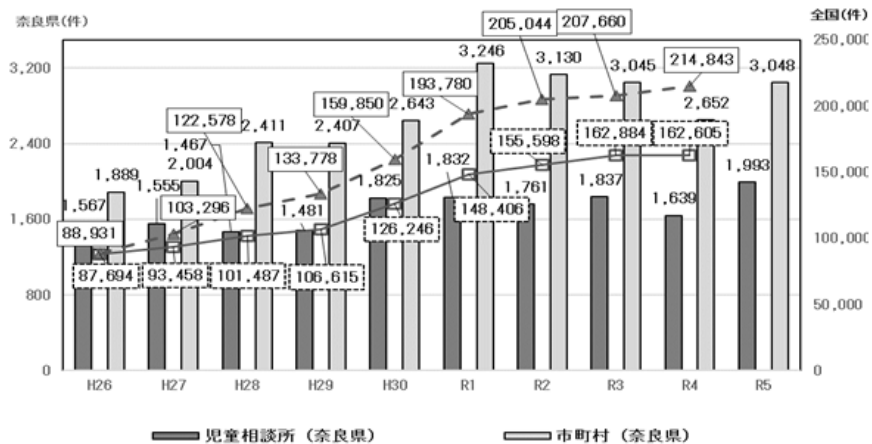
出典：県地域包括支援課集計

障害のある人への虐待件数の推移

	R1	R2	R3	R4
障害者福祉施設従事者による虐待件数	10	9	11	7
養護者による虐待（家庭における虐待）件数	13	16	10	11
使用者による虐待（職場における虐待）件数	7	7	7	5

出典：県障害福祉課集計

児童虐待対応件数の推移



出典：県子ども家庭課集計

⑥ 更生支援の推進

現行

高齢者虐待件数の推移

	H28	H29	H30	R1	R2
養介護施設従事者等による虐待件数	4	12	8	15	4
養護者による虐待件数	112	138	100	139	115

出典：県地域包括ケア推進室集計

障害のある人への虐待件数の推移

	H28	H29	H30	R1
障害者福祉施設従事者による虐待件数	1	6	7	10
養護者による虐待（家庭における虐待）件数	16	16	10	13
使用者による虐待（職場における虐待）件数	4	6	5	7

（新設） ※「③経済的困難等を抱える子どもの支援の充実」から移動

⑥ 更生支援の推進

第4期奈良県地域福祉計画 中間見直し（案） 新旧対照表

見直し案	現行
【現状と課題】 ○ 出所者等への支援については、平成23年度に奈良県地域生活定着支援センターを設立し、福祉サービス等に係るニーズの確認や受入先施設の斡旋等の地域生活定着支援事業を実施してきました。 ○ 平成25年度から、保護観察対象者を県で直接雇用し、社会復帰を支援しています。これまでに7名を雇用し、3名が民間企業へ就職しました。 ○ 平成28年に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、翌29年に国の「再犯防止推進計画」が策定されたことにより、県においても、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じた必要な施策を策定、実施する責務が規定されました。 ○ 県では、平成30年に「奈良県更生支援のあり方検討会」を立ち上げ、「国の司法行政と地方の福祉を繋ぐ」方策を検討し、令和2年4月に「奈良県更生支援の推進に関する条例」を施行しました。この条例に基づき、令和2年7月に「一般財団法人かがやきホーム」を設立し、出所者等を直接雇用したうえで住まいを確保し、就労研修や社会的な教育を実施することにより、社会復帰を支援しています。 ○ 罪を犯した人の中には、過去の過ちゆえに、あるいはそれ以前から、地域での居場所がないなど、生きづらい思いを抱えている人が多く、そのような人が受け入れられ更生できるような地域づくりを行うことは、誰にとっても住みよく暮らしやすい地域づくりにつながることから、今後、更生への意欲を持ち、奈良県で暮らす意思のある人に支援の手を届けるため、県民や事業者の協力を得て取組をさらに充実させることが必要です。 ○ 犯罪を繰り返す人の中には、高齢や障害等の理由で、矯正施設等を退所後、福祉的な支援が受けられないまま再び罪を犯し、矯正施設に戻るなどのケースもあることから、速やかに適切な支援につなげることが重要です。 【取組の方向性】 ○ 一般財団法人かがやきホームにおいて、年齢や性別に関わらず出所者等を受け入れることができるよう、現在の就労研修の場である林業に加え、農業や医療・福祉など様々な職種において就労研修が実施できる体制の構築を進めるとともに、社会的な教育の内容を個人の生活歴等に応じて充実させ、個々の特性に応じた支援を実施します。 ○ 一般財団法人かがやきホームにおける取組を通じ、更生支援についての県民や事業者の理解を深めます。 ○ 保護観察対象者の雇用に取り組む事業者に対し、雇用手続の方法や職場への定着のためのノウハウ等を紹介するセミナーの開催や、公契約条例に基づく総合評価入札時に加点する制度の周知等を引き続き実施し、出所者の雇用の重要性を周知・啓発します。 ○ 地域生活定着支援事業については、矯正施設等を退所した人に加え、被疑者・被告人等につ	【現状と課題】 ○ 出所者等への支援については、平成23年度に奈良県地域生活定着支援センターを設立し、福祉サービス等に係るニーズの確認や受入先施設の斡旋等の地域生活定着支援事業を実施してきました。 ○ 平成25年度から、保護観察対象者を県で直接雇用し、社会復帰を支援しています。これまでに7名を雇用し、3名が民間企業へ就職しました。 ○ 平成28年に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、翌29年に国の「再犯防止推進計画」が策定されたことにより、県においても、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じた必要な施策を策定、実施する責務が規定されました。 ○ 県では、平成30年に「奈良県更生支援のあり方検討会」を立ち上げ、「国の司法行政と地方の福祉を繋ぐ」方策を検討し、令和2年4月に「奈良県更生支援の推進に関する条例」を施行しました。この条例に基づき、令和2年7月に「一般財団法人かがやきホーム」を設立し、出所者等を直接雇用したうえで住まいを確保し、就労研修や社会的な教育を実施することにより、社会復帰を支援しています。 ○ 罪を犯した人の中には、過去の過ちゆえに、あるいはそれ以前から、地域での居場所がないなど、生きづらい思いを抱えている人が多く、そのような人が受け入れられ更生できるような地域づくりを行うことは、誰にとっても住みよく暮らしやすい地域づくりにつながることから、今後、更生への意欲を持ち、奈良県で暮らす意思のある人に支援の手を届けるため、県民や事業者の協力を得て取組をさらに充実させることが必要です。 ○ 犯罪を繰り返す人の中には、高齢や障害等の理由で、矯正施設等を退所後、福祉的な支援が受けられないまま再び罪を犯し、矯正施設に戻るなどのケースもあることから、速やかに適切な支援につなげることが重要です。 【取組の方向性】 ○ 一般財団法人かがやきホームにおいて、年齢や性別に関わらず出所者等を受け入れることができるよう、現在の就労研修の場である林業に加え、農業や医療・福祉など様々な職種において就労研修が実施できる体制の構築を進めるとともに、社会的な教育の内容を個人の生活歴等に応じて充実させ、個々の特性に応じた支援を実施します。 ○ 一般財団法人かがやきホームにおける取組を通じ、更生支援についての県民や事業者の理解を深めます。 ○ 保護観察対象者の雇用に取り組む事業者に対し、雇用手続の方法や職場への定着のためのノウハウ等を紹介するセミナーの開催や、公契約条例に基づく総合評価入札時に加点する制度の周知等を引き続き実施し、出所者の雇用の重要性を周知・啓発します。 ○ 地域生活定着支援事業については、矯正施設等を退所した人に加え、被疑者・被告人等につ

第4期奈良県地域福祉計画 中間見直し（案） 新旧対照表

見直し案

いても対象とし、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束中から釈放後まで一貫した相談支援を実施することにより、社会復帰や地域への定着を推進します。

〈参考データ〉

地域生活定着支援センターの業務実績

	R1	R2	R3	R4	R5
コーディネート業務（件数）	11	13	14	15	19
フォローアップ業務（件数）	34	33	35	43	42
相談支援業務（件数）	38	42	29	27	13
被疑者等支援業務（件数）	0	0	0	9	18
県民向け啓発セミナー等開催数	1	4	135	122	175

出典：県地域福祉課集計

⑦ 自殺対策の推進

【現状と課題】

- 奈良県の自殺死亡率は全国に比べ低く推移していましたが、平成29年から上昇に転じています。
- 自殺の原因・動機別では、「健康問題」が最も多く、次いで「家庭問題」、「経済・生活問題」の順となっています。
- 自殺は、その人の心理的な悩みだけでなく、様々な要因などが複雑に関係しており、医療的な視点だけではなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。
- 自殺を考えている人は、自殺の危険を示すサインを発している場合が多いとされていますが、家庭・学校・職場・地域から孤立した場合に自殺が発生するおそれが高くなるため、身近な人が自殺のサインに気づき予防につなげていくことが必要です。
- 県では、令和5年3月に「奈良県自殺対策計画」を改定し、一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、「誰も自殺に追い込まれることのない『健康な心で暮らしやすい奈良県』を実現する」ことを目指しています。

【取組の方向性】

- 保健、医療、福祉、教育、労働やその他の関連施策と連携し、自殺を防ぐことができるよう、関係機関・団体、市町村等と連携し、包括的な相談・支援体制の整備を進めます。
- 奈良県自殺対策支援センターにおいて、市町村や地域の関係団体等が実施する自殺対策に関

現行

いても対象とし、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束中から釈放後まで一貫した相談支援を実施することにより、社会復帰や地域への定着を推進します。

〈参考データ〉

地域生活定着支援センターの業務実績

	H29	H30	R1	R2
コーディネート業務（件数）	10	10	11	13
フォローアップ業務（件数）	20	25	34	33
相談支援業務（件数）	49	32	38	42
県民向け啓発セミナー等開催数	1	6	1	4

⑦ 自殺対策の推進

【現状と課題】

- 奈良県の自殺死亡率は全国に比べ低く推移していましたが、平成29年から上昇に転じています。
- 自殺の原因・動機別では、「健康問題」が最も多く、次いで「家庭問題」、「経済・生活問題」の順となっています。
- 自殺は、様々な要因とその人の性格的傾向、家族の状況などが複雑に関係しており、医療的な視点だけではなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。
- 自殺を考えている人は、自殺の危険を示すサインを発している場合が多いとされていますが、家庭・学校・職場・地域から孤立した場合に自殺が発生するおそれが高くなるため、身近な人が自殺のサインに気づき予防につなげていくことが必要です。
- 県では、平成30年3月に「奈良県自殺対策計画」を策定し、一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、「誰も自殺に追い込まれることのない『健康な心で暮らしやすい奈良県』を実現する」ことを目指しています。

【取組の方向性】

- 保健、医療、福祉、教育、労働やその他の関連施策と連携し、自殺を防ぐことができるよう、関係機関・団体、市町村等と連携し、包括的な相談・支援体制の整備を進めます。
- 奈良県自殺対策支援センターにおいて、市町村や地域の関係団体等が実施する自殺対策に関

第4期奈良県地域福祉計画 中間見直し（案） 新旧対照表

見直し案

する取組への支援を推進するとともに、県内の自殺対策連携体制の構築を進めます。

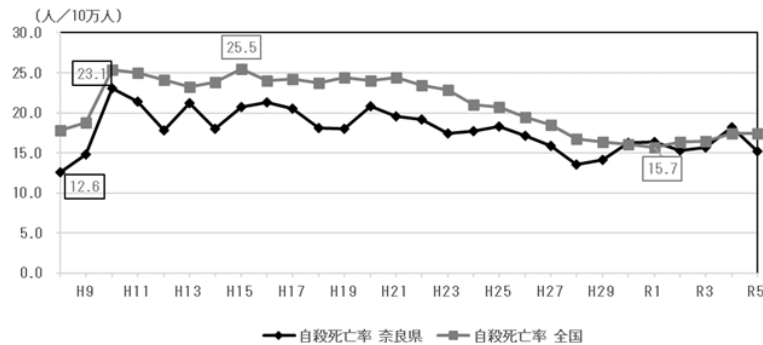
- 自殺対策や心の健康に関する情報提供を行うとともに、ゲートキーパー（死にたいほどの悩みを抱えた人に「気づき」、話を「聴き」、適切な相談機関に「つなぎ」、「見守る」人）としての役割を担う人材を養成することで、地域で見守り支える体制づくりを行います。

《数値目標》

具体的な数値目標	現在の取組状況	目標
自殺死亡率	<u>14.64</u> 人/10万人 (令和 <u>5</u> 年)	9.9人/10万人 (令和8年)

＜参考データ＞

奈良県と全国の自殺死亡率の推移 ※更新



出典:「人口動態統計」(厚生労働省)

現行

する取組への支援を推進するとともに、県内の自殺対策連携体制の構築を進めます。

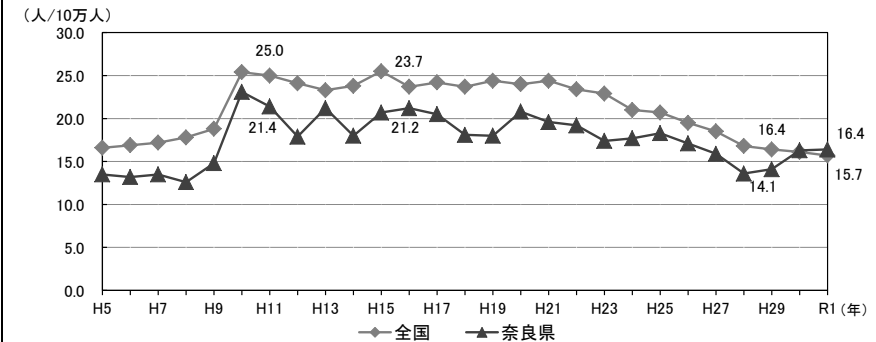
- 自殺対策や心の健康に関する情報提供を行うとともに、ゲートキーパー（死にたいほどの悩みを抱えた人に「気づき」、話を「聴き」、適切な相談機関に「つなぎ」、「見守る」人）としての役割を担う人材を養成することで、地域で見守り支える体制づくりを行います。

《数値目標》

具体的な数値目標	現在の取組状況	目標
自殺死亡率	<u>16.4</u> 人/10万人 (令和 <u>元</u> 年)	9.9人/10万人 (令和8年)

＜参考データ＞

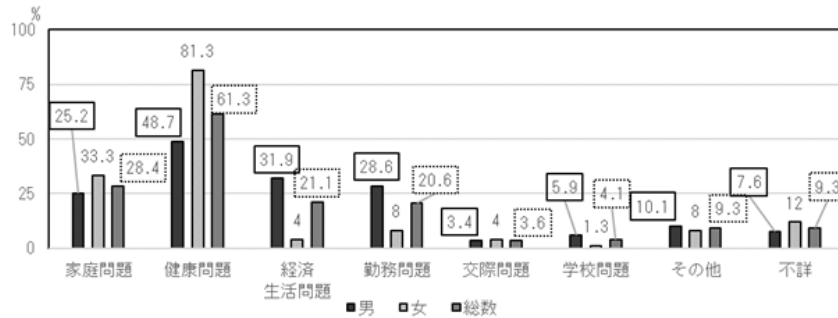
奈良県と全国の自殺死亡率の推移



出典:「人口動態統計」(厚生労働省)

見直し案

奈良県の原因・動機別
自殺者の割合 男女比較（令和5年） ※更新



出典：「自殺統計（自殺日・居住地）」（警察庁）

（2）市町村地域福祉計画の策定支援

① 市町村地域福祉計画の策定支援

【現状と課題】

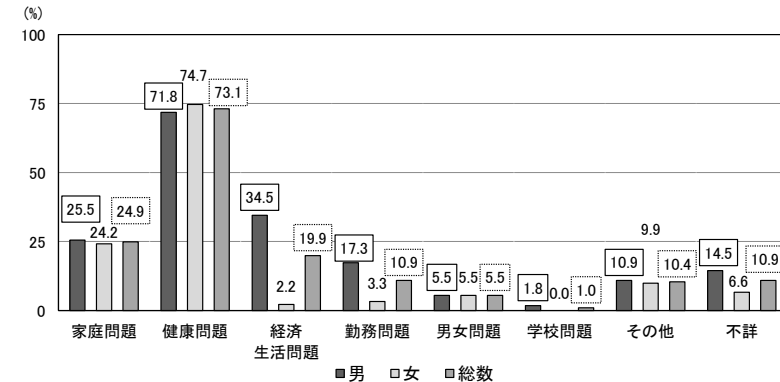
- 「市町村地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に規定される、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画であり、平成30年4月より策定が努力義務化されており、市町村の地域福祉を総合的に推進するうえで大きな柱となるため、地域の実情に応じて積極的に策定に取り組む必要があります。
- 平成30年4月現在において、県内で策定済みであったのは12市町村で、計画策定率は30.8%でした。令和6年1月現在では、31市町村が策定済みで、計画策定率は79.5%と向上したものの、8市町村で未策定の状況です。
- 県内市町村における未策定の理由は、「計画策定に係る人材やノウハウ等が不足しているため」が最も多くなっており、策定体制が整備できないことが主な要因であることが窺えます。

【取組の方向性】

- 市町村における包括的な支援体制の整備につなげるため、策定に向けた取組を連携して実施するなど、必要な支援を行います。
- 引き続き、市町村へのアンケート等による調査を実施し、課題の把握を行うとともに、未策定市町村への働きかけを行い、住民の意見が十分に反映された計画が策定されるよう、策定に

現行

奈良県の原因・動機別
自殺者の割合 男女比較（令和2年）



出典：「自殺統計（自殺日・居住地）」（警察庁）

（2）市町村地域福祉計画の策定支援

① 市町村地域福祉計画の策定支援

【現状と課題】

- 「市町村地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に規定される、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画であり、平成30年4月より策定が努力義務化されており、市町村の地域福祉を総合的に推進するうえで大きな柱となるため、地域の実情に応じて積極的に策定に取り組む必要があります。
- 平成30年4月現在において、県内で策定済みであったのは12市町村で、計画策定率は30.8%でした。令和3年4月現在では、26市町村が策定済みで、計画策定率は66.7%と飛躍的に向上したものの、13市町村で未策定の状況です。
- 県内市町村における未策定の理由は、「計画策定に係る人材やノウハウ等が不足しているため」が最も多くなっており、策定体制が整備できないことが主な要因であることが窺えます。

【取組の方向性】

- 市町村における包括的な支援体制の整備につなげるため、策定に向けた取組を連携して実施するなど、必要な支援を行います。
- 引き続き、市町村へのアンケート等による調査を実施し、課題の把握を行うとともに、未策定市町村への働きかけを行い、住民の意見が十分に反映された計画が策定されるよう、策定に

第4期奈良県地域福祉計画 中間見直し（案） 新旧対照表

見直し案

係るノウハウの提供等を目的とした個別支援を実施します。

- 住民を包括的に支援する体制の整備が求められる中、地域福祉計画にその方策を記載することで、効果的に取組を進めることができることから、計画策定済の市町村に対しても、地域の実情に応じた改定や見直しが行われるよう働きかけや必要な支援を行います。

《数値目標》

具体的な数値目標	現在の取組状況	目標
地域福祉計画策定市町村数※	31/39 市町村 (令和6年1月現在)	39/39 市町村 (令和8年度)

※過去に計画を策定したものの、未改定の状態になっている市町村を除く

2. 「支え合い」活動の推進

(1) 地域共生の仕組みづくり

① 住民主体の課題解決に向けた取組の支援

【現状と課題】

- 人口減少や核家族化、単身世帯の増加など社会や家族構成の変化により、様々な分野の課題が絡み合い複雑化したり、複数分野の課題を抱えている人が増加しています。
- また、地域におけるつながりの弱まりを背景として、「社会的孤立」「制度の狭間」の課題も顕在化しています。
- これらの課題を解決していくためには、住民が身近な地域で自ら課題を把握し、主体的に解決を試みる体制づくりを推進していく必要があります。
- サロン活動や見守り活動をはじめとする、自治会や住民による自主的な福祉活動（小地域福祉活動）の件数は増加傾向にあり、県社協と市町村社協では様々な住民主体の活動支援を行っています。

【取組の方向性】

- 複雑化・多様化する地域での課題の解決に向けて、住民と地域のボランティア・NPO等の支援関係機関が共に取り組む体制を構築し、地域全体の福祉力向上を目指します。
- 地域の生活課題を住民等が自らの課題として捉え、解決を試みることができるよう、CSW（※P36参照）の配置促進に向けて、市町村や市町村社協が協働して取り組むよう県社協と共に支援します。
- 活動者の交流や県内各地の活動づくりの機運を高めることを目的として、「なら小地域福祉活動サミット」を県社協と共催して実施します。

現行

係るノウハウの提供等を目的とした個別支援を実施します。

- 住民を包括的に支援する体制の整備が求められる中、地域福祉計画にその方策を記載することで、効果的に取組を進めることができることから、計画策定済の市町村に対しても、地域の実情に応じた改定や見直しが行われるよう働きかけや必要な支援を行います。

《数値目標》

具体的な数値目標	現在の取組状況	目標
地域福祉計画策定市町村数※	26/39 市町村 (令和3年4月現在)	39/39 市町村 (令和8年度)

※過去に計画を策定したものの、未改定の状態になっている市町村を除く

2. 「支え合い」活動の推進

(1) 地域共生の仕組みづくり

① 住民主体の課題解決に向けた取組の支援

【現状と課題】

- 人口減少や核家族化、単身世帯の増加など社会や家族構成の変化により、様々な分野の課題が絡み合い複雑化したり、複数分野の課題を抱えている人が増加しています。
- また、地域におけるつながりの弱まりを背景として、「社会的孤立」「制度の狭間」の課題も顕在化しています。
- これらの課題を解決していくためには、住民が身近な地域で自ら課題を把握し、主体的に解決を試みる体制づくりを推進していく必要があります。
- サロン活動や見守り活動をはじめとする、自治会や住民による自主的な福祉活動（小地域福祉活動）の件数は増加傾向にあり、県社協と市町村社協では様々な住民主体の活動支援を行っています。

【取組の方向性】

- 複雑化・多様化する地域での課題の解決に向けて、住民と地域のボランティア・NPO等の支援関係機関が共に取り組む体制を構築し、地域全体の福祉力向上を目指します。
- 地域の生活課題を住民等が自らの課題として捉え、解決を試みることができるよう、CSW（※P35参照）の配置促進に向けて、市町村や市町村社協が協働して取り組むよう県社協と共に支援します。
- 活動者の交流や県内各地の活動づくりの機運を高めることを目的として、「なら小地域福祉活動サミット」を県社協と共催して実施します。

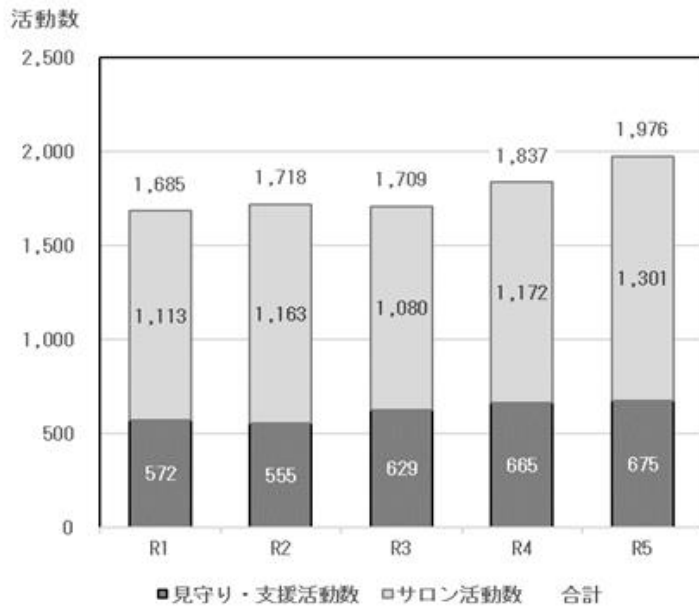
第4期奈良県地域福祉計画 中間見直し（案） 新旧対照表

見直し案

- これまでのサロン活動等の小地域福祉活動をさらに発展させ、地域の生活課題を早期に発見し適切な対応を行うために、誰もが気軽に立ち寄り交流したり、住民と専門職が地域の課題について話し合う場として、地域の集いの場（自治会館、集会所、隣保館等）を拠点とした活動の推進について支援します。
- 地域での主体的な取組を促進するため、県自治連合会が行う研修事業や情報収集活動等を支援します。
- 様々な機会を通して住民の地域福祉活動の機運を醸成すると共に、これまでの地縁型コミュニティのみならず、同じ悩みを持つ者同士の集いの場といったテーマ型コミュニティの構築に向けて支援します。

＜参考データ＞

小地域福祉活動数の推移 ※更新



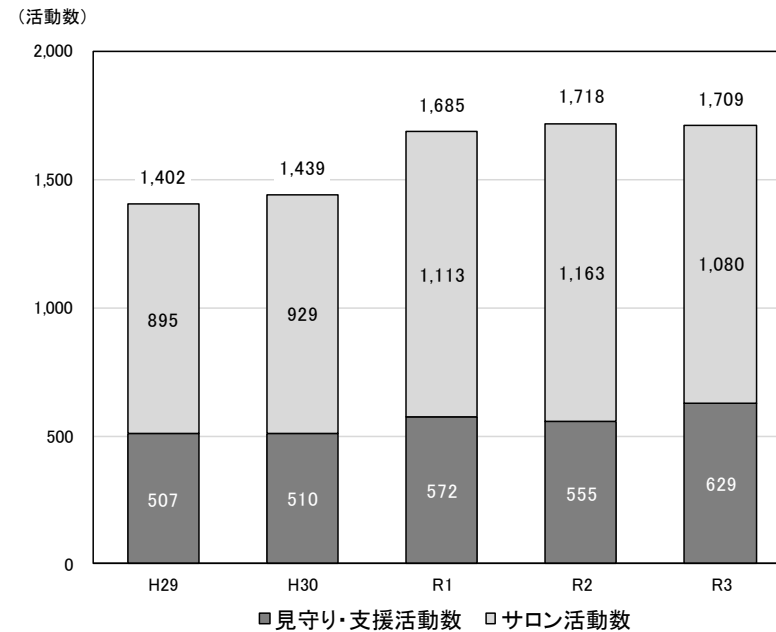
出典：県社会福祉協議会集計

現行

- これまでのサロン活動等の小地域福祉活動をさらに発展させ、地域の生活課題を早期に発見し適切な対応を行うために、誰もが気軽に立ち寄り交流したり、住民と専門職が地域の課題について話し合う場として、地域の集いの場（自治会館、集会所、隣保館等）を拠点とした活動の推進について支援します。
- 地域での主体的な取組を促進するため、自治会の活動に役立つ情報の集積・共有化を図り、県自治連合会が行う研修事業や情報収集活動等を支援します。
- 様々な機会を通して住民の地域福祉活動の機運を醸成すると共に、これまでの地縁型コミュニティのみならず、同じ悩みを持つ者同士の集いの場といったテーマ型コミュニティの構築に向けて支援します。

＜参考データ＞

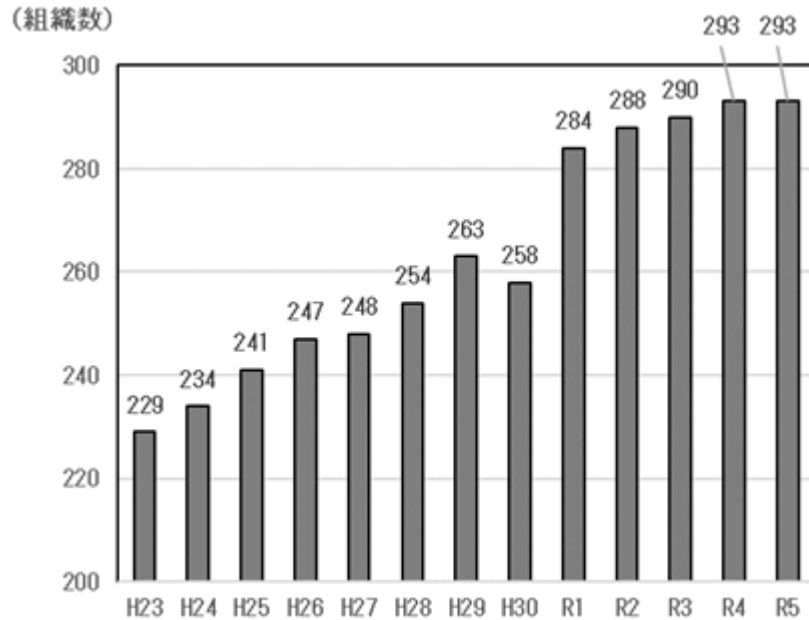
小地域福祉活動数の推移



出典：県社会福祉協議会集計

見直し案

小地域福祉活動組織数 ※更新



※小地域福祉活動組織：地区社協、地域福祉推進委員会、小地域ネットワーク等の名称により地域の福祉課題を協議し、活動を進める組織

出典：奈良県社会福祉協議会集計

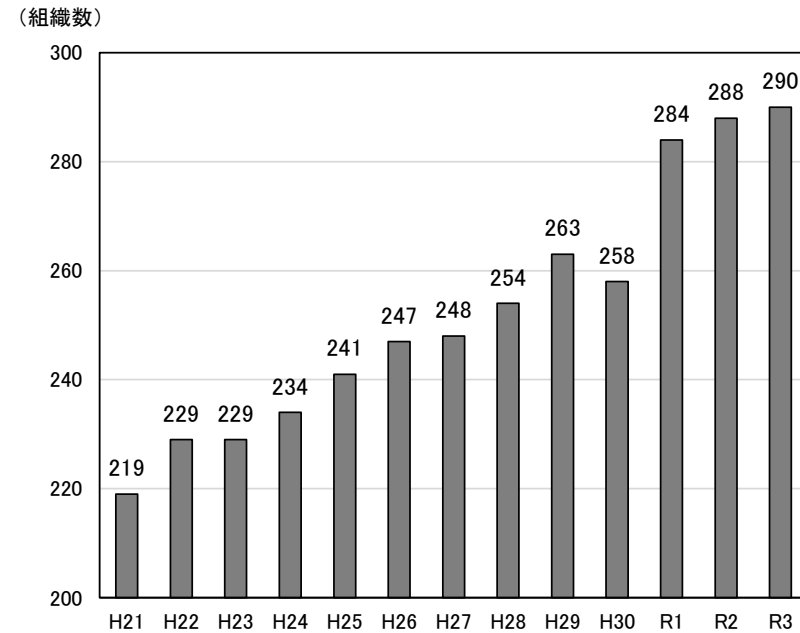
② 生活支援サービス等の充実

【現状と課題】

- 高齢者の地域包括ケアを推進するため、各市町村は、介護保険制度のひとつである地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」といいます。）や生活支援体制整備事業等により、多様なサービス・活動の充実に取り組むことが必要です。
- 総合事業は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービス・活動を充実させることで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的とし、平成29年度より県内全市町村において実施されています。
- 現状では、市町村における要支援者等へのサービス提供は一定程度確保されていますが、高

現行

小地域福祉活動組織数



※小地域福祉活動組織：地区社協、地域福祉推進委員会、小地域ネットワーク等の名称により地域の福祉課題を協議し、活動を進める組織

出典：奈良県社会福祉協議会集計

② 生活支援サービス等の充実

【現状と課題】

- 高齢者の地域包括ケアを推進するため、各市町村は、介護保険制度のひとつである地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」といいます。）や生活支援体制整備事業等により、生活支援サービスの充実に取り組むことが必要です。
- 総合事業は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実させることで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的とし、平成29年度より県内全市町村において実施されています。
- 現状では、市町村における要支援者等へのサービス提供は一定程度確保されていますが、高

第4期奈良県地域福祉計画 中間見直し（案） 新旧対照表

見直し案	現行
高齢者の増加に伴い、これまで以上に個々のニーズを踏まえたサービス・活動が求められるため、多様な主体によるサービス・活動の提供体制が今後さらに整備される必要があります。 ○ 総合事業の実施においては、地域の特性に応じた現状把握と課題分析を行い、介護予防、生活支援、地域ケア会議等を一体的・計画的に進めながら、その進捗を評価していく必要があり、市町村の地域マネジメント力の向上が求められています。 ○ 総合事業及び生活支援体制整備事業の実施に関する国の調査によると、県内で8割を超える市町村が「移動支援ニーズへの対応」、「担い手の確保」等が課題であると認識しています。 ○ 障害のある人の地域生活支援のため、障害福祉サービス事業所の事業拡大や新規参入の促進等に取り組んだことにより、県内の障害福祉サービス事業所等は全体として増加傾向にありますが、市町村間で事業所数やサービスの提供種類に差が生じており、住んでいる地域にかかわらず、障害のある人が必要なサービスを受けることができるようにすることが求められています。 ○ 障害福祉サービスや補装具について、障害特性や実情を踏まえた必要なサービス内容及び量の支給決定が求められており、法令等の規定に基づく運用を徹底すると共に、支給決定基準に基づく支給決定の適正化を図る必要があります。 【取組の方向性】 ○ 市町村職員が現況と目標の数値化の具体的作業について学び、地域マネジメントに基づいた総合事業の充実に取り組めるよう、ノウハウを有するアドバイザーの意見も参考にしながら地域の実情に応じた支援を実施します。 ○ 市町村に配置された生活支援コーディネーターの活動の充実を図るため、必要な情報の提供・共有を目的とした研修の実施や、生活支援コーディネーター連絡会の開催を支援します。 ○ 住民が歩いて通える範囲に主体的に集まり週1回以上介護予防に資する体操等を行う「住民運営の通いの場」の普及・拡大のため、研修会の開催等を通じて情報やノウハウを提供することにより、市町村を支援します。 ○ 障害福祉サービス等の量的確保に向けた施設・設備の整備に対する支援や、障害福祉サービス事業所等における支援内容の充実を図るための事業運営に必要な情報提供等を積極的に行います。 ○ 市町村が行う障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業に関し、利用者のニーズに応じて必要なサービスが供給されるよう、取組状況を把握したうえで、地域の実情に応じた取組の着実な実施を積極的に支援します。 ○ 市町村における障害福祉サービス等の適正な支給決定を行うため、障害支援区分認定に関わる認定調査員、市町村審査会委員、意見書記載医師の資質向上を図ります。また、各市町村の	高齢者の増加に伴い、これまで以上に個々のニーズを踏まえたサービスが求められるため、多様な主体による生活支援サービスの提供体制が今後さらに整備される必要があります。 ○ 総合事業の実施においては、地域の特性に応じた現状把握と課題分析を行い、介護予防、生活支援、地域ケア会議等を一体的・計画的に進めながら、その進捗を評価していく必要があり、市町村の地域マネジメント力の向上が求められています。 ○ 総合事業及び生活支援体制整備事業の実施に関する国の調査によると、県内で8割を超える市町村が「移動支援ニーズへの対応」、「担い手の確保」等が課題であると認識しています。 ○ 障害のある人の地域生活支援のため、障害福祉サービス事業所の事業拡大や新規参入の促進等に取り組んだことにより、県内の障害福祉サービス事業所等は全体として増加傾向にありますが、市町村間で事業所数やサービスの提供種類に差が生じており、住んでいる地域にかかわらず、障害のある人が必要なサービスを受けることができるようにすることが求められています。 ○ 障害福祉サービスや補装具について、障害特性や実情を踏まえた必要なサービス内容及び量の支給決定が求められており、法令等の規定に基づく運用を徹底すると共に、支給決定基準に基づく支給決定の適正化を図る必要があります。 【取組の方向性】 ○ 市町村職員が現況と目標の数値化の具体的作業について学び、地域マネジメントに基づいた総合事業の充実に取り組めるよう、ノウハウを有するアドバイザーによる地域の実情に応じた支援を実施します。 ○ 市町村に配置された生活支援コーディネーターの活動の充実を図るため、必要な情報の提供・共有を目的としたフォローアップ研修の実施や、圏域ごとの生活支援コーディネーター連絡会の開催を支援します。 ○ 住民が歩いて通える範囲に主体的に集まり週1回以上介護予防に資する体操等を行う「住民運営の通いの場」の普及・拡大のため、研修会の開催等を通じて情報やノウハウを提供することにより、市町村を支援します。 ○ 障害福祉サービス等の量的確保に向けた施設・設備の整備に対する支援や、障害福祉サービス事業所等における支援内容の充実を図るための事業運営に必要な情報提供等を積極的に行います。 ○ 市町村が行う障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業に関し、利用者のニーズに応じて必要なサービスが供給されるよう、取組状況を把握したうえで、地域の実情に応じた取組の着実な実施を積極的に支援します。 ○ 市町村における障害福祉サービス等の適正な支給決定を行うため、障害支援区分認定に関わる認定調査員、市町村審査会委員、意見書記載医師の資質向上を図ります。また、各市町村の

第4期奈良県地域福祉計画 中間見直し（案） 新旧対照表

見直し案

支給決定基準に基づき、サービス等利用計画等を踏まえた公平かつ適正な支給決定が行われるよう、必要な助言を行います。

《数値目標》

具体的な数値目標	現在の取組状況	目標
地域づくりによる 介護予防取組市町村数	35/39 市町村 (令和5年度)	39/39 市町村 (令和8年度)
住民運営の通いの場の 活動拠点数	746 箇所 (令和5年度)	増加 (令和8年度)

＜参考データ＞

具体的な数値目標	R4	R5	現在の取組状況
生活支援コーディネーターフォローアップ研修受講市町村数	26/39 市町村 (76名)	28/39 市町村 (89名)	38/39 市町村 R1～R5の受講市町村数(実数)

出典：県地域包括支援課集計

③ 元気高齢者の地域活動の推進

【現状と課題】

- 奈良県の令和5年度における高齢化率は、32.7%と全国平均の29.1%を上回っており、独居高齢者や障害のある人など、日常生活に支援を要する人も増加しています。
- 高齢者がこれまでの知識や経験を活かし、生きがいをもって社会参加をしていくことが住民相互の交流を促進し、地域の活性化につながることから、高齢者が支援を受けるだけでなく「支え手」となるなど、住民同士の支え合いを広げていくことが必要です。

【取組の方向性】

- 高齢者がこれまでに培った知識や経験を活かして、地域におけるボランティアや自治会等、幅広い活動の場において、若い世代を含む多世代の住民と交流することにより、支援を必要とする人や地域を支える役割を担い、生涯を通じて活躍できる機会づくりを推進します。
- 高齢者の外出やコミュニケーションを促進するため、老人クラブでの活動や身近な仲間とのグループ活動など地域社会での交流活動を推進します。
- 県社協や老人クラブと連携し、ニュースポーツの普及や健康づくりに関する講師やインストラクターといった高齢者のリーダーを養成することにより、地域の高齢者同士の助け合い活動

現行

支給決定基準に基づき、サービス等利用計画等を踏まえた公平かつ適正な支給決定が行われるよう、必要な助言を行います。

《数値目標》

具体的な数値目標	現在の取組状況	目標
地域づくりによる 介護予防取組市町村数	35/39 市町村 (令和2年度)	39/39 市町村 (令和5年度)
住民運営の通いの場の 活動拠点数	719 箇所 (令和2年度)	増加 (令和5年度)

＜参考データ＞

具体的な数値目標	R1	R2	現在の取組状況
生活支援コーディネーターフォローアップ研修受講市町村数	27/39 市町村 (63名)	23/39 市町村 (60名)	32/39 市町村 R1～R2の受講市町村数(実数)

出典：県地域包括ケア推進室集計

③ 元気高齢者の地域活動の推進

【現状と課題】

- 奈良県の令和2年度における高齢化率は、31.7%と全国平均の28.8%を上回っており、独居高齢者や障害のある人など、日常生活に支援を要する人も増加しています。
- 高齢者がこれまでの知識や経験を活かし、生きがいをもって社会参加をしていくことが住民相互の交流を促進し、地域の活性化につながることから、高齢者が支援を受けるだけでなく「支え手」となるなど、住民同士の支え合いを広げていくことが必要です。

【取組の方向性】

- 高齢者がこれまでに培った知識や経験を活かして、地域におけるボランティアや自治会等、幅広い活動の場において、若い世代を含む多世代の住民と交流することにより、支援を必要とする人や地域を支える役割を担い、生涯を通じて活躍できる機会づくりを推進します。
- 高齢者の外出やコミュニケーションを促進するため、老人クラブでの活動や身近な仲間とのグループ活動など地域社会での交流活動を推進します。
- 県社協や老人クラブと連携し、ニュースポーツの普及や健康づくりに関する講師やインストラクターといった高齢者のリーダーを養成することにより、地域の高齢者同士の助け合い活動

第4期奈良県地域福祉計画 中間見直し（案） 新旧対照表

見直し案	現行
を推進します。 ○ 高齢者の生きがいがづくりを推進するため、健康づくり・介護予防を目的とした活動や、スポーツ・文化活動に親しむ機会づくりなどに引き続き取り組みます。 ④ 地域における子育て支援の推進 【現状と課題】 ○ <u>固定的な性別役割分担意識の存在などを背景に</u>、子育てを母親が1人で担っていることによる、母親の不安・負担感の軽減や虐待の未然防止のためには、子育て家庭に対する支援を、身近な地域で妊娠期から切れ目なくきめ細かに行うことが必要です。 ○ 各市町村においては、妊娠期から子育て期にわたる包括的な支援を行う「<u>子育て世代包括支援センター</u>」と<u>児童福祉</u>を担う「<u>市町村こども家庭総合支援拠点</u>」の<u>設立の意義や機能を維持した上で組織を見直し、令和6年4月1日より、こども家庭センターの設置に努めることとされています。</u> ○ 地域で子育てを支えるため、児童の預かり・送迎などの子育てのサポートを受けたい人が、地域の人の援助を受けられる「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）」の推進が必要です。 ○ 県では、これらの事業に従事する子育て支援員を養成するなど、市町村における事業の推進を支援しています。 ○ また、様々な分野・地域で子育てを応援する企業、店舗、NPO等を団員とする「なら子育て応援団」において、地域での子育て応援の機運醸成を行っています。 【取組の方向性】 ○ 子育て家庭への切れ目のないきめ細かな支援のため、<u>こども家庭センターへの配置が義務づけられている統括支援員のスキルアップのための研修を実施するとともに、同センターの未設置町村に対して、設置に向けた課題解決のための支援を実施することにより、設置を促進します。</u> ○ ファミリー・サポート・センターの登録会員の増加を図り、地域における子育て支援を推進できるよう市町村を支援します。 ○ 全ての家庭が安心して子育てができる環境をつくるため、なら子育て応援団の登録を促進する<u>ことにより</u>、地域社会全体で子育てを支えていく機運を醸成します。	を推進します。 ○ 高齢者の生きがいがづくりを推進するため、健康づくり・介護予防を目的とした活動や、スポーツ・文化活動に親しむ機会づくりなどに引き続き取り組みます。 ④ 地域における子育て支援の推進 【現状と課題】 ○ <u>男性の働き方改革が進まず</u>、子育てを母親が1人で担っていることによる、母親の不安・負担感の軽減や虐待の未然防止のためには、子育て家庭に対する支援を、身近な地域で妊娠期から切れ目なくきめ細かに行うことが必要です。 ○ 各市町村においては、妊娠期から子育て期にわたる包括的な支援を行う子育て世代包括支援センターが設置されているほか、<u>子育て相談や親子交流の場となる地域子育て支援拠点及び児童虐待対策を担う市町村子ども家庭総合支援拠点の設置が進められており、令和2年度末現在において設置市町村は11市町村となっています。</u> ○ 地域で子育てを支えるため、児童の預かり・送迎などの子育てのサポートを受けたい人が、地域の人の援助を受けられる「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）」の推進が必要です。 ○ 県では、これらの事業に従事する子育て支援員を養成するなど、市町村における事業の推進を支援しています。 ○ また、様々な分野・地域で子育てを応援する企業、店舗、NPO等を団員とする「なら子育て応援団」において、地域での子育て応援の機運醸成を行っています。 【取組の方向性】 ○ 子育て家庭への切れ目のないきめ細かな支援のため、<u>市町村の地域子育て支援拠点及び子育て対応窓口等における職員のスキルアップや子育て世代包括支援センターの機能強化を支援するとともに、子ども家庭総合支援拠点の設置を促進します。</u> ○ ファミリー・サポート・センターの登録会員の増加を図り、地域における子育て支援を推進できるよう市町村を支援します。 ○ 全ての家庭が安心して子育てができる環境をつくるため、なら子育て応援団の登録を促進するとともに、<u>体罰等によらない「ゆったり子育て」の周知啓発について、市町村やなら子育て応援団登録店舗等に協力を呼びかけるなど</u>、地域社会全体で子育てを支えていく機運を醸成します。

第4期奈良県地域福祉計画 中間見直し（案） 新旧対照表

見直し案

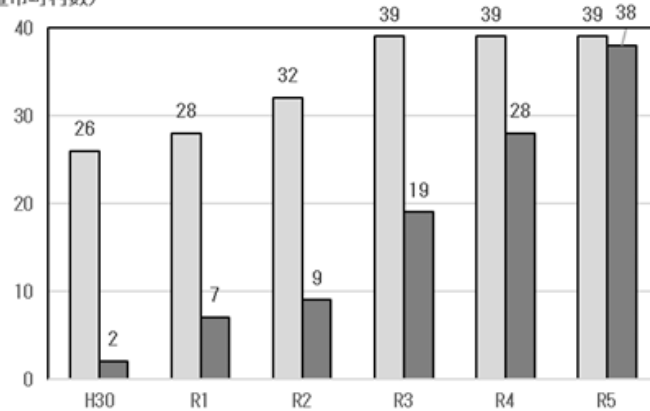
《数値目標》

具体的な数値目標	現在の取組状況	目標
なら子育て応援団登録店舗数	455店舗 (令和6年9月末現在)	800店舗 (令和8年度)
こども家庭センターの 設置市町村	21/39 市町村 (令和6年4月現在)	39/39 市町村 (令和8年度)

＜参考データ＞

地域における子育て支援の状況 ※更新

(設置市町村数)



出典：①県健康推進課集計、②県こども・女性課集計

※各年度4月現在の集計

⑤ 防災に関する取組の推進

【現状と課題】

- 近年、毎年のように大きな災害が発生し、地域における安全・安心が求められている中、日頃からの住民同士の支え合いが災害に強い地域づくりにつながります。
- 防犯・防災・事故防止等への住民の関心は高く、令和3年度に実施した県民アンケート調査によると、生活に関する重要度の設問において、「家庭や地域において、地震などの自然災害に対する自主的な備えができていること」や「住民が犯罪に遭うことがなく、その不安も感じ

現行

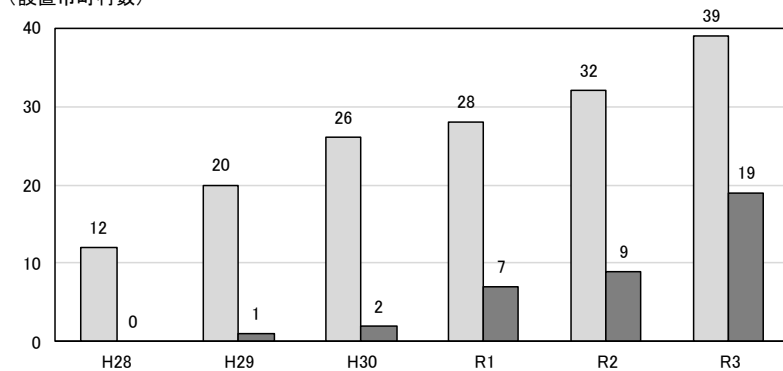
《数値目標》

具体的な数値目標	現在の取組状況	目標
なら子育て応援団登録店舗数	1,720店舗 (令和2年度)	1,800店舗 (令和6年度)
子ども家庭総合支援拠点の 設置市町村	11/39 市町村 (令和2年度)	39/39 市町村 (令和4年度)

＜参考データ＞

地域における子育て支援の状況

(設置市町村数)



□①子育て世代包括支援センター設置市町村数 ■②子ども家庭総合支援拠点の設置市町村数

出典：①県健康推進課集計、②県女性活躍推進課集計

※各年度4月現在の集計

⑤ 防災に関する取組の推進

【現状と課題】

- 近年、毎年のように大きな災害が発生し、地域における安全・安心が求められている中、日頃からの住民同士の支え合いが災害に強い地域づくりにつながります。
- 防犯・防災・事故防止等への住民の関心は高く、令和3年度に実施した県民アンケート調査によると、生活に関する重要度の設問において、「家庭や地域において、地震などの自然災害に対する自主的な備えができていること」や「住民が犯罪に遭うことがなく、その不安も感じ

第4期奈良県地域福祉計画 中間見直し（案） 新旧対照表

見直し案	現行
ることなく暮らせること」は上位に位置しています。 ○ 災害などの緊急時においては、高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児、在宅難病患者等の特別な配慮が必要な人（要配慮者）の中でも、自ら避難することが困難な人（避難行動要支援者）の避難体制の充実が不可欠です。さらに、言葉の壁等により情報やサービス提供の面で配慮が必要となる外国人の避難を支援することも必要です。 ○ 令和3年5月には災害対策基本法が改正され、市町村における個別避難計画の作成が努力義務化されました。また同時に、福祉避難所ごとにあらかじめ受入対象者を特定し、本人とその家族のみが避難する施設であることを明示して指定する新たな制度が創設されるなど、要配慮者支援に関する取組の一層の強化が求められています。 ○ 現在、避難行動要支援者名簿は、県内全ての市町村で整備されていますが、個別避難計画は、令和6年4月現在、作成済みは25市町村にとどまっています。また、福祉避難所は、令和5年10月現在で県内35市町村、計286施設の指定にとどまっています。 ○ 避難所等での生活の中で、要配慮者等の生活機能の低下等の防止を図りつつ、多様なニーズへの対応が求められており、令和元年11月には、災害時に避難所等に福祉専門職のチームを派遣し、要配慮者に対し適切な福祉的支援を行う「奈良県災害派遣福祉チーム（奈良DWA T）」が発足しました。<u>令和6年1月に発生した能登半島地震では、DWA T員4名（事務局2名（奈良県・奈良県社協）随行）の6日間（移動日含む）の派遣を行いました。</u> ○ 自然災害が全国各地で発生していることなどを背景に、ボランティアへの関心が高まっていることから、ボランティア活動情報提供システム「奈良ボランティアネット」等で容易に参加・活動できる環境を整えるほか、活動基盤の強化等のための支援が必要です。<u>また、災害時における被災状況の把握やボランティア受付、県内の情報共有など円滑に災害ボランティアセンターを運営できるような体制整備を行う必要があります。</u> ○ <u>近年の大規模災害では、適切・効果的な支援を行うために、被災地内外の社協、NPO・ボランティア等が、災害に対応する行政と協働して被災者支援に当たる流れが定着しています。今後想定される大規模災害に備えるためには、災害支援にあたる関係機関・団体の連携体制を平時から確立することが不可欠です。</u> 【取組の方向性】 ○ 地域での自主的な防犯・防災活動を推進するため、自主防犯・防災リーダー養成研修を実施し、人材養成に取り組みます。 ○ 地域で防災活動に取り組む団体等に対して、<u>自主防災</u>アドバイザーを派遣し、組織の立ち上げや活動の幅を広げるための支援を行います。 ○ 要配慮者への実効性のある避難支援を行うため、市町村における避難行動要支援者名簿の定	ることなく暮らせること」は上位に位置しています。 ○ 災害などの緊急時においては、高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児、在宅難病患者等の特別な配慮が必要な人（要配慮者）の中でも、自ら避難することが困難な人（避難行動要支援者）の避難体制の充実が不可欠です。さらに、言葉の壁等により情報やサービス提供の面で配慮が必要となる外国人の避難を支援することも必要です。 ○ 令和3年5月には災害対策基本法が改正され、市町村における個別避難計画の作成が努力義務化されました。また同時に、福祉避難所ごとにあらかじめ受入対象者を特定し、本人とその家族のみが避難する施設であることを明示して指定する新たな制度が創設されるなど、要配慮者支援に関する取組の一層の強化が求められています。 ○ 現在、避難行動要支援者名簿は、県内全ての市町村で整備されていますが、個別避難計画は、<u>多くの市町村で作成が進んでおらず</u>、令和2年10月現在、作成済みは13市町村にとどまっています。また、福祉避難所は、令和3年3月現在で県内33市町村、計268施設の指定にとどまっています。 ○ 避難所等での生活の中で、要配慮者等の生活機能の低下等の防止を図りつつ、多様なニーズへの対応が求められており、令和元年11月には、災害時に避難所等に福祉専門職のチームを派遣し、要配慮者に対し適切な福祉支援を行う「奈良県災害派遣福祉チーム（奈良DWA T）」が発足しました。 ○ 自然災害が全国各地で発生していることなどを背景に、ボランティアへの関心が高まっていることから、ボランティア活動情報提供システム「奈良ボランティアネット」等で容易に参加・活動できる環境を整えるほか、活動基盤の強化等のための支援が必要です。 <u>（新設）</u> 【取組の方向性】 ○ 地域での自主的な防犯・防災活動を推進するため、自主防犯・防災リーダー養成研修を実施し、人材養成に取り組みます。 ○ 地域で<u>防犯・防災活動</u>に取り組む団体等に対して、<u>安全・安心まちづくり</u>アドバイザーを派遣し、組織の立ち上げや活動の幅を広げるための支援を行います。 ○ 要配慮者への実効性のある避難支援を行うため、市町村における避難行動要支援者名簿の定

第4期奈良県地域福祉計画 中間見直し（案） 新旧対照表

見直し案

期的な更新や平常時からの関係者への名簿提供を働きかけるとともに、個別避難計画の作成や福祉避難所の設置に関する研修等を実施し、市町村を支援します。

- 福祉避難所の量的確保やトイレ等のバリアフリー化、要配慮者向けの生活用品の確保等の環境整備と、要配慮者を想定した避難訓練の実施や避難所情報等の住民への周知広報について、市町村を支援します。
- 災害時に要配慮者に対し福祉的支援ができるよう、官民協働で奈良県災害福祉支援ネットワークを運営し、関係団体への活動周知等による登録者数の拡充、研修や訓練を通じた災害対応力の向上など、奈良DWA Tの派遣体制の充実を図ります。
- 災害時の聴覚障害者への情報保障について、県聴覚障害者支援センター、県庁及び一部の市町村に設置している手話通訳用タブレットを活用し、災害時の情報提供や避難誘導ができるよう遠隔手話通訳サービスの提供に努めます。
- 大規模災害が発生した場合に備え、平常時より市町村の相互支援体制整備構築に向けて災害ボランティアセンターの設置訓練や、ICT導入による情報共有等の効率化の仕組みづくりを行っています。また、災害ボランティア入門セミナーの実施による災害ボランティアの養成の取組を進めています。
- 災害支援・災害ボランティアに係る関係団体、関係機関、企業、NPO等による災害に向けた「奈良防災プラットフォーム」を設置し、支援体制の強化や行政・社協・NPOとの三者連携の推進などに取り組んでいます。
- 災害時通訳・翻訳ボランティア養成研修や、行政職員を対象とした在住外国人対応に関する研修の実施により、外国人が安心して生活できる環境づくりを推進します。

《数値目標》

具体的な数値目標	現在の取組状況	目標
個別避難計画の作成市町村数 (一部作成含む)	<u>25</u> /39 市町村 (令和 <u>6</u> 年 <u>4</u> 月現在)	31/39 市町村 (令和8年度)

現行

期的な更新や平常時からの関係者への名簿提供を働きかけるとともに、個別避難計画の作成や福祉避難所の設置に関する研修等を実施し、市町村を支援します。

- 福祉避難所の量的確保やトイレ等のバリアフリー化、要配慮者向けの生活用品の確保等の環境整備と、要配慮者を想定した避難訓練の実施や避難所情報等の住民への周知広報について、市町村を支援します。
- 災害時に要配慮者に対し福祉的支援ができるよう、官民協働で奈良県災害福祉支援ネットワークを運営し、奈良DWA Tの派遣体制の充実を図ります。
- 災害時の聴覚障害者への情報保障について、県聴覚障害者支援センター、県庁及び一部の市町村に設置している手話通訳用タブレットを活用し、災害時の情報提供や避難誘導ができるよう遠隔手話通訳サービスの提供に努めます。
- 大規模災害が発生した場合に備え、平常時より災害ボランティアセンターの設置訓練や、災害ボランティア入門セミナーの実施による災害ボランティアの養成に取り組みます。

(新設)

- 災害時通訳・翻訳ボランティア養成研修や、行政職員を対象とした在住外国人対応に関する研修の実施により、外国人が安心して生活できる環境づくりを推進します。

《数値目標》

具体的な数値目標	現在の取組状況	目標
個別避難計画の作成市町村数 (一部作成含む)	<u>13</u> /39 市町村 (令和 <u>2</u> 年 <u>10</u> 月現在)	31/39 市町村 (令和8年度)

第4期奈良県地域福祉計画 中間見直し（案） 新旧対照表

見直し案

〈参考データ〉

県民の生活に関する重要

項目	重要度
家庭や地域において、地震などの自然災害に対する自主的な備えができていないこと	9位※
住民が犯罪に遭うことなく、その不安も感じることなく暮らせること	2位※

※生活に関する重要度の選択項目 33 のうちの順位

出典：令和5年度県民アンケート調査

⑥ 社会福祉法人の地域貢献活動の推進

【現状と課題】

- 地域には社会的孤立やひきこもり等「生きづらさ」を抱えているにもかかわらず、制度の狭間等で支援が受けられない人が増加しています。
- 社会福祉法人は、これまで培ってきた福祉サービスに関する専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワーク等を活かしながら、「地域における公益的な取組」の実践を通して、住民主体の地域づくりと連携し、積極的に地域貢献していくことが求められています。
- 県内の多くの社会福祉法人は、これまでも独自に地域で社会貢献に取り組んできましたが、県内法人による地域貢献活動の広域的な協働取組として、平成28年6月に「奈良県社会福祉法人共同事業（まほろば幸(さいわ)いネット）」が設立されました。
- 同事業の推進により地域貢献活動に取り組む意義の共有を図り、それぞれの地域における、社会福祉法人が連携して地域貢献に取り組む活動を、さらに県内で広げていく必要があります。また、令和2年6月に改正、令和3年4月に施行された社会福祉法では、社会福祉事業に取り組む社会福祉法人や、NPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度が創設されました。

【取組の方向性】

- 社会福祉法人の広域的なネットワークによる「まほろば幸いネット」について、参加法人のすそ野の拡大を図りながら、地域貢献活動の定着・促進に向けて、実践事例やノウハウを蓄積します。
- 地域における支援体制が重層化されるよう、「まほろば幸いネット」をはじめとして、県内の社会福祉法人が、自ら地域の一員として地域で必要とされている福祉ニーズを把握し、地域の生活困窮者や生きづらさを抱える人たちへ無料又は低額で福祉サービスを提供する取組を

現行

〈参考データ〉

県民の生活に関する重要

項目	重要度
家庭や地域において、地震などの自然災害に対する自主的な備えができていないこと	10位※
住民が犯罪に遭うことなく、その不安も感じることなく暮らせること	2位※

※生活に関する重要度の選択項目 33 のうちの順位

出典：令和3年度県民アンケート調査

⑥ 社会福祉法人の地域貢献活動の推進

【現状と課題】

- 地域には社会的孤立やひきこもり等「生きづらさ」を抱えているにもかかわらず、制度の狭間等で支援が受けられない人が増加しています。
- 社会福祉法人は、これまで培ってきた福祉サービスに関する専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワーク等を活かしながら、「地域における公益的な取組」の実践を通して、住民主体の地域づくりと連携し、積極的に地域貢献していくことが求められています。
- 県内の多くの社会福祉法人は、これまでも独自に地域で社会貢献に取り組んできましたが、県内法人による地域貢献活動の広域的な協働取組として、平成28年6月に「奈良県社会福祉法人共同事業（まほろば幸(さいわ)いネット）」が設立されました。
- 同事業の推進により地域貢献活動に取り組む意義の共有を図り、それぞれの地域における、社会福祉法人が連携して地域貢献に取り組む活動を、さらに県内で広げていく必要があります。また、令和2年6月に改正、令和3年4月に施行された社会福祉法では、社会福祉事業に取り組む社会福祉法人や、NPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度が創設されました。

【取組の方向性】

- 社会福祉法人の広域的なネットワークによる「まほろば幸いネット」について、参加法人のすそ野の拡大を図りながら、地域貢献活動の定着・促進に向けて、実践事例やノウハウを蓄積します。
- 地域における支援体制が重層化されるよう、「まほろば幸いネット」をはじめとして、県内の社会福祉法人が、自ら地域の一員として地域で必要とされている福祉ニーズを把握し、地域の生活困窮者や生きづらさを抱える人たちへ無料又は低額で福祉サービスを提供する取組を

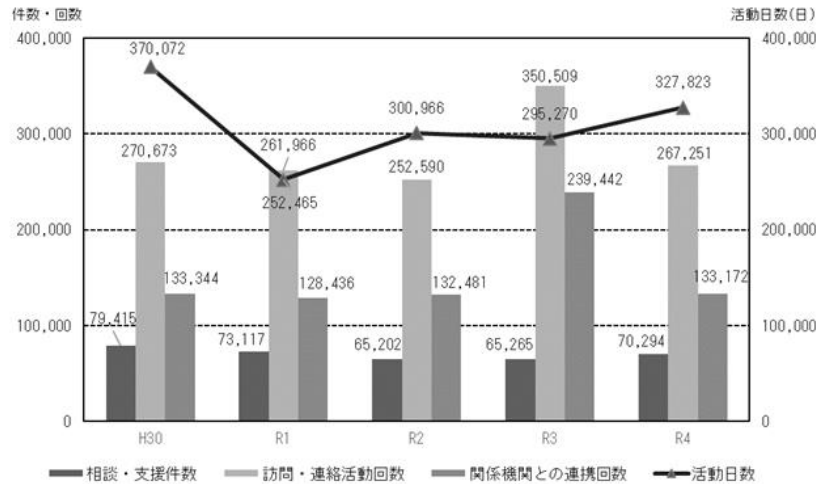
第4期奈良県地域福祉計画 中間見直し（案） 新旧対照表

見直し案	現行
推進します。 ○ 社会福祉連携推進法人制度の創設を踏まえ、地域貢献活動を推進する新たな支援の仕組み等多様な主体との協働の場づくりに取り組みます。 3. 多様な福祉の担い手づくり （1）地域福祉を推進する人材の育成・組織づくり ① 民生委員・児童委員活動への支援 【現状と課題】 ○ 民生委員・児童委員は、住民を支える身近な相談相手として、障害、育児、経済的困窮による生活上の心配ごとなど、さまざまな相談に応じて、必要な支援が受けられるよう専門機関へつなぐとともに、見守り活動や地域ケア会議への参画を行うなど、地域福祉の推進に大きな役割を担っています。また、困りごとを抱えた住民を包括的に支援する体制の整備が求められる中、住民に最初に関わり、相談を受け止める存在としての役割にも期待が高まっています。 ○ 奈良県の民生委員・児童委員については、令和6年10月1日現在で、定数3,063名に対して委嘱数は2,950名と、欠員が生じています。民生委員・児童委員の高齢化や、活動範囲の広がりに伴う負担感の増大、地域におけるつながりの弱まり等に伴い、新たな担い手の確保が課題となっています。 ○ 児童虐待やいじめ、不登校、貧困の連鎖、単身世帯の増加による孤立死や複合的な課題を抱える世帯の増加など多様な福祉ニーズに対し、民生委員・児童委員活動における専門知識や技術・ノウハウの習得が重要となっています。 【取組の方向性】 ○ 民生委員・児童委員がより活動しやすい環境づくりのために、市町村社協や自治会等多様な主体との連携体制が整備されるよう市町村に対し助言等を行います。 ○ 民生委員・児童委員の知識や技能等の向上及び活動の充実のために、奈良県民生児童委員連合会や市町村と連携し、経験・役職別や分野別の研修の充実強化を図ります。 ○ 市町村と協働して、民生委員・児童委員活動の重要性や意義等を積極的に発信し、住民への理解を促し、より幅広い担い手の確保に努めます。	推進します。 ○ 社会福祉連携推進法人制度の創設を踏まえ、地域貢献活動を推進する新たな支援の仕組み等多様な主体との協働の場づくりに取り組みます。 3. 多様な福祉の担い手づくり （1）地域福祉を推進する人材の育成・組織づくり ① 民生委員・児童委員活動への支援 【現状と課題】 ○ 民生委員・児童委員は、住民を支える身近な相談相手として、障害、育児、経済的困窮による生活上の心配ごとなど、さまざまな相談に応じて、必要な支援が受けられるよう専門機関へつなぐとともに、見守り活動や地域ケア会議への参画を行うなど、地域福祉の推進に大きな役割を担っています。また、困りごとを抱えた住民を包括的に支援する体制の整備が求められる中、住民に最初に関わり、相談を受け止める存在としての役割にも期待が高まっています。 ○ 奈良県の民生委員・児童委員については、令和3年10月1日現在で、定数3,058名に対して委嘱数は2,982名と、欠員が生じています。民生委員・児童委員の高齢化や、活動範囲の広がりに伴う負担感の増大、地域におけるつながりの弱まり等に伴い、新たな担い手の確保が課題となっています。 ○ 児童虐待やいじめ、不登校、貧困の連鎖、単身世帯の増加による孤立死や複合的な課題を抱える世帯の増加など多様な福祉ニーズに対し、民生委員・児童委員活動における専門知識や技術・ノウハウの習得が重要となっています。 【取組の方向性】 ○ 民生委員・児童委員がより活動しやすい環境づくりのために、市町村社協や自治会等多様な主体との連携体制が整備されるよう市町村に対し助言等を行います。 ○ 民生委員・児童委員の知識や技能等の向上及び活動の充実のために、奈良県民生児童委員連合会や市町村と連携し、経験・役職別や分野別の研修の充実強化を図ります。 ○ 市町村と協働して、民生委員・児童委員活動の重要性や意義等を積極的に発信し、住民への理解を促し、より幅広い担い手の確保に努めます。

見直し案

＜参考データ＞

奈良県の民生委員・児童委員活動件数 ※更新



出典：「福祉行政報告例」（厚生労働省）

② コミュニティソーシャルワーカーの活動の充実

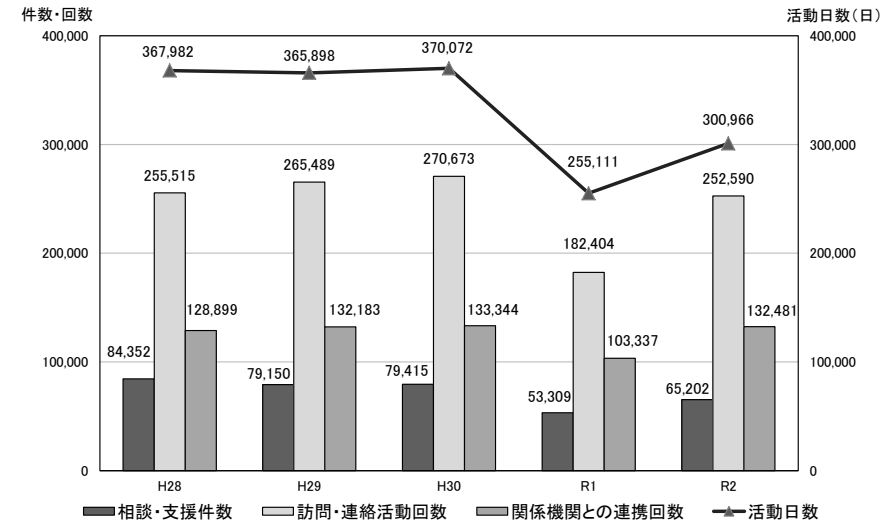
【現状と課題】

- 地域が抱える課題は、複雑化・多様化しており「自助」や「公助」だけでは対応できないニーズも存在し、「共助」「互助」も重要な要素です。また、地域には、支援が必要であるにもかかわらず、制度の狭間に陥って声を上げられない人もいます。
- 地域において支援を必要とする人に寄り添い、支え合う地域づくりや課題解決に向けた実践を行い、専門的観点から住民活動をサポートするコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の役割・存在意義が高まっています。
- CSWのサポートのもと、行政、住民、民間団体等が連携して、主体的に取り組を進める体制づくりが課題となっています。
- 県と県社協が協働して平成28年度からCSWを養成し、令和6年3月末現在、社協職員、地域包括支援センター職員、福祉関係者等 394 名が養成研修の修了認定を受け登録されました。一方、CSWの担当エリアを設定し、配置している市町村は令和6年1月末現在で7市町村にとどまっています。

現行

＜参考データ＞

奈良県の民生委員・児童委員活動件数



出典：「福祉行政報告例」（厚生労働省）

② コミュニティソーシャルワーカーの活動の充実

【現状と課題】

- 地域が抱える課題は、複雑化・多様化しており「自助」や「公助」だけでは対応できないニーズも存在し、「共助」「互助」も重要な要素です。また、地域には、支援が必要であるにもかかわらず、制度の狭間に陥って声を上げられない人もいます。
- 地域において支援を必要とする人に寄り添い、支え合う地域づくりや課題解決に向けた実践を行い、専門的観点から住民活動をサポートするコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の役割・存在意義が高まっています。
- CSWのサポートのもと、行政、住民、民間団体等が連携して、主体的に取り組を進める体制づくりが課題となっています。
- 県と県社協が協働して平成28年度からCSWを養成し、令和4年3月末現在、社協職員、地域包括支援センター職員、福祉関係者等 308 名が養成研修の修了認定を受け登録されました。一方、CSWの担当エリアを設定し、配置している市町村は令和3年3月末現在で5市町村にとどまっています。

第4期奈良県地域福祉計画 中間見直し（案） 新旧対照表

見直し案

【取組の方向性】

- C S W等を活用した住民主体の課題解決に向けた体制・地域づくりを進めるため、県社協と協働して市町村への支援を実施します。
- 市町村でのC S Wの配置促進に向け、市町村地域福祉計画等での位置づけにより地域福祉施策として取組が推進されるよう働きかけを行います。
- 引き続きC S Wの養成に取り組むことに加え、養成後のフォローアップ研修や市町村におけるC S Wの活動支援に取り組みます。
- これまでに養成したC S Wの活動実態の調査・分析を行い、県社協や市町村と連携しながら、活用方策の検討を進めます。

《数値目標》

具体的な数値目標	現在の取組状況	目標
C S W配置市町村数	<u>7</u> /39 市町村 (令和 <u>6</u> 年 <u>1</u> 月現在)	14/39 市町村 (令和8年度)

＜参考データ＞

	<u>H30</u>	<u>R1</u>	<u>R2</u>	<u>R3</u>	<u>R4</u>	<u>R5</u>
C S W養成人数（累計）	<u>173</u>	<u>218</u>	<u>265</u>	<u>308</u>	<u>358</u>	<u>394</u>

コミュニティソーシャルワーカー（C S W）

地域に入り込んで、S O Sを出せずに社会的孤立状態にある人など、支援が必要な人に寄り添い、行政などと連携しながら地域全体で支える仕組みづくりや課題の解決に取り組む専門職。

（C S Wの主な役割）

1. 地域の困りごとを発見・解決します

住民や地域が抱える困りごとを把握し、必要なサービスや支援を行う行政・専門機関に適切につなぐ等、その解決を手助けします。

2. 地域のネットワークづくりを進めます

困りごとへの対応や解決がスムーズに行われるように、住民主体の活動や仕

現行

【取組の方向性】

- C S W等を活用した住民主体の課題解決に向けた体制・地域づくりを進めるため、県社協と協働して市町村への支援を実施します。
- 市町村でのC S Wの配置促進に向け、市町村地域福祉計画等での位置づけにより地域福祉施策として取組が推進されるよう働きかけを行います。
- 引き続きC S Wの養成に取り組むことに加え、養成後のフォローアップ研修や市町村におけるC S Wの活動支援に取り組みます。
- これまでに養成したC S Wの活動実態の調査・分析を行い、県社協や市町村と連携しながら、活用方策の検討を進めます。

《数値目標》

具体的な数値目標	現在の取組状況	目標
C S W配置市町村数	<u>5</u> /39 市町村 (令和 <u>2</u> 年度)	14/39 市町村 (令和8年度)

＜参考データ＞

	<u>H28</u>	<u>H29</u>	<u>H30</u>	<u>R1</u>	<u>R2</u>	<u>R3</u>
C S W養成人数（累計）	<u>71</u>	<u>124</u>	<u>173</u>	<u>218</u>	<u>265</u>	<u>308</u>

コミュニティソーシャルワーカー（C S W）

地域に入り込んで、S O Sを出せずに社会的孤立状態にある人など、支援が必要な人に寄り添い、行政などと連携しながら地域全体で支える仕組みづくりや課題の解決に取り組む専門職。

（C S Wの主な役割）

4. 地域の困りごとを発見・解決します

住民や地域が抱える困りごとを把握し、必要なサービスや支援を行う行政・専門機関に適切につなぐ等、その解決を手助けします。

5. 地域のネットワークづくりを進めます

困りごとへの対応や解決がスムーズに行われるように、住民主体の活動や仕

第4期奈良県地域福祉計画 中間見直し（案） 新旧対照表

見直し案	現行
組みづくり等を手助けします。 3. 支え合いの大切さを広げます 住民が主体となって、地域で支え合うまちづくりの意識を醸成します。 ③ 住民等による見守り支え合う体制づくり 【現状と課題】 ○ 地域共生社会の実現に向け、誰もが住み慣れた地域で生活していくためには、地域の多世代の多様な人が住民同士で支え合い、見守る体制づくりが重要となっています。 ○ 認知症は、誰もがなる可能性があり、誰もが介護者として認知症に関わる可能性が<u>あります</u>。<u>認知症になっても、認知症の人やその家族の意見を尊重しながら、尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる社会の実現を目指した施策を推進することが重要です。認知症を身近な問題として社会全体で理解を深めるため、認知症の人と家族を支援する認知症サポーター及びその講師役となる認知症キャラバン・メイトを令和6年3月末までに140,252人養成しました。</u> ○ 障害は誰にでも生じる可能性があること、また、同じ障害でも種類や程度は様々でその症状は一律でないこと、外見では分からない障害のために理解されず苦しんでいる人がいること、周囲の配慮があれば多くの人が活躍できること等について理解を深めるため、県民や企業・団体等を対象に、様々な障害の特性やそれぞれに必要な配慮を理解し、日常生活で障害のある人に対する手助けを実践していく「あいサポーター」の養成研修を実施し、令和6年3月末までに28,432人を養成しました。 【取組の方向性】 ○ これまでのサロン活動等の小地域福祉活動をさらに発展させ、地域の生活課題を早期に発見し適切な対応を行うために、誰もが気軽に立ち寄り交流したり、住民と専門職が地域の課題について話し合う場として、地域の集いの場（自治会館、集会所、隣保館等）を拠点とした活動の推進について支援します。（2-（1）-①再掲） ○ こども食堂については、子どもだけではなく地域の多様な人が集う場として、多機能化を推進します。 ○ 認知症を理解し、地域の中で認知症の人や家族をできる範囲で見守り支援できるよう、認知症サポーターの養成及び認知症キャラバン・メイトの養成研修を引き続き実施するとともに、市町村によるキャラバン・メイト活動促進のためのフォローアップ研修を実施し、認知症の人を見守り・支える体制づくりを行います。 ○ 県民一人ひとりが障害に対する理解を深められるよう、まほろば「あいサポート運動」を引き続き実施します。	組みづくり等を手助けします。 6. 支え合いの大切さを広げます 住民が主体となって、地域で支え合うまちづくりの意識を醸成します。 ③ 住民等による見守り支え合う体制づくり 【現状と課題】 ○ 地域共生社会の実現に向け、誰もが住み慣れた地域で生活していくためには、地域の多世代の多様な人が住民同士で支え合い、見守る体制づくりが重要となっています。 ○ 認知症は、誰もがなる可能性があり、誰もが介護者として認知症に関わる可能性が<u>あることから</u>、身近な問題として社会全体で理解を深めるため、認知症の人と家族を支援する認知症サポーター及びその<u>養成の</u>講師役となる認知症キャラバン・メイトを<u>確保することにより、認知症に対する正しい知識と理解の普及啓発に取り組み</u>、令和3年3月末までに119,534人の認知症サポーターを養成しました。 ○ 障害は誰にでも生じる可能性があること、また、同じ障害でも種類や程度は様々でその症状は一律でないこと、外見では分からない障害のために理解されず苦しんでいる人がいること、周囲の配慮があれば多くの人が活躍できること等について理解を深めるため、県民や企業・団体等を対象に、様々な障害の特性やそれぞれに必要な配慮を理解し、日常生活で障害のある人に対する手助けを実践していく「あいサポーター」の養成研修を実施し、令和3年3月末までに24,461人を養成しました。 【取組の方向性】 ○ これまでのサロン活動等の小地域福祉活動をさらに発展させ、地域の生活課題を早期に発見し適切な対応を行うために、誰もが気軽に立ち寄り交流したり、住民と専門職が地域の課題について話し合う場として、地域の集いの場（自治会館、集会所、隣保館等）を拠点とした活動の推進について支援します。（2-（1）-①再掲） ○ こども食堂については、子どもだけではなく地域の多様な人が集う場として、多機能化を推進します。 ○ 認知症を理解し、地域の中で認知症の人や家族をできる範囲で見守り支援できるよう、認知症サポーターの養成及び認知症キャラバン・メイトの養成研修を引き続き実施するとともに、市町村によるキャラバン・メイト活動促進のためのフォローアップ研修を実施し、認知症の人を見守り・支える体制づくりを行います。 ○ 県民一人ひとりが障害に対する理解を深められるよう、まほろば「あいサポート運動」を引き続き実施します。

第4期奈良県地域福祉計画 中間見直し（案） 新旧対照表

見直し案

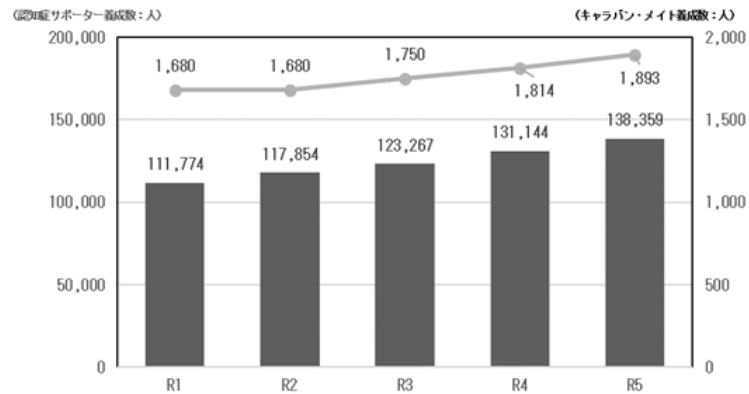
《数値目標》

具体的な数値目標	現在の取組状況	目標
認知症サポーター養成数	<u>140,252</u> 人 うち、キャラバン・メイト数 <u>1,893</u> 人（令和 <u>5</u> 年度）	158,800人 （令和 <u>7</u> 年度）

具体的な数値目標	現在の取組状況	目標
「あいサポーター」 養成人数	<u>28,432</u> 人 （令和 <u>5</u> 年度）	<u>32,800</u> 人 （令和 <u>8</u> 年度）

＜参考データ＞

認知症サポーター、キャラバン・メイト養成数推移 ※更新



出典：県地域包括支援課集計

現行

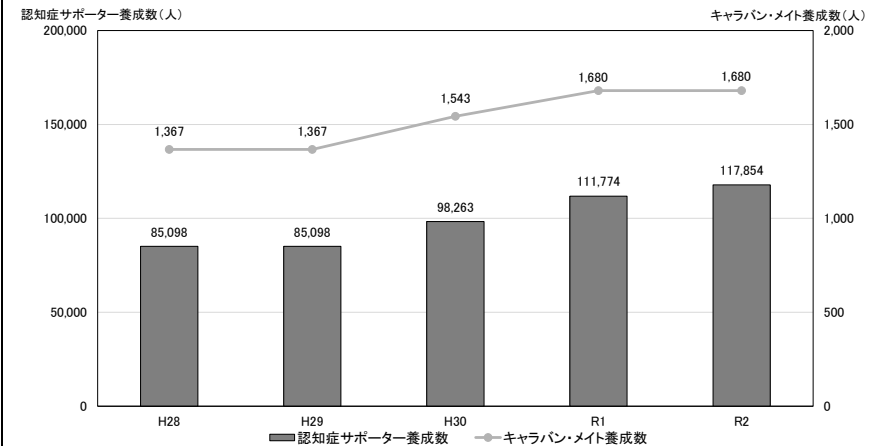
《数値目標》

具体的な数値目標	現在の取組状況	目標
認知症サポーター養成数	<u>119,534</u> 人 うち、キャラバン・メイト数 <u>1,680</u> 人（令和 <u>2</u> 年度）	158,800人 （令和 <u>5</u> 年度）

具体的な数値目標	現在の取組状況	目標
「あいサポーター」 養成人数	<u>24,461</u> 人 （令和 <u>2</u> 年度）	<u>42,100</u> 人 （令和 <u>6</u> 年度）

＜参考データ＞

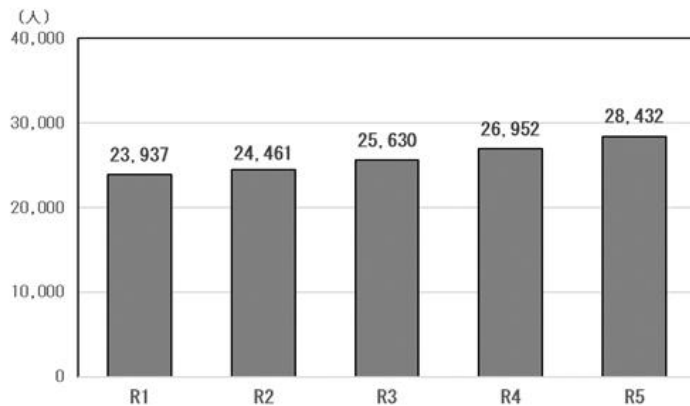
認知症サポーター、キャラバン・メイト養成数推移



出典：県地域包括ケア推進室集計

見直し案

「あいサポーター」養成人数推移 ※更新



出典：県障害福祉課集計

④ NPO、ボランティア活動への参加促進

【現状と課題】

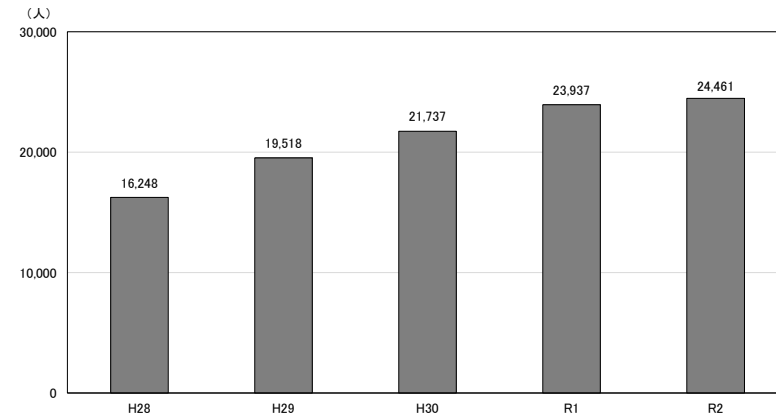
- 地域におけるつながりが弱まっていることから、住民自らが地域の課題解決に主体的に取り組むことが重要となっており、自発的に他人や社会に貢献しようとする個人ボランティアやNPO（ボランティア団体等の民間非営利活動団体）による地域貢献活動に期待が寄せられています。
- 県では、地域の課題解決に取り組むNPOやボランティア団体等の活動を支援するため、企業や県民からの寄附金を活用した地域貢献サポート基金事業を実施しています。
- 自然災害が全国各地で発生していることなどを背景に、ボランティアへの関心が高まっていることから、ボランティア活動情報提供システム「奈良ボランティアネット」等で容易に参加・活動できる環境を整えるほか、活動基盤の強化等のための支援が必要です。（2-（1）-⑤再掲）
- 近年、企業が社会を構成する一員としてどのような行動を取るべきかを問う、CSR（企業の社会的責任）やCSV（共有価値の創造）という考え方が定着してきており、県においても、行政課題の解決に向け企業との協働を進めていく必要があります。

【取組の方向性】

- 奈良ボランティアネット等を活用し、誰もがボランティア活動ができる機会を提供するとともに、奈良県総合ボランティアセンターや奈良県協働推進センター等の活動・交流場所を提供

現行

「あいサポーター」養成人数推移



出典：県障害福祉課集計

④ NPO、ボランティア活動への参加促進

【現状と課題】

- 地域におけるつながりが弱まっていることから、住民自らが地域の課題解決に主体的に取り組むことが重要となっており、自発的に他人や社会に貢献しようとする個人ボランティアやNPO（ボランティア団体等の民間非営利活動団体）による地域貢献活動に期待が寄せられています。
- 県では、地域の課題解決に取り組むNPOやボランティア団体等の活動を支援するため、企業や県民からの寄附金を活用した地域貢献サポート基金事業を実施しています。
- 自然災害が全国各地で発生していることなどを背景に、ボランティアへの関心が高まっていることから、ボランティア活動情報提供システム「奈良ボランティアネット」等で容易に参加・活動できる環境を整えるほか、活動基盤の強化等のための支援が必要です。（2-（1）-⑤再掲）
- 近年、企業が社会を構成する一員としてどのような行動を取るべきかを問う、CSR（企業の社会的責任）やCSV（共有価値の創造）という考え方が定着してきており、県においても、行政課題の解決に向け企業との協働を進めていく必要があります。

【取組の方向性】

- 奈良ボランティアネット等を活用し、誰もがボランティア活動ができる機会を提供するとともに、奈良県総合ボランティアセンターや奈良県協働推進センター等の活動・交流場所を提供

第4期奈良県地域福祉計画 中間見直し（案） 新旧対照表

見直し案

- するなど、県社協と連携しながらボランティア活動の支援や推進に引き続き取り組みます。
- 奈良県地域貢献サポート基金をさらに活用し、「子ども・若者の健全育成」や「まちづくり」、「環境保全」、「福祉」などの分野で地域の課題解決に取り組むNPOやボランティア団体等の活動を引き続き支援します。
 - 大規模災害が発生した場合に備え、平常時より災害ボランティアセンターの設置訓練や、災害ボランティア入門セミナーの実施による災害ボランティアの養成に取り組みます。(2-(1)-⑤再掲)
 - 企業等との連携協定に基づく連携事業の取組を推進し、CSR（企業の社会的責任）やCSV（共有価値の創造）の取組を支援するとともに、引き続き効果的な連携協定を積極的に締結します。

＜参考データ＞

ボランティアセンター活動状況

	R1	R2	R3	R4	R5
相談件数	1,066	825	923	969	1,040

出典：県民くらし課集計

災害ボランティア養成講座終了者数

	R1	R2	R3	R4	R5
出前講座受講者数	833	106	293	347	195

出典：県民くらし課集計

(2) 福祉・介護人材の育成・確保・定着

① 福祉・介護人材の育成・確保

【現状と課題】

- 令和6年6月現在の奈良県内全産業の有効求人倍率が1.08倍であるのに対して、介護分野の有効求人倍率は3.59倍と高い状態が続いており、求人数に対して求職者数が追いついてい

現行

- するなど、県社協と連携しながらボランティア活動の支援や推進に引き続き取り組みます。
- 奈良県地域貢献サポート基金をさらに活用し、「子ども・若者の健全育成」や「まちづくり」、「環境保全」、「福祉」などの分野で地域の課題解決に取り組むNPOやボランティア団体等の活動を引き続き支援します。
 - 大規模災害が発生した場合に備え、平常時より災害ボランティアセンターの設置訓練や、災害ボランティア入門セミナーの実施による災害ボランティアの養成に取り組みます。(2-(1)-⑤再掲)
 - 企業等との連携協定に基づく連携事業の取組を推進し、CSR（企業の社会的責任）やCSV（共有価値の創造）の取組を支援します。

＜参考データ＞

ボランティアセンター活動状況

	H29	H30	R1	R2	R3 (9月末現在)
相談件数	1,179	1,229	1,066	825	439

出典：県青少年・社会活動推進課集計

災害ボランティア養成講座終了者数

	H29	H30	R1	R2	R3 (9月末現在)
養成講座修了者数 (累計)	163	198	=	=	=
出前講座受講者数	=	248	833	106	184

※養成講座の実施は平成30年度で終了し、同年8月より出前講座を実施

出典：県青少年・社会活動推進課集計

(2) 福祉・介護人材の育成・確保・定着

① 福祉・介護人材の育成・確保

【現状と課題】

- 令和3年4月現在の奈良県内全産業の有効求人倍率が1.18倍であるのに対して、介護分野の有効求人倍率は5.42倍と高い状態が続いており、求人数に対して求職者数が追いついてい

第4期奈良県地域福祉計画 中間見直し（案） 新旧対照表

見直し案	現行
ない状況です。また、令和<u>8</u>年の奈良県の介護職員需給ギャップは約<u>5,300</u>人になると推計されています。 ○ 高齢化への対応や<u>保育所等</u>の待機児童対策、障害のある人への取組の充実等、様々な福祉ニーズに対応するために、必要な福祉・介護人材を確保していくことは喫緊の課題となっています。 ○ 福祉・介護人材の確保のため、平成28年度に「奈良県福祉・介護事業所認証制度」を創設し、就労環境、雇用条件などの正しい情報を「見える化」したうえで、学生や求職者にとって安心して就職できる職場であり、就労環境や処遇等の向上に積極的に取り組む事業所として一定の基準を満たす県内の福祉・介護事業所を「認証事業所」として認証する取組を開始しました。令和<u>6</u>年3月末までに<u>113</u>法人、<u>611</u>事業所が県からの認証を受けています。 ○ 福祉・介護の仕事に対するイメージアップと理解促進のため、「福祉・介護職」に対する周知広報の取組のほか、教育機関等との連携により、「奈良県福祉人材センター」の認知度の向上を図る必要があります。 ○ 若者・女性・シニア・外国人など多様な人材の関心・ニーズに即したマッチングの取組を進めていく必要があります。 【取組の方向性】 ○ 高い有効求人倍率が依然として続いており、需給ギャップが見込まれることから、福祉・介護人材の確保に向けた有効な手法等を検討する場である「奈良県福祉・介護人材確保協議会」において、引き続き関係団体との連携を図ります。 ○ 若者等が県内の福祉・介護事業所への就職を考えるきっかけをつくるため、令和元年度に発足した「認証事業所」に勤務する若手職員による「奈良県福祉・介護のお仕事PR隊」が、福祉・介護の仕事の魅力や長所を発信します。 ○ 奈良県福祉人材センターでは、事業所及び求職者等への周知広報に取り組むとともに、小・中・高等学校でのセミナーや福祉・介護の職場体験の実施、若者向けの雑誌や新聞への掲載など、若年層に直接届く取組により、福祉・介護の仕事への関心を高めていきます。 ○ 人材確保に加え、限られた人材を有効活用することも重要であることから、介護現場における人材活用の様々な課題解決を目指し、適性や役割に応じたキャリアパスの構築や専門性の向上を支援します。 <u>○ 保育人材の確保・定着を図るため、保育士の働く環境改善や給与の改善など、各種処遇改善の取組を推進します。</u> ○ 「保育人材バンク」では、<u>保育施設への就職を希望する</u>潜在保育士<u>を含む保育士等</u>の就職を支援するため、きめ細かなマッチングに取り組みます。 ○ 外国人の福祉・介護分野への参入を図るため、<u>外国人介護人材の受け入れ環境の整備や、介</u>	ない状況です。また、令和<u>7</u>年の奈良県の介護職員需給ギャップは約<u>3,000</u>人になると推計されています。 ○ 高齢化への対応や待機児童対策、障害のある人への取組の充実等、様々な福祉ニーズに対応するために、必要な福祉・介護人材を確保していくことは喫緊の課題となっています。 ○ 福祉・介護人材の確保のため、平成28年度に「奈良県福祉・介護事業所認証制度」を創設し、就労環境、雇用条件などの正しい情報を「見える化」したうえで、学生や求職者にとって安心して就職できる職場であり、就労環境や処遇等の向上に積極的に取り組む事業所として一定の基準を満たす県内の福祉・介護事業所を「認証事業所」として認証する取組を開始しました。令和<u>3</u>年3月末までに<u>102</u>法人、<u>515</u>事業所が県からの認証を受けています。 ○ 福祉・介護の仕事に対するイメージアップと理解促進のため、「福祉・介護職」に対する周知広報の取組のほか、教育機関等との連携により、「奈良県福祉人材センター」の認知度の向上を図る必要があります。 ○ 若者・女性・シニア・外国人など多様な人材の関心・ニーズに即したマッチングの取組を進めていく必要があります。 【取組の方向性】 ○ 高い有効求人倍率が依然として続いており、需給ギャップが見込まれることから、福祉・介護人材の確保に向けた有効な手法等を検討する場である「奈良県福祉・介護人材確保協議会」において、引き続き関係団体との連携を図ります。 ○ 若者等が県内の福祉・介護事業所への就職を考えるきっかけをつくるため、令和元年度に発足した「認証事業所」に勤務する若手職員による「奈良県福祉・介護のお仕事PR隊」が、福祉・介護の仕事の魅力や長所を発信します。 ○ 奈良県福祉人材センターでは、事業所及び求職者等への周知広報に取り組むとともに、小・中・高等学校でのセミナーや福祉・介護の職場体験の実施、若者向けの雑誌や新聞への掲載など、若年層に直接届く取組により、福祉・介護の仕事への関心を高めていきます。 ○ 人材確保に加え、限られた人材を有効活用することも重要であることから、介護現場における人材活用の様々な課題解決を目指し、適性や役割に応じたキャリアパスの構築や専門性の向上を支援します。 <u>（新設）</u> ○ 「保育人材バンク」では、潜在保育士の就職を支援するため、きめ細かなマッチング<u>を行うとともに、再就職を希望する人への研修の実施や就職後の相談などにも</u>取り組みます。 ○ 外国人の福祉・介護分野への参入を図るため、介護福祉士として県内で就業しようとする留

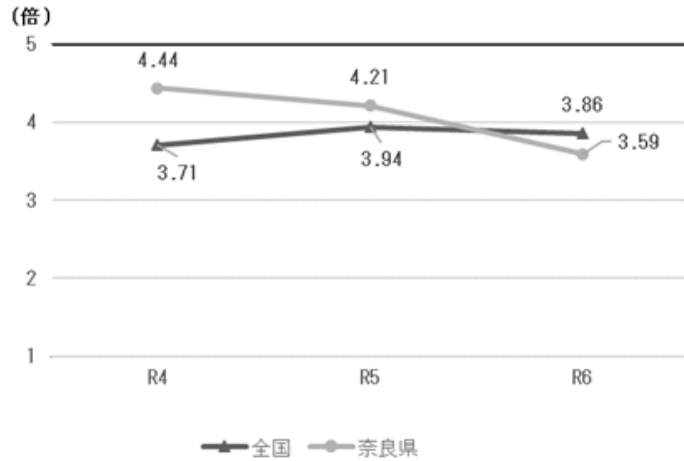
第4期奈良県地域福祉計画 中間見直し（案） 新旧対照表

見直し案

福祉士として県内で就業しようとする留学生へ修学資金を貸し付けるなど、多様な人材の確保に取り組みます。

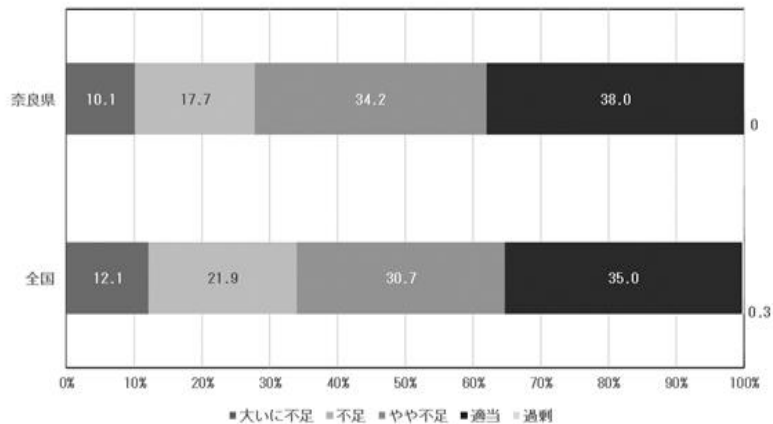
＜参考データ＞

介護関係職種の有効求人倍 ※更新



出典：「職業安定業務統計」一般職業紹介状況（厚生労働省）

介護サービス事業所における従業員の過不足状況 ※更新



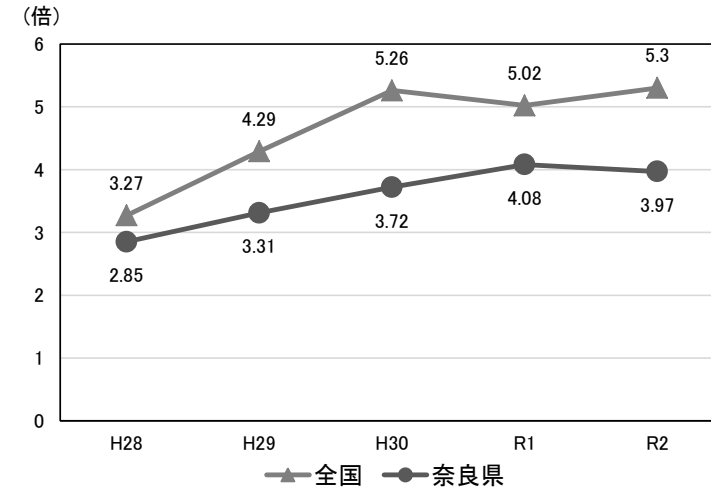
出典：「介護労働実態調査（R5）」（介護労働安定センター）

現行

学生へ修学資金を貸し付けるなど、多様な人材の確保に取り組みます。

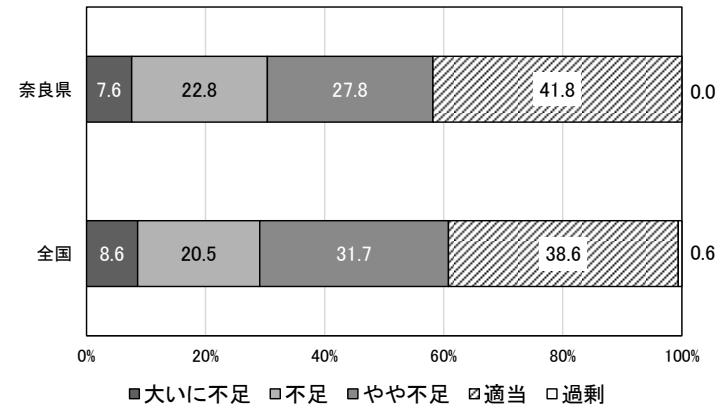
＜参考データ＞

介護関係職種の有効求人倍



出典：「職業安定業務統計」一般職業紹介状況（厚生労働省）

介護サービス事業所における従業員の過不足状況



出典：「介護労働実態調査（R2）」（介護労働安定センター）

第4期奈良県地域福祉計画 中間見直し（案） 新旧対照表

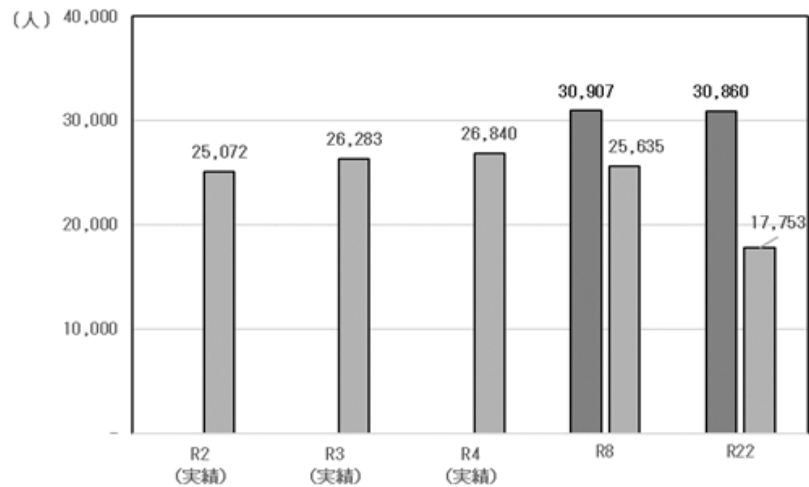
見直し案

一般職業紹介状況（保育士）（令和6年4月）

	新規求職 申込件数	有効求職者 数	新規求人数	有効求人数	有効求人倍 率
全国	7,202	16,617	13,576	40,197	2.42
奈良	66	171	266	520	3.04

出典：「職業安定業務統計」一般職業紹介状況（厚生労働省）

奈良県の介護職員数の推移と将来推計 ※更新



R2～R4 介護職員数（実績）

出典：厚生労働省集計「都道府県別介護職員数（令和6年3月）」及び

厚生労働省「第9期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数（令和6年3月）」

福祉人材センター求人登録者数

	R4	R5
全国	260,495	266,429
奈良県	5,409	4,561

出典：県福祉人材センター集計

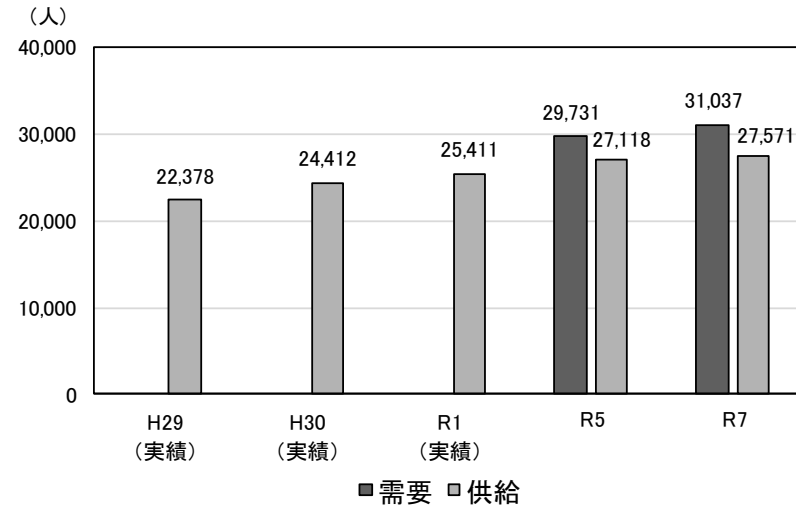
現行

一般職業紹介状況（保育士）（令和3年1月）

	新規求職 申込件数	有効求職者 数	新規求人数	有効求人数	有効求人倍 率
全国	3,997	17,511	19,315	51,437	2.94
奈良	48	195	236	630	3.23

出典：「職業安定業務統計」一般職業紹介状況（厚生労働省）

奈良県の介護職員数の推移と将来推計



H29～R1 介護職員数（実績）

出典：厚生労働省集計「都道府県別介護職員数（令和3年1月）」及び

厚生労働省「第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数（令和3年7月）」

福祉人材センター求人登録者数

	R1	R2
全国	294,613	263,430
奈良県	5,895	5,541

出典：県福祉人材センター集計

第4期奈良県地域福祉計画 中間見直し（案） 新旧対照表

見直し案

福祉人材センター就職者数

	R4	R5
全国	4,850	4,661
奈良県	237	153

出典：県福祉人材センター集計

② 働きやすく、魅力的な職場づくり

【現状と課題】

- 福祉・介護人材の確保・定着を図るため、働きやすく、魅力的な福祉・介護の職場づくりを推進し、早期離職等を防止していくことが必要です。
- 福祉・介護人材の確保のため、平成28年度に「奈良県福祉・介護事業所認証制度」を創設し、就労環境、雇用条件などの正しい情報を「見える化」したうえで、学生や求職者にとって安心して就職できる職場であり、就労環境や処遇等の向上に積極的に取り組む事業所として一定の基準を満たす県内の福祉・介護事業所を「認証事業所」として認証する取組を開始しました。令和6年3月末までに113法人、611事業所が県からの認証を受けています。(3-(2)-①再掲)
- 平成30年度からは、従業者50人未満の小規模な事業所においても認証の取得が進むよう「認証制度チャレンジ事業所」を募集し、コンサルティングを行うなどの支援を行っています。
- 保育士等の定着促進のためには、各保育施設における短時間勤務の導入、休憩や休暇がとりやすい職場環境づくり、キャリアパスの構築等が必要です。

【取組の方向性】

- 奈良県福祉・介護事業所認証制度がより活用され、求職者の就職につながるよう、積極的な周知広報を行います。併せて、福祉・介護事業所の職員にとって働きやすく、魅力的な職場づくりを推進します。
- 介護職員の労働環境の向上、介護ロボット・ICTの導入支援などの取組を引き続き実施します。
- 保育士等の労働環境改善のため、に作成した、奈良県版「働き方改革マニュアル」の活用促進を図り、やりがいを感じながら働き続けることができる環境を整備します。また、労働環境をはじめとする様々な悩みを抱える保育士に寄り添い、勤務時間外でも相談できる保育士向け「SNS相談」に取り組みます。

現行

福祉人材センター就職者数

	R1	R2
全国	5,901	5,110
奈良県	243	251

出典：県福祉人材センター集計

② 働きやすく、魅力的な職場づくり

【現状と課題】

- 福祉・介護人材の確保・定着を図るため、働きやすく、魅力的な福祉・介護の職場づくりを推進し、早期離職等を防止していくことが必要です。
- 福祉・介護人材の確保のため、平成28年度に「奈良県福祉・介護事業所認証制度」を創設し、就労環境、雇用条件などの正しい情報を「見える化」したうえで、学生や求職者にとって安心して就職できる職場であり、就労環境や処遇等の向上に積極的に取り組む事業所として一定の基準を満たす県内の福祉・介護事業所を「認証事業所」として認証する取組を開始しました。令和3年3月末までに102法人、515事業所が県からの認証を受けています。(3-(2)-①再掲)
- 平成30年度からは、従業者50人未満の小規模な事業所においても認証の取得が進むよう「認証制度チャレンジ事業所」を募集し、コンサルティングを行うなどの支援を行っています。
- 保育士等の定着促進のためには、各保育施設における短時間勤務の導入や休暇がとりやすい職場環境づくり、キャリアパスの構築等が必要です。

【取組の方向性】

- 奈良県福祉・介護事業所認証制度がより活用され、求職者の就職につながるよう、積極的な周知広報を行います。併せて、福祉・介護事業所の職員にとって働きやすく、魅力的な職場づくりを推進します。
- 介護職員の労働環境の向上、介護ロボット・ICTの導入支援などの取組を引き続き実施します。
- 保育士等の労働環境改善のため、働き方改革マニュアルを作成する等の取組を進め、やりがいを感じながら働き続けることができる環境を整備します。

第4期奈良県地域福祉計画 中間見直し（案） 新旧対照表

見直し案

- 保育施設におけるキャリアパスの構築を支援するため、職務経験や職責に応じたキャリアアップ研修等を実施します。

《数値目標》

具体的な数値目標	現在の取組状況	目標
「奈良県福祉・介護事業所認証制度」 認証事業所数	<u>611</u> 事業所 (令和 <u>5</u> 年度)	900 事業所 (令和8年度)

4. 地域福祉を推進する環境の整備

(1) 福祉サービスの質の向上

① 福祉サービス第三者評価の受審促進

【現状と課題】

- 社会福祉施設等におけるサービスの質の向上には、どのような点が充足・不足しているのかを施設等が認識する必要があります。また、施設等の利用者側からは、実際に利用する前にどのようなサービスを受けられるか等の情報が求められています。
- そこで、第三者による公正・中立かつ専門的な評価を行い、評価内容等を公表することにより、施設等のサービスの質の向上や利用者の良質な福祉サービスの選択の支援として、奈良県福祉サービス第三者評価事業を実施しています。

○ 令和5年度には、福祉サービスを取り巻く環境の変化等に対応するため、評価基準の改正を行いました。

- 平成20年の事業開始以降、受審件数は累計 28 件となっており、受審費用の負担が大きいことや、受審メリット・制度の周知広報不足等により受審が伸び悩んでいる状況です。

【取組の方向性】

- 施設団体等の会議の場を活用した制度の周知など、事業者への受審の働きかけを行うとともに、評価に関する情報については、県ホームページ等で引き続き情報提供を行います。

(削除)

現行

- 保育施設におけるキャリアパスの構築を支援するため、職務経験や職責に応じたキャリアアップ研修等を実施します。

《数値目標》

具体的な数値目標	現在の取組状況	目標
「奈良県福祉・介護事業所認証制度」 認証事業所数	<u>515</u> 事業所 (令和 <u>3</u> 年 <u>4</u> 月現在)	900 事業所 (令和8年度)

4. 地域福祉を推進する環境の整備

(1) 福祉サービスの質の向上

① 福祉サービス第三者評価の受審促進

【現状と課題】

- 社会福祉施設等におけるサービスの質の向上には、どのような点が充足・不足しているのかを施設等が認識する必要があります。また、施設等の利用者側からは、実際に利用する前にどのようなサービスを受けられるか等の情報が求められています。
- そこで、第三者による公正・中立かつ専門的な評価を行い、評価内容等を公表することにより、施設等のサービスの質の向上や利用者の良質な福祉サービスの選択の支援として、奈良県福祉サービス第三者評価事業を実施しています。

(新設)

- 平成20年の事業開始以降、受審件数は累計 26 件となっており、受審費用の負担が大きいことや、受審メリット・制度の周知広報不足等により受審が伸び悩んでいる状況です。

【取組の方向性】

- 施設団体等の会議の場を活用した制度の周知など、事業者への受審の働きかけを行うとともに、評価に関する情報については、県ホームページ等で引き続き情報提供を行います。

○ 各分野での受審義務化の国の動向や、福祉サービスを取り巻く環境の変化等に対応するため、評価基準の見直し等を行います。

第4期奈良県地域福祉計画 中間見直し（案） 新旧対照表

見直し案

《数値目標》

具体的な数値目標	現在の取組状況	目標
受審件数	累計 <u>28</u> 件 (令和 <u>5</u> 年度)	累計 39 件 (令和8年度)

② 福祉サービス利用者保護の充実

【現状と課題】

- 利用者が事業者と対等な関係で福祉サービスを利用できるよう、事業者は、「第三者委員」を設置する等苦情を申し出やすい環境を整え、適切な解決を図る仕組みづくりを行う必要がありますが、当事者である利用者やその家族から、直接事業者へ苦情を申し出すことには心理的な抵抗が伴う場合や、当事者と事業者だけでは解決が難しい場合があります。
- そこで、社会福祉法第83条により県社協に設置されている「奈良県運営適正化委員会」が、第三者機関として公正・中立な立場から苦情解決を図っています。
- 各福祉制度の改正や福祉サービスの充実等に伴い、運営適正化委員会に寄せられる苦情内容が複雑化・多様化しています。利用者等との信頼関係のもと、これらの様々な声をサービスのより良い改善につなげていく必要があります。

【取組の方向性】

- 県社協の運営適正化委員会事業における、事業者を対象とした第三者委員設置の促進のための研修会実施や、各事業所の苦情受付担当者や苦情解決責任者のスキル向上のための苦情解決研修会の実施及び巡回指導について引き続き支援し、各事業所における苦情処理システムの更なる充実を図ります。

＜参考データ＞

奈良県運営適正化委員会の活動状況

	<u>R1</u>	<u>R2</u>	<u>R3</u>	<u>R4</u>	<u>R5</u>
苦情相談および一般相談数	<u>120</u>	<u>120</u>	<u>133</u>	<u>97</u>	<u>89</u>
<u>苦情解決研修会・第三者委員研修会参加者数</u>	<u>コロナのため中止</u>	<u>73</u>	<u>67</u>	<u>88</u>	<u>78</u>

出典：県社会福祉協議会集計

現行

《数値目標》

具体的な数値目標	現在の取組状況	目標
受審件数	累計 <u>26</u> 件 (令和 <u>3</u> 年 <u>12</u> 月現在)	累計 39 件 (令和8年度)

② 福祉サービス利用者保護の充実

【現状と課題】

- 利用者が事業者と対等な関係で福祉サービスを利用できるよう、事業者は、「第三者委員」を設置する等苦情を申し出やすい環境を整え、適切な解決を図る仕組みづくりを行う必要がありますが、当事者である利用者やその家族から、直接事業者へ苦情を申し出すことには心理的な抵抗が伴う場合や、当事者と事業者だけでは解決が難しい場合があります。
- そこで、社会福祉法第83条により県社協に設置されている「奈良県運営適正化委員会」が、第三者機関として公正・中立な立場から苦情解決を図っています。
- 各福祉制度の改正や福祉サービスの充実等に伴い、運営適正化委員会に寄せられる苦情内容が複雑化・多様化しています。利用者等との信頼関係のもと、これらの様々な声をサービスのより良い改善につなげていく必要があります。

【取組の方向性】

- 県社協の運営適正化委員会事業における、事業者を対象とした第三者委員設置の促進のための研修会実施や、各事業所の苦情受付担当者や苦情解決責任者のスキル向上のための苦情解決研修会の実施及び巡回指導について引き続き支援し、各事業所における苦情処理システムの更なる充実を図ります。

＜参考データ＞

奈良県運営適正化委員会の活動状況

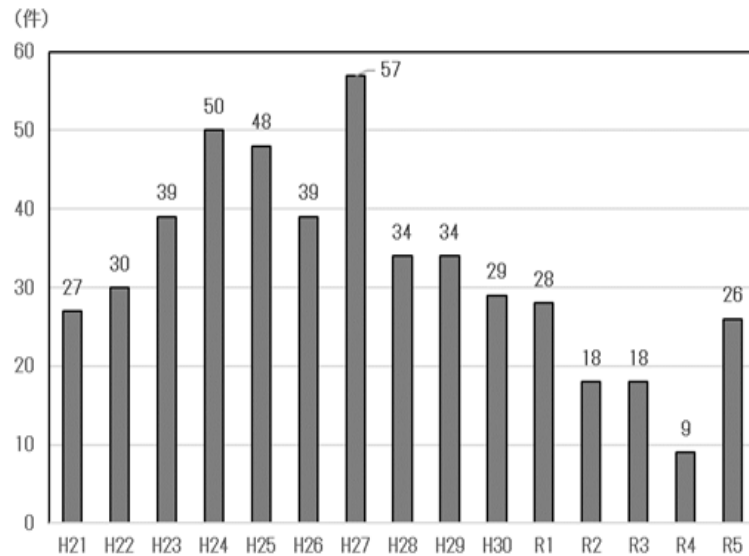
	<u>H28</u>	<u>H29</u>	<u>H30</u>	<u>R1</u>	<u>R2</u>
苦情相談および一般相談数	<u>96</u>	<u>106</u>	<u>113</u>	<u>120</u>	<u>120</u>
<u>苦情解決研修会参加者数</u>	<u>61</u>	<u>49</u>	<u>105</u>	<u>コロナのため中止</u>	<u>73</u>
<u>第三者委員研修会参加者数</u>	<u>63</u>	<u>87</u>	<u>39</u>		<u>※合同研修</u>

出典：県社会福祉協議会集計

第4期奈良県地域福祉計画 中間見直し（案） 新旧対照表

見直し案

奈良県運営適正委員会苦情受付件数 ※更新



出典：県社会福祉協議会集計

※運営適正化委員会：福祉サービスに関する苦情解決のための相談・助言、事情調査、斡旋を行うとともに、福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）の適正な運営の確保のための助言・勧告を行う

（2）全ての人に優しい福祉のまちづくりの推進

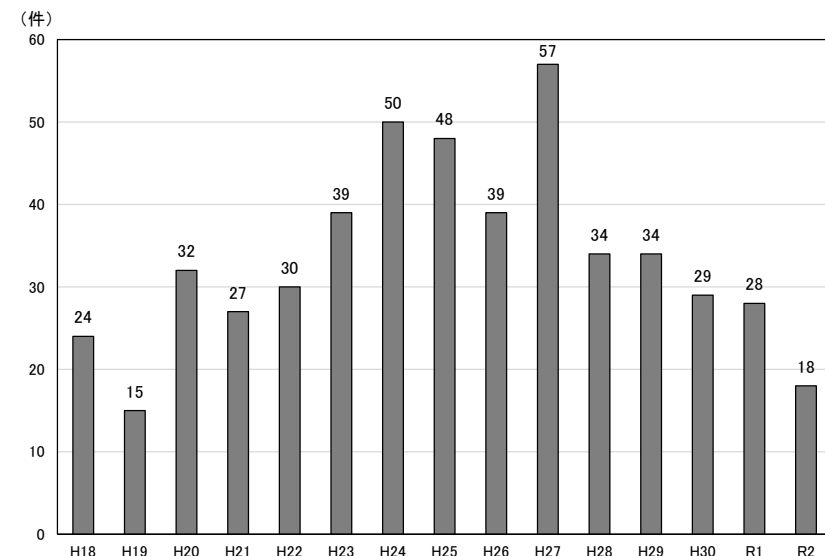
① 人権を尊重した地域づくりの推進

【現状と課題】

- 地域共生社会の実現のためには、人権に対する意識を高め、一人ひとりの人権が尊重される地域をつくることが重要です。
- 現在、子どもの貧困問題や障害のある人等社会的弱者に対する偏見や差別、インターネットやSNSを悪用した誹謗中傷や差別を助長する書き込みなどの人権問題が深刻化しています。また、LGBTQなど性的マイノリティへの偏見、職場におけるハラスメントなど新たな人権問題も顕在化しています。
- 平成28年に、人権に関する三つの法律（「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」）が、令和元年5月には「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行されました。

現行

奈良県運営適正委員会苦情受付件数



出典：県社会福祉協議会集計

※運営適正化委員会：福祉サービスに関する苦情解決のための相談・助言、事情調査、斡旋を行うとともに、福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）の適正な運営の確保のための助言・勧告を行う

（2）全ての人に優しい福祉のまちづくりの推進

① 人権を尊重した地域づくりの推進

【現状と課題】

- 地域共生社会の実現のためには、人権に対する意識を高め、一人ひとりの人権が尊重される地域をつくることが重要です。
- 現在、子どもの貧困問題や障害のある人等社会的弱者に対する偏見や差別、インターネットやSNSを悪用した誹謗中傷や差別を助長する書き込みなどの人権問題が深刻化しています。また、LGBTQなど性的マイノリティへの偏見、職場におけるハラスメントなど新たな人権問題も生じています。
- 平成28年に、人権に関する三つの法律（「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」）が、令和元年5月には「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行されました。

第4期奈良県地域福祉計画 中間見直し（案） 新旧対照表

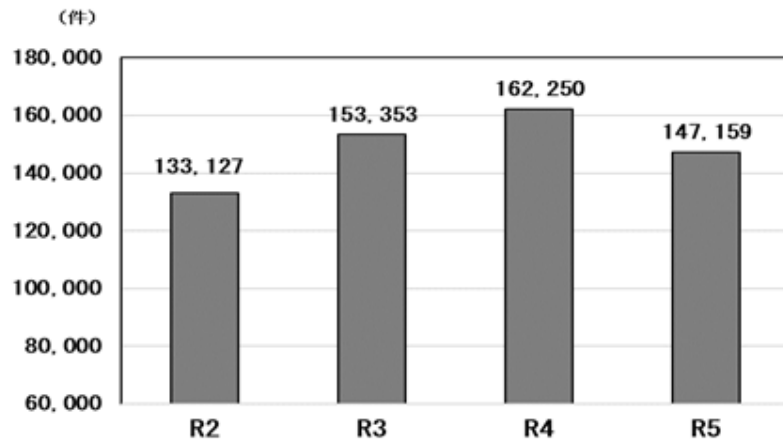
見直し案	現行
○ 県においても、「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」や「奈良県部落差別の解消の推進に関する条例」を制定し、人権の尊重と差別の解消に取り組んでいます。 ○ 県民が人権に関する様々な問題に直面したときに、より身近なところで相談できる拠点として、国、県、市町村、NPOなどの様々な人権相談機関が密接に連携・協力し、当事者の立場に立ったきめ細かな相談・支援を提供する「なら人権相談ネットワーク」を設立し、相談・支援の充実に取り組んでいます。 ○ 地域において福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして位置づけられる隣保館は、地域の実態把握や住民相談といった機能に加え、教養文化活動の充実や地域ボランティアとの連携など地域社会に密着した活動を行う、地域福祉の重要な拠点のひとつです。地域課題の早期発見、住民の居場所づくり等の事業の推進にあたり、隣保館の活用を図ることは重要です。 【取組の方向性】 ○ 人々の人権に対する意識を日常の暮らしに根付かせるため、「奈良県人権施策に関する基本計画」及び「人権教育推進プラン」に沿った施策により、家庭、学校、地域などの様々な場において、あらゆる人を対象に人権教育・啓発の取組を進めます。 ○ 地域に人権尊重の理念を普及させるため、県民や企業、県及び市町村職員に対し、様々な場や機会を通じて、幅広い広報活動を推進します。 ○ 県民が人権に関する様々な問題に直面したときに、一人で悩むことのないよう、当事者の立場に立ったきめ細かな相談対応のできる体制を強化するため、なら人権相談ネットワークなどの相談・支援機関の連携強化、相談機能の充実を図ります。 ○ 人権課題解決のための各種事業を適切に行うことができるよう、市町村職員等への研修等を充実します。 ○ 隣保館職員を対象に研修を開催し、資質向上に努めるとともに、隣保館が行う地域に密着した活動の推進を支援します。	○ 県においても、「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」や「奈良県部落差別の解消の推進に関する条例」を制定し、人権の尊重と差別の解消に取り組んでいます。 ○ 県民が人権に関する様々な問題に直面したときに、より身近なところで相談できる拠点として、国、県、市町村、NPOなどの様々な人権相談機関が密接に連携・協力し、当事者の立場に立ったきめ細かな相談・支援を提供する「なら人権相談ネットワーク」を設立し、相談・支援の充実に取り組んでいます。 ○ 地域において福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして位置づけられる隣保館は、地域の実態把握や住民相談といった機能に加え、教養文化活動の充実や地域ボランティアとの連携など地域社会に密着した活動を行う、地域福祉の重要な拠点のひとつです。地域課題の早期発見、住民の居場所づくり等の事業の推進にあたり、隣保館の活用を図ることは重要です。 【取組の方向性】 ○ 人々の人権に対する意識を日常の暮らしに根付かせるため、「奈良県人権施策に関する基本計画」及び「人権教育推進プラン」に沿った施策により、家庭、学校、地域などの様々な場において、あらゆる人を対象に人権教育・啓発の取組を進めます。 ○ 地域に人権尊重の理念を普及させるため、県民や企業、県及び市町村職員に対し、様々な場や機会を通じて、幅広い広報活動を推進します。 ○ 県民が人権に関する様々な問題に直面したときに、一人で悩むことのないよう、当事者の立場に立ったきめ細かな相談対応のできる体制を強化するため、なら人権相談ネットワークなどの相談・支援機関の連携強化、相談機能の充実を図ります。 ○ 人権課題解決のための各種事業を適切に行うことができるよう、市町村職員等への研修等を充実します。 ○ 隣保館職員を対象に研修を開催し、資質向上に努めるとともに、隣保館が行う地域に密着した活動の推進を支援します。

第4期奈良県地域福祉計画 中間見直し（案） 新旧対照表

見直し案

＜参考データ＞

「なら人権相談ネットワーク構成機関」での相談件数 ※更新



出典：県人権施策課集計

	R2	R3	R4	R5
なら人権相談ネットワーク 構成機関数	117	117	117	118

出典：県人権施策課集計

② 障害を理由とする差別の解消の推進

【現状と課題】

- 県では、障害のある人もない人もお互いにかげがえのない個人として尊重し合いながら、安心して暮らすことができる社会を目指し、平成28年に「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」を施行し、障害を理由とする差別を禁止しました。
- しかしながら、今なお、障害のある人に対する障害を理由とする不利益な取扱や、障害のある人の社会参加や自立を制限する様々な障壁が存在しています。
- 県民や企業等に対し、障害者差別の解消に向けた取組を幅広く行う必要があります。

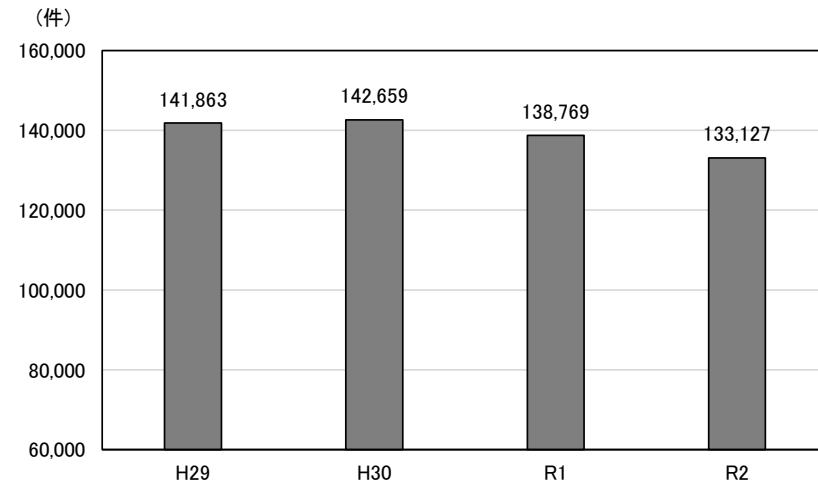
【取組の方向性】

- 「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」に基づき設置した、

現行

＜参考データ＞

「なら人権相談ネットワーク構成機関」での相談件数



出典：県人権施策課集計

	H29	H30	R1	R2
なら人権相談ネットワーク 構成機関数	114	116	117	117

出典：県人権施策課集計

② 障害を理由とする差別の解消の推進

【現状と課題】

- 県では、障害のある人もない人もお互いにかげがえのない個人として尊重し合いながら、安心して暮らすことができる社会を目指し、平成28年に「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」を施行し、障害を理由とする差別を禁止しました。
- しかしながら、今なお、障害のある人に対する障害を理由とする不利益な取扱や、障害のある人の社会参加や自立を制限する様々な障壁が存在しています。
- 県民や企業等に対し、障害者差別の解消に向けた取組を幅広く行う必要があります。

【取組の方向性】

- 「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」に基づき設置した、

第4期奈良県地域福祉計画 中間見直し（案） 新旧対照表

見直し案

県の障害者相談窓口において、引き続き、障害を理由とする差別の解消に向けた相談・支援を行います。

- 県民一人ひとりが障害に対する理解を深められるよう、まほろば「あいサポート運動」を引き続き実施します。(3-(1)-③再掲)
- 県民や企業・団体等を対象に、障害に対する理解を深めるための研修を幅広く実施し、様々な障害の特性や、それぞれに必要な配慮を理解し、日常生活で障害のある人に対する手助けを実践していく「あいサポーター」を養成します。併せて、この運動に積極的に取り組む「あいサポート企業・団体」の認定企業・団体数を増やしていきます。

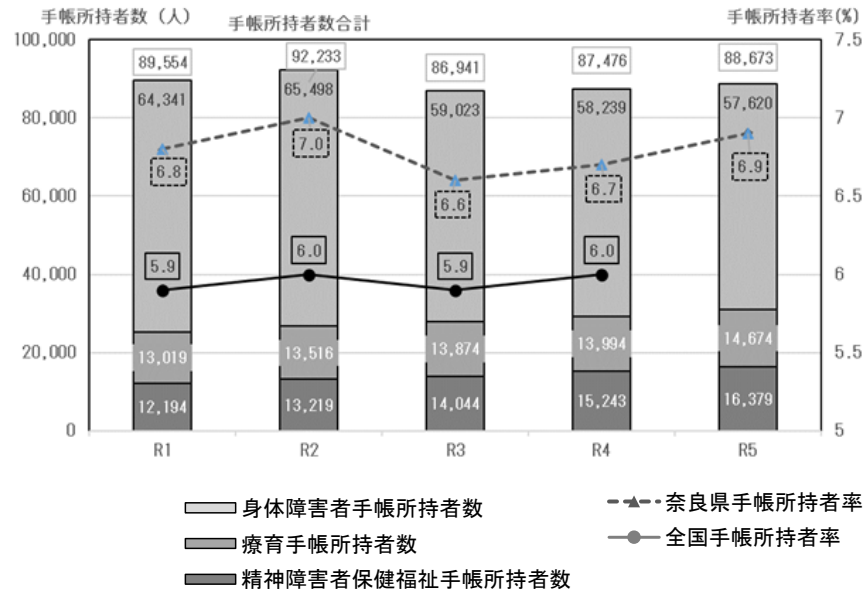
＜参考データ＞

障害者差別等に対応する相談窓口での相談対応件数

	R1	R2	R3	R4	R5
相談対応件数	93	93	101	106	55

出典：県障害福祉課集計

障害者手帳所持者数の推移 ※更新



出典：県障害福祉課集計

現行

県の障害者相談窓口において、引き続き、障害を理由とする差別の解消に向けた相談・支援を行います。

- 県民一人ひとりが障害に対する理解を深められるよう、まほろば「あいサポート運動」を引き続き実施します。(3-(1)-③再掲)
- 県民や企業・団体等を対象に、障害に対する理解を深めるための研修を幅広く実施し、様々な障害の特性や、それぞれに必要な配慮を理解し、日常生活で障害のある人に対する手助けを実践していく「あいサポーター」を養成します。併せて、この運動に積極的に取り組む「あいサポート企業・団体」の認定企業・団体数を増やしていきます。

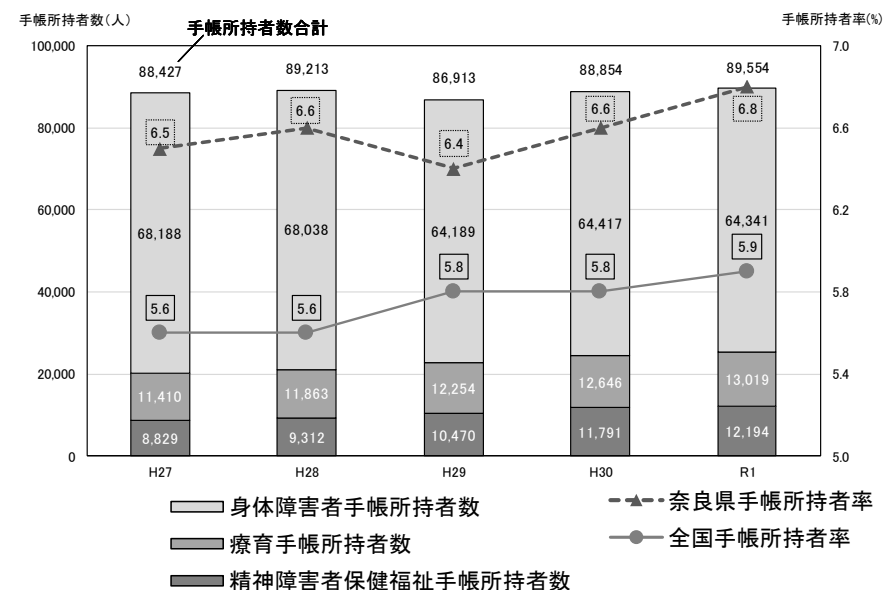
＜参考データ＞

障害者差別等に対応する相談窓口での相談対応件数

	H28	H29	H30	R1	R2
相談対応件数	53	51	84	93	93

出典：県障害福祉課集計

障害者手帳所持者数の推移



出典：県障害福祉課集計

第4期奈良県地域福祉計画 中間見直し（案） 新旧対照表

見直し案	現行
③ 福祉教育の充実 【現状と課題】 ○ 個人や世帯が抱える背景や課題が多様化するなか、お互いの個性や多様性を認め合い、尊重することの重要性が高まっています。 ○ 身近な地域における人権教育、福祉教育の機会を充実させていくことが重要です。 ○ 住民が自主的に地域での見守り等助け合い活動の必要性に気付き、具体的な活動につなげていけるよう、高齢者、障害のある人だけでなく子育て世代等との交流など、多様な学び合いの機会が大切です。 ○ 誰もが参加・貢献していくことのできる地域共生社会の実現に向け、社会の一員として地域の課題に関心をもち、主体的かつ協働的に取り組む姿勢を学齢期からはぐむことが重要です。 【取組の方向性】 ○ 社会教育実践講座の実施等を通じて、家庭や地域において、社会教育を推進する人材の育成や確保を進めます。 ○ 県営福祉パークの運営等を通じ、高齢者や障害のある人への理解を深めます。 ○ 市町村への個別支援により、住民同士の交流の機会となるような場づくりの促進に取り組みます。 ○ 住民の地域への関心を喚起し、その意欲、状況等に応じて地域づくりへの主体的な関わりの促進に取り組みます。 ○ 公民館活動等への支援を通じて、住民が主体的に地域の課題解決に向けて取り組む環境の充実を図ります。 ○ 奈良ボランティアネット等を活用し、誰もがボランティア活動ができる機会を提供するとともに、奈良県総合ボランティアセンターや奈良県協働推進センター等の活動・交流場所を提供するなど、県社協と連携しながらボランティア活動の支援や推進に引き続き取り組みます。(3-(1)-④再掲) ○ 学校教育において、社会の一員として地域の課題への関心を高めるとともに、自己の役割を認識し、他者とのコミュニケーションを図り信頼関係を構築するといった体験学習や課題解決型学習等を、子どもの発達段階や学校・地域の特性を踏まえて実施します。 ○ 小・中・高等学校等と特別支援学校との交流及び共同学習を推進します。 ④ 国際化への対応	③ 福祉教育の充実 【現状と課題】 ○ 個人や世帯が抱える背景や課題が多様化するなか、お互いの個性や多様性を認め合い、尊重することの重要性が高まっています。 ○ 身近な地域における人権教育、福祉教育の機会を充実させていくことが重要です。 ○ 住民が自主的に地域での見守り等助け合い活動の必要性に気付き、具体的な活動につなげていけるよう、高齢者、障害のある人だけでなく子育て世代等との交流など、多様な学び合いの機会が大切です。 ○ 誰もが参加・貢献していくことのできる地域共生社会の実現に向け、社会の一員として地域の課題に関心をもち、主体的かつ協働的に取り組む姿勢を学齢期からはぐむことが重要です。 【取組の方向性】 ○ 社会教育実践講座の実施等を通じて、家庭や地域において、社会教育を推進する人材の育成や確保を進め<u>るなど、「人権教育推進プラン」に沿ってあらゆる教育の場で人権教育を推進します。</u> ○ 県営福祉パークの運営等を通じ、高齢者や障害のある人への理解を深めます。 ○ 市町村への個別支援により、住民同士の交流の機会となるような場づくりの促進に取り組みます。 ○ 住民の地域への関心を喚起し、その意欲、状況等に応じて地域づくりへの主体的な関わりの促進に取り組みます。 ○ 公民館活動等への支援を通じて、住民が主体的に地域の課題解決に向けて取り組む環境の充実を図ります。 ○ 奈良ボランティアネット等を活用し、誰もがボランティア活動ができる機会を提供するとともに、奈良県総合ボランティアセンターや奈良県協働推進センター等の活動・交流場所を提供するなど、県社協と連携しながらボランティア活動の支援や推進に引き続き取り組みます。(3-(1)-④再掲) ○ 学校教育において、社会の一員として地域の課題への関心を高めるとともに、自己の役割を認識し、他者とのコミュニケーションを図り信頼関係を構築するといった体験学習や課題解決型学習等を、子どもの発達段階や学校・地域の特性を踏まえて実施します。 ○ 小・中・高等学校等と特別支援学校との交流及び共同学習を推進します。 ④ 国際化への対応

第4期奈良県地域福祉計画 中間見直し（案） 新旧対照表

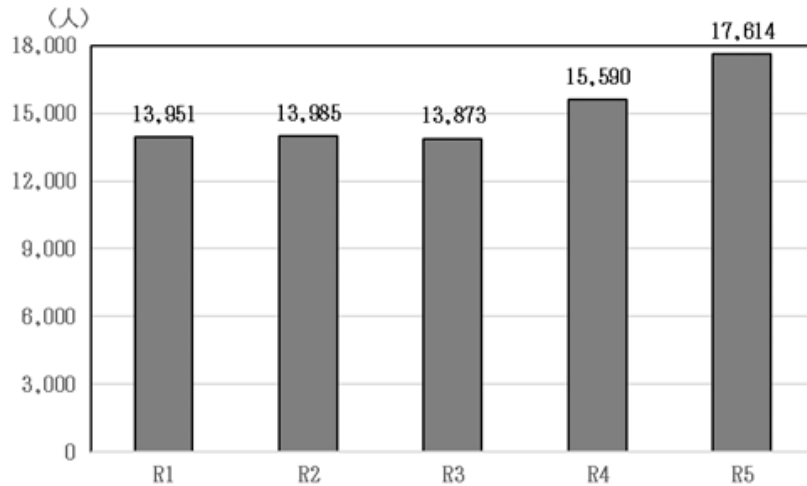
見直し案	現行
【現状と課題】 ○ 国際化の進展に伴い、奈良県で暮らす外国人が増えています。 ○ 多様な背景を持つ人々が地域で安心して暮らすため、各種相談への対応や日常生活に必要な情報の提供、<u>多文化</u>共生への理解を深める取組が必要です。 ○ 災害などの緊急時においては、高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児、在宅難病患者等の特別な配慮が必要な人（要配慮者）の中でも、自ら避難することが困難な人（避難行動要支援者）の避難体制の充実が不可欠です。さらに、言葉の壁等により情報やサービス提供の面で配慮が必要となる外国人の避難を支援することも必要です。（2-（1）-⑤再掲） 【取組の方向性】 ○ 「奈良県外国人総合相談窓口」において、多言語での相談対応や各種情報提供を実施します。<u>令和7年度より、新たに日曜日も開設するほか、令和5年度から橿原市内での出張相談も実施しています。</u> ○ 外国人留学生向けの県内企業合同説明会の実施や、外国人の雇用に関する知識・経験を有する「外国人材雇用ナビゲーター」の配置を通じて、外国人の雇用に関する体制を整備します。 ○ 災害時通訳・翻訳ボランティア養成研修や、行政職員を対象とした在住外国人対応に関する研修の実施により、外国人が安心して生活できる環境づくりを推進します。（2-（1）-⑤再掲） ○ <u>今後も県内の在住外国人数の増加・多様化が見込まれる中、社会情勢の変化や奈良県の実情に応じて、外国人が暮らしやすく、国籍や民族等にかかわらず、互いの違いを認め合い、地域社会で活躍できる奈良県づくりを進めていくことが不可欠であることから、令和6年度に奈良県の多文化共生の指針となる「奈良県多文化共生推進プラン」を策定しました。</u>	【現状と課題】 ○ 国際化の進展に伴い、奈良県で暮らす外国人が増えています。 ○ 多様な背景を持つ人々が地域で安心して暮らすため、各種相談への対応や日常生活に必要な情報の提供、共生への理解を深める取組が必要です。 ○ 災害などの緊急時においては、高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児、在宅難病患者等の特別な配慮が必要な人（要配慮者）の中でも、自ら避難することが困難な人（避難行動要支援者）の避難体制の充実が不可欠です。さらに、言葉の壁等により情報やサービス提供の面で配慮が必要となる外国人の避難を支援することも必要です。（2-（1）-⑤再掲） 【取組の方向性】 ○ 「奈良県外国人総合相談窓口」において、多言語での相談対応や各種情報提供を実施します。 ○ 外国人留学生向けの県内企業合同説明会の実施や、外国人の雇用に関する知識・経験を有する「外国人材雇用ナビゲーター」の配置を通じて、外国人の雇用に関する体制を整備します。 ○ 災害時通訳・翻訳ボランティア養成研修や、行政職員を対象とした在住外国人対応に関する研修の実施により、外国人が安心して生活できる環境づくりを推進します。（2-（1）-⑤再掲） <u>（新設）</u>

第4期奈良県地域福祉計画 中間見直し（案） 新旧対照表

見直し案

＜参考データ＞

奈良県の外国人住民数の推移 ※更新



出典：在留外国人統計（法務省）

⑤ バリアフリーの推進

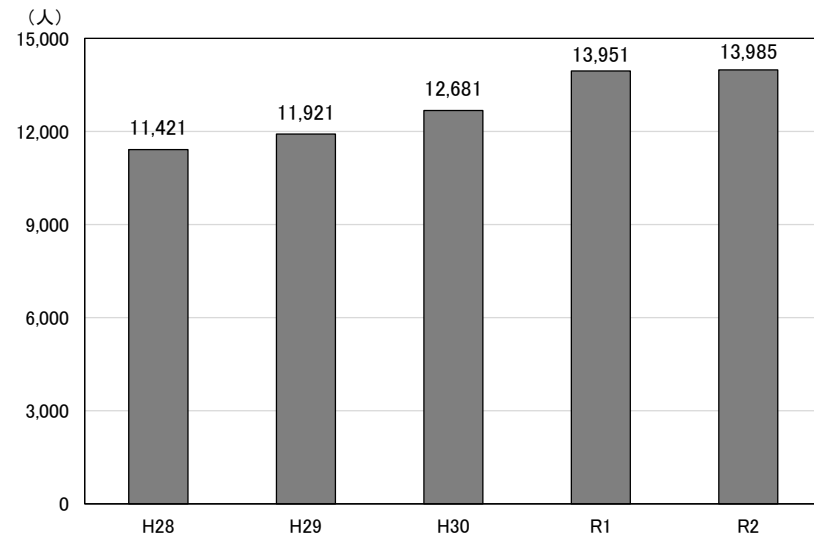
【現状と課題】

- 高齢者、子育て世代の人、妊産婦、障害のある人等が地域で生活を営むためには、行動の障壁を取り除くことが必要であり、設備や環境といったハード面の整備と、人々の心にある障壁を取り除くことが求められています。
- 「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」に基づく、特定施設（建築物）の届出は、令和6年3月末現在で5,389件となっています。
- 公共交通機関のバリアフリー化を促進するため、鉄道駅の段差解消や障害特性に配慮した案内表示板による情報提供の充実等のほか、ノンステップバス車両及びユニバーサルデザインタクシー車両の導入等に取り組む公共交通事業者に対し支援を実施しています。
- 移動に配慮が必要な人に優先的な駐車区画を公共施設や商業施設等に整備する「奈良県おもいやり駐車場制度」を平成28年から実施し、令和6年10月1日現在、利用証を累計7,139枚発行し、制度を利用できる協力施設は533施設となっています。利用証の発行や協力施設は着実に増加しているものの、民間施設への協力促進や、利用証の適正な利用など、更なる制度の周知・広報活動に取り組む必要があります。

現行

＜参考データ＞

奈良県の外国人住民数の推移



出典：在留外国人統計（法務省）

⑤ バリアフリーの推進

【現状と課題】

- 高齢者、子育て世代の人、妊産婦、障害のある人等が地域で生活を営むためには、行動の障壁を取り除くことが必要であり、設備や環境といったハード面の整備と、人々の心にある障壁を取り除くことが求められています。
- 「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」に基づく、特定施設（建築物）の届出は、令和3年3月末現在で5,020件となっています。
- 公共交通機関のバリアフリー化を促進するため、鉄道駅の段差解消や障害特性に配慮した案内表示板による情報提供の充実等のほか、ノンステップバス車両及びユニバーサルデザインタクシー車両の導入等に取り組む公共交通事業者に対し支援を実施しています。
- 移動に配慮が必要な人に優先的な駐車区画を公共施設や商業施設等に整備する「奈良県おもいやり駐車場制度」を平成28年から実施し、令和3年10月末現在、利用証を累計4,009枚発行し、制度を利用できる協力施設は440施設となっています。利用証の発行や協力施設は着実に増加しているものの、民間施設への協力促進や、利用証の適正な利用など、更なる制度の周知・広報活動に取り組む必要があります。

第4期奈良県地域福祉計画 中間見直し（案） 新旧対照表

見直し案

【取組の方向性】

- 行動の障壁を取り除くためには、高齢者、子育て世代の人、妊産婦、障害のある人等が、地域で一緒に生活しているという意識を醸成することが必要であり、ハード・ソフトの両面からの取組を推進します。
- バリアフリー化を促進するため、「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、バリアフリー基本構想、または、移動等円滑化推進方針の作成に関して、セミナーの開催や個別説明を行うなど、市町村を支援するとともに、公共交通機関のバリアフリー化についても引き続き支援します。
- 奈良県おもいやり駐車場制度については、市町村の窓口を活用した制度の周知など、市町村との連携強化に取り組むほか、民間施設への協力依頼を引き続き行うとともに、利用者目線での課題把握のため利用者アンケート等を実施し、取組に反映させていきます。
- 様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」の実践が広がるよう、引き続き周知・啓発を行います。
- 内部障害や難病など外見から分からなくても配慮や援助を必要としている人が所持しているヘルプマークやヘルプカード等の普及啓発や、地域での支え合いの推進や地域福祉を担う人材の育成等を通じて人々の心にある障壁を取り除き、全ての人に優しい福祉のまちづくりを推進します。

＜参考データ＞

奈良県おもいやり駐車場制度利用証 発行枚数の推移

	R1	R2	R3	R4	R5
利用証の発行枚数 (累計)	3,129	3,659	4,277	5,035	6,445

出典：県地域福祉課集計

現行

【取組の方向性】

- 行動の障壁を取り除くためには、高齢者、子育て世代の人、妊産婦、障害のある人等が、地域で一緒に生活しているという意識を醸成することが必要であり、ハード・ソフトの両面からの取組を推進します。
- バリアフリー化を促進するため、「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、バリアフリー基本構想、または、移動等円滑化推進方針の作成に関して、セミナーの開催や個別説明を行うなど、市町村を支援するとともに、公共交通機関のバリアフリー化についても引き続き支援します。
- 奈良県おもいやり駐車場制度については、市町村の窓口を活用した制度の周知など、市町村との連携強化に取り組むほか、民間施設への協力依頼を引き続き行うとともに、利用者目線での課題把握のため利用者アンケート等を実施し、取組に反映させていきます。
- 様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」の実践が広がるよう、引き続き周知・啓発を行います。
- 内部障害や難病など外見から分からなくても配慮や援助を必要としている人が所持しているヘルプマークやヘルプカード等の普及啓発や、地域での支え合いの推進や地域福祉を担う人材の育成等を通じて人々の心にある障壁を取り除き、全ての人に優しい福祉のまちづくりを推進します。

＜参考データ＞

奈良県おもいやり駐車場制度利用証 発行枚数の推移

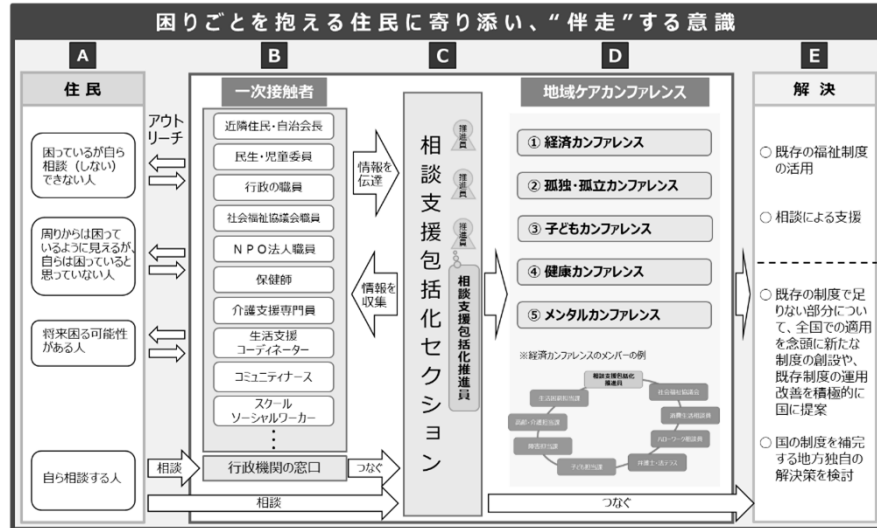
	H28	H29	H30	R1	R2
利用証の発行枚数 (累計)	1,306	1,790	2,383	3,129	3,659

出典：県地域福祉課集計

見直し案

付属資料

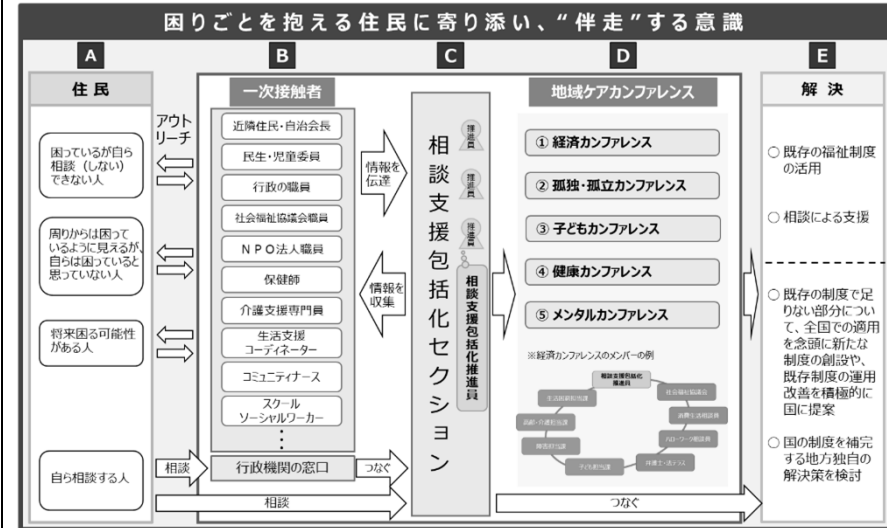
困りごとを解決に導く具体的な仕組み（architecture）について



現行

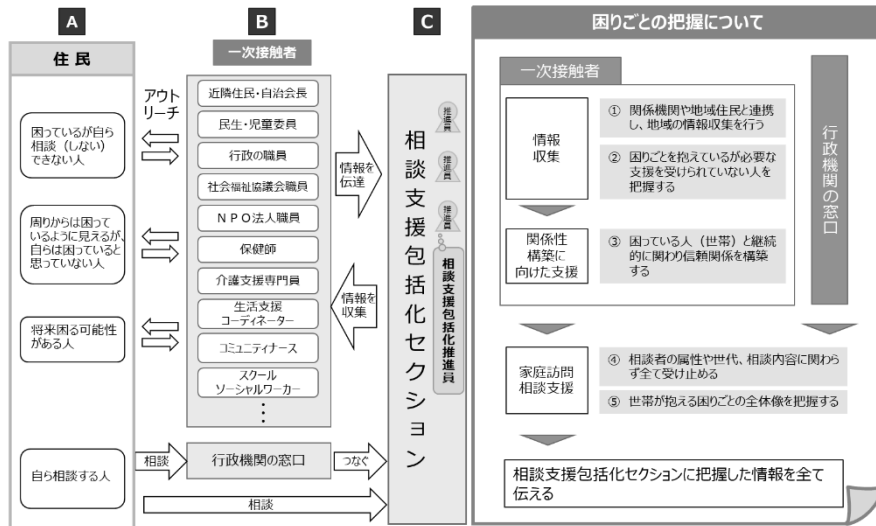
付属資料

困りごとを解決に導く具体的な仕組み（architecture）について



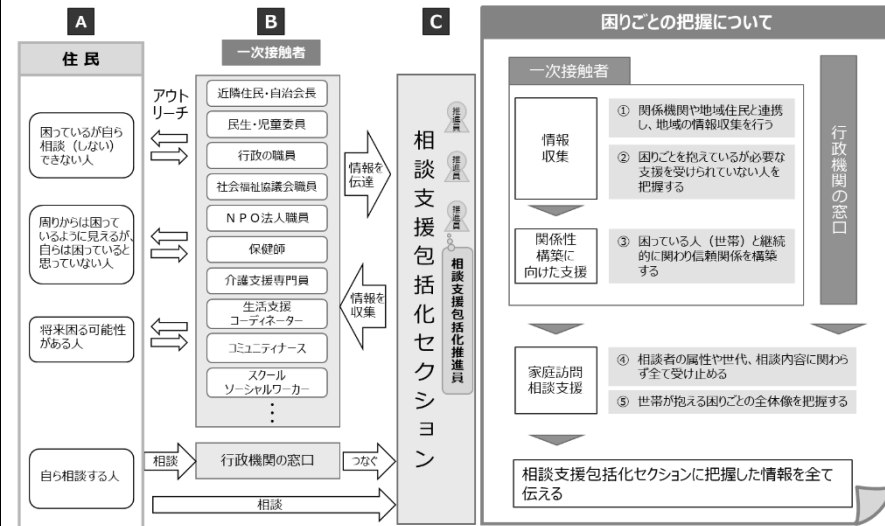
見直し案

1. 困りごとの把握について



現行

1. 困りごとの把握について



見直し案

2. 相談支援包括化セクションと相談支援包括化推進員について

相談支援包括化セクションとは

住民の困りごとを世帯まるごと包括的に把握し、適切な支援につなぐ調整等を行う「機能」を担当。

相談支援包括化推進員とは

複合的な困りごとを、「包括化」して適切な支援につなぐ人

- ・「困りごとを包括的に解決する人」ではなく、「困りごとを包括化する人」
- ・ケースの情報を整理し、世帯全体の課題を見える化する
- ・地域ケアカンファレンスの開催を調整する
- ・地域ケアカンファレンスにおいて議論をファシリテートする
- ・カンファレンスをもとに、世帯単位の支援プランを作成する
- ・関係機関と連絡調整する

どのような人がこの業務を担えるか

CSW、社会福祉士、地域包括支援センターで活躍している保健師、ケースワーカー経験を積んでいる行政職員など

※本県では、平成28年度より以下の役割を担うCSWの養成に取り組んでおり、現在308名が養成研修を修了

- ① 地域の困りごとを発見・解決する
- ② 地域住民の活動や仕組みづくりの手助けをする
- ③ 地域で支え合うまちづくりの意識を醸成する

現行

2. 相談支援包括化セクションと相談支援包括化推進員について

相談支援包括化セクションとは

住民の困りごとを世帯まるごと包括的に把握し、適切な支援につなぐ調整等を行う「機能」を担当。

相談支援包括化推進員とは

複合的な困りごとを、「包括化」して適切な支援につなぐ人

- ・「困りごとを包括的に解決する人」ではなく、「困りごとを包括化する人」
- ・ケースの情報を整理し、世帯全体の課題を見える化する
- ・地域ケアカンファレンスの開催を調整する
- ・地域ケアカンファレンスにおいて議論をファシリテートする
- ・カンファレンスをもとに、世帯単位の支援プランを作成する
- ・関係機関と連絡調整する

どのような人がこの業務を担えるか

CSW、社会福祉士、地域包括支援センターで活躍している保健師、ケースワーカー経験を積んでいる行政職員など

※本県では、平成28年度より以下の役割を担うCSWの養成に取り組んでおり、現在308名が養成研修を修了

- ① 地域の困りごとを発見・解決する
- ② 地域住民の活動や仕組みづくりの手助けをする
- ③ 地域で支え合うまちづくりの意識を醸成する

見直し案

3. 地域ケアカンファレンスについて

- 【扱うケース】 複合化・複雑化した課題や、制度の狭間の課題を抱えているために、支援機関間の調整や役割分担を行うことが、効果的な支援につながると思われるケース
- 【開催のタイミング】 相談があり、支援の検討が必要となった時に、速やかに開催
- 【開催方法】 あらかじめ相談内容の類型ごとにカンファレンスを編成しておき、相談支援包括化推進員が、適切と判断するカンファレンスへ接続する
- 【会議時間の目安】 一件あたり30分～1時間程度

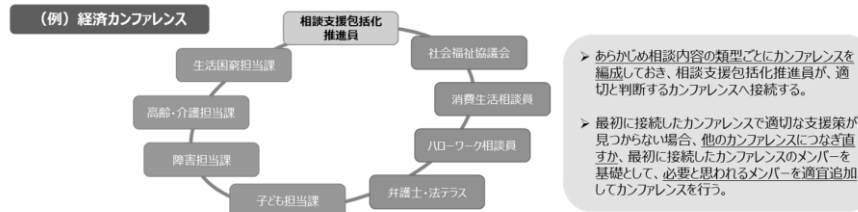
地域ケアカンファレンス

- ① 経済カンファレンス
- ② 孤独・孤立カンファレンス
- ③ 子どもカンファレンス
- ④ 健康カンファレンス
- ⑤ メンタルカンファレンス

それぞれのカンファレンスで扱う事例

- ① 経済カンファレンス
 - ・収入がない（不足している）、債務を抱えている、食べるものがない 等の事例
- ② 孤独・孤立カンファレンス
 - ・家族と疎遠である、地域とのつながりが無い 等の事例
- ③ 子どもカンファレンス
 - ・虐待（の疑い）がある、不登校である、子育てに悩んでいる 等の事例
- ④ 健康カンファレンス
 - ・病気を抱えている、日常生活に不自由や不便がある 等の事例
- ⑤ メンタルカンファレンス
 - ・精神的に不安定である、アルコールや薬物依存がある 等の事例

4. 類型別の地域ケアカンファレンスのメンバーイメージについて



カンファレンス別の参加者（案）																	
メンバー / カンファレンスの 種類	行政						社会福祉協議会	専門職等									
	担当課 生活困窮 対策課	高齢・介護 担当課	障害 担当課	子ども 担当課	健康増進 担当課	自治体職員 担当課		ハローワーク 相談員	消費生活 相談員	ソーシャル ワーカー	ケアマネ ジャー	医師	臨床心理士	弁護士・ 法テラス	児童委員	民生委員	自治会長
①経済	●	●	●	●			●	●	●					●			
②孤独・孤立	●	●	●	●		●	●				●		●		●		●
③子ども	●		●	●	●		●			●		●	●		●		
④健康	●	●	●	●	●						●	●					
⑤メンタル	●		●	●	●						●	●					

※課題の内容に応じ、上記以外の専門職等を招聘する場合も想定される。

現行

3. 地域ケアカンファレンスについて

- 【扱うケース】 複合化・複雑化した課題や、制度の狭間の課題を抱えているために、支援機関間の調整や役割分担を行うことが、効果的な支援につながると思われるケース
- 【開催のタイミング】 相談があり、支援の検討が必要となった時に、速やかに開催
- 【開催方法】 あらかじめ相談内容の類型ごとにカンファレンスを編成しておき、相談支援包括化推進員が、適切と判断するカンファレンスへ接続する
- 【会議時間の目安】 一件あたり30分～1時間程度

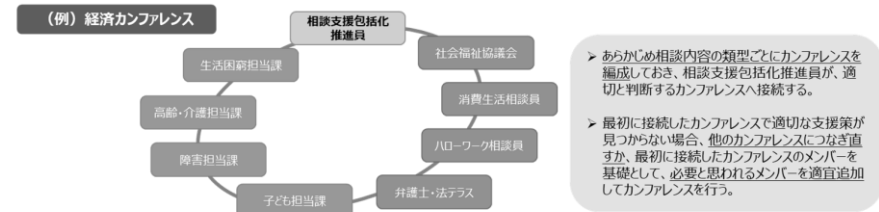
地域ケアカンファレンス

- ① 経済カンファレンス
- ② 孤独・孤立カンファレンス
- ③ 子どもカンファレンス
- ④ 健康カンファレンス
- ⑤ メンタルカンファレンス

それぞれのカンファレンスで扱う事例

- ① 経済カンファレンス
 - ・収入がない（不足している）、債務を抱えている、食べるものがない 等の事例
- ② 孤独・孤立カンファレンス
 - ・家族と疎遠である、地域とのつながりが無い 等の事例
- ③ 子どもカンファレンス
 - ・虐待（の疑い）がある、不登校である、子育てに悩んでいる 等の事例
- ④ 健康カンファレンス
 - ・病気を抱えている、日常生活に不自由や不便がある 等の事例
- ⑤ メンタルカンファレンス
 - ・精神的に不安定である、アルコールや薬物依存がある 等の事例

4. 類型別の地域ケアカンファレンスのメンバーイメージについて

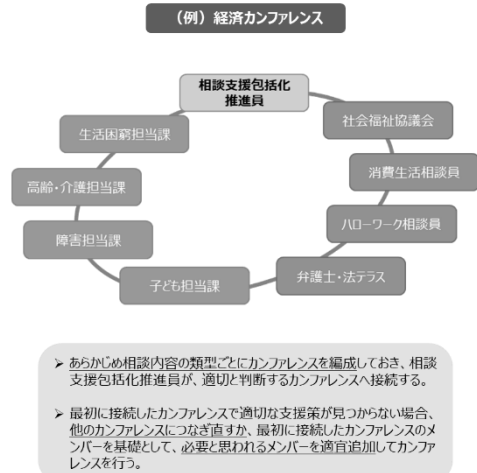


カンファレンス別の参加者（案）																
メンバー / カンファレンスの種類	行政						社会福祉協議会	専門職等								
	担当課 生活困窮	担当課 高齢・介護	担当課 障害担当課	担当課 子ども	担当課 健康増進	担当課 自治振興		担当課 ハローワーク相談員	消費生活 相談員	ソーシャル ワーカー	ケアマネ ジャー	医師	臨床心理士	弁護士・ 法テラス	民生委員 児童委員	自治会長
①経済	●	●	●	●			●	●	●					●		
②孤独・孤立	●	●	●	●		●	●			●		●		●		●
③子ども	●		●	●	●		●				●	●	●		●	
④健康	●	●	●	●	●						●	●				
⑤メンタル	●		●	●	●						●	●				

※課題の内容に応じ、上記以外の専門職等を招聘する場合も想定される。

見直し案

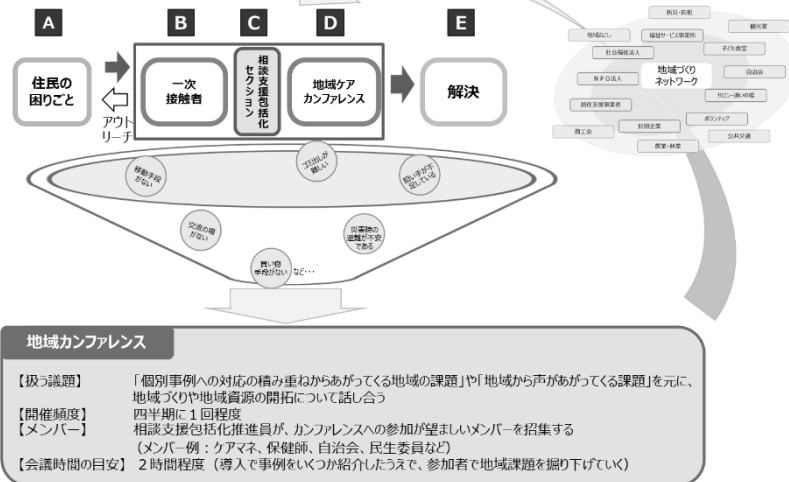
5. 地域ケアカンファレンスの進め方について



6. 地域カンファレンスのイメージについて

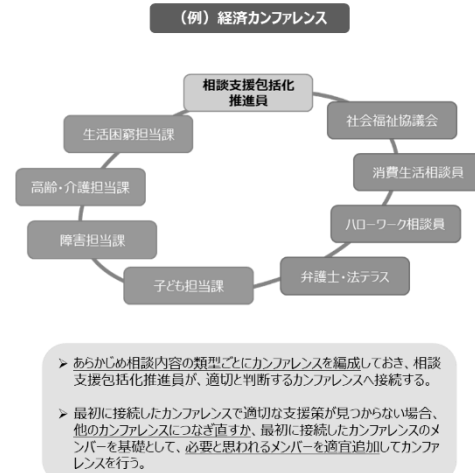
個別の地域ケアカンファレンスを積み重ねていると...

「買い物支援」「地域の居場所」「防災」など、地域の課題が浮かび上がってきて、それらを解決する必要性に気づく



現行

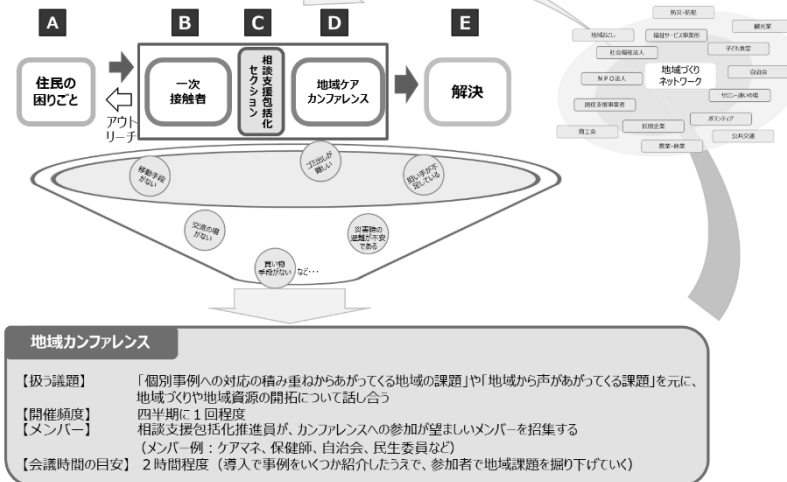
5. 地域ケアカンファレンスの進め方について



6. 地域カンファレンスのイメージについて

個別の地域ケアカンファレンスを積み重ねていると...

「買い物支援」「地域の居場所」「防災」など、地域の課題が浮かび上がってきて、それらを解決する必要性に気づく



第4期奈良県地域福祉計画 中間見直し（案） 新旧対照表

見直し案	現行
奈良県人と人及び人と社会がつながり支え合う地域福祉の推進に関する条例 目次 前文 第一章 総則（第一条―第五条） 第二章 奈良県地域福祉計画（第六条） 第三章 基本的施策（第七条―第九条） 第四章 その他の措置（第十条―第十二条） 附則 日本の社会保障は、人々の生活の安定を損なうおそれのある課題を想定し、その解決を目的として、現金給付及び福祉サービスその他の現物給付を行うという基本的な方針の下で、量的拡充及び質の向上を実現してきた。 特に、社会福祉の分野では、家族がその構成員を支えることを重視しつつ、生活保護、高齢者介護、障害福祉、児童福祉等の分野ごとの制度が発展し、専門的な支援が提供されるようになった。 しかしながら、近年の人口の減少及び少子高齢化による家族がその構成員を支える関係及び地域住民相互の関係の希薄化等の地域社会の持続性に関する課題の増加並びに雇用形態の変化等の社会経済情勢の変化に伴い、個人や世帯が生活において抱える課題が多様化し、従来の分野ごとの制度のみでは一人一人に寄り添ったきめ細かな支援が困難な状況が生じている。 このような状況を踏まえ、奈良県では、市町村、関係機関等と連携し、困りごとを抱える人に寄り添い伴走する意識を基盤とし、地域の多様な人的及び物的資源を最大限活用して、困りごとを包括的に受け止め、困りごとを抱える人を支え、人と人及び人と社会のつながりを確保し、誰もが社会の一員として包摂される日本一福祉の進んだ地域を目指すものである。 ここに、地域福祉の推進に関する基本理念を明らかにしてその方向性を示し、地域福祉の取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。 第一章 総則 （目的） 第一条 この条例は、県民が相互に尊重し合いながら、社会に参加し、支え合う地域福祉（地域における社会福祉をいう。以下同じ。）の推進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに市町村等との連携及び協力について明らかにするとともに、地域福祉の推進に関する施策の基本的な事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進することにより、県民の多様な地域生活課題の解決に資する仕組みの構築を図り、もって県民が相互に尊重し合いながら共生する地域社会の実現	奈良県人と人及び人と社会がつながり支え合う地域福祉の推進に関する条例 目次 前文 第一章 総則（第一条―第五条） 第二章 奈良県地域福祉計画（第六条） 第三章 基本的施策（第七条―第九条） 第四章 その他の措置（第十条―第十二条） 附則 日本の社会保障は、人々の生活の安定を損なうおそれのある課題を想定し、その解決を目的として、現金給付及び福祉サービスその他の現物給付を行うという基本的な方針の下で、量的拡充及び質の向上を実現してきた。 特に、社会福祉の分野では、家族がその構成員を支えることを重視しつつ、生活保護、高齢者介護、障害福祉、児童福祉等の分野ごとの制度が発展し、専門的な支援が提供されるようになった。 しかしながら、近年の人口の減少及び少子高齢化による家族がその構成員を支える関係及び地域住民相互の関係の希薄化等の地域社会の持続性に関する課題の増加並びに雇用形態の変化等の社会経済情勢の変化に伴い、個人や世帯が生活において抱える課題が多様化し、従来の分野ごとの制度のみでは一人一人に寄り添ったきめ細かな支援が困難な状況が生じている。 このような状況を踏まえ、奈良県では、市町村、関係機関等と連携し、困りごとを抱える人に寄り添い伴走する意識を基盤とし、地域の多様な人的及び物的資源を最大限活用して、困りごとを包括的に受け止め、困りごとを抱える人を支え、人と人及び人と社会のつながりを確保し、誰もが社会の一員として包摂される日本一福祉の進んだ地域を目指すものである。 ここに、地域福祉の推進に関する基本理念を明らかにしてその方向性を示し、地域福祉の取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。 第一章 総則 （目的） 第一条 この条例は、県民が相互に尊重し合いながら、社会に参加し、支え合う地域福祉（地域における社会福祉をいう。以下同じ。）の推進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに市町村等との連携及び協力について明らかにするとともに、地域福祉の推進に関する施策の基本的な事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進することにより、県民の多様な地域生活課題の解決に資する仕組みの構築を図り、もって県民が相互に尊重し合いながら共生する地域社会の実現

第4期奈良県地域福祉計画 中間見直し（案） 新旧対照表

見直し案	現行
に寄与することを目的とする。 （定義） 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 地域生活課題 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。）第四条第三項に規定する地域生活課題をいう。 二 関係機関等 国その他の関係機関（市町村を除く。）及び地域福祉の推進に関する活動を行う民間の団体その他の関係者をいう。 三 県民等 県民及び県内において事業活動等を行う者又は団体をいう。 （基本理念） 第三条 地域福祉の推進は、県民及びその世帯が、多様かつ複合的な要因により地域生活課題を抱え、必要とする支援等が多様化していることを踏まえ、県、市町村及び関係機関等がそれぞれの適切な役割分担を踏まえた相互の緊密な連携の下、当該地域生活課題の把握を積極的に行い、必要な支援等を総合的かつ継続的に行うことにより、県民が地域社会において孤立することなく、互いに理解を深め、協力し、及び共生する地域社会の実現に資するよう行わなければならない。 （県の責務） 第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、県民及びその世帯が抱える地域生活課題に応じて、市町村及び関係機関等と連携し、必要な地域福祉の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。 （市町村及び関係機関等との連携及び協力） 第五条 県は、市町村及び関係機関等が地域福祉に関し重要な役割を有していることに鑑み、地域福祉の推進に関する施策を実施するに当たっては、それぞれの適切な役割分担を踏まえ、連携し、及び協力するものとする。 2 県は、地域福祉の推進に関する施策の実施に必要な情報について、収集及び分析に努めるとともに、市町村及び関係機関等に対して、適切に提供するものとする。 第二章 奈良県地域福祉計画 第六条 知事は、地域福祉の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、法第百八条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画を定めるものとする。 第三章 基本的施策 （包括的な支援体制の整備の促進） 第七条 県は、県民の多様な地域生活課題の解決に資する仕組みの構築を図るため、次に掲げる体制の整備の促進に必要な施策を講ずるものとする。	に寄与することを目的とする。 （定義） 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 地域生活課題 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。）第四条第三項に規定する地域生活課題をいう。 二 関係機関等 国その他の関係機関（市町村を除く。）及び地域福祉の推進に関する活動を行う民間の団体その他の関係者をいう。 三 県民等 県民及び県内において事業活動等を行う者又は団体をいう。 （基本理念） 第三条 地域福祉の推進は、県民及びその世帯が、多様かつ複合的な要因により地域生活課題を抱え、必要とする支援等が多様化していることを踏まえ、県、市町村及び関係機関等がそれぞれの適切な役割分担を踏まえた相互の緊密な連携の下、当該地域生活課題の把握を積極的に行い、必要な支援等を総合的かつ継続的に行うことにより、県民が地域社会において孤立することなく、互いに理解を深め、協力し、及び共生する地域社会の実現に資するよう行わなければならない。 （県の責務） 第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、県民及びその世帯が抱える地域生活課題に応じて、市町村及び関係機関等と連携し、必要な地域福祉の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。 （市町村及び関係機関等との連携及び協力） 第五条 県は、市町村及び関係機関等が地域福祉に関し重要な役割を有していることに鑑み、地域福祉の推進に関する施策を実施するに当たっては、それぞれの適切な役割分担を踏まえ、連携し、及び協力するものとする。 2 県は、地域福祉の推進に関する施策の実施に必要な情報について、収集及び分析に努めるとともに、市町村及び関係機関等に対して、適切に提供するものとする。 第二章 奈良県地域福祉計画 第六条 知事は、地域福祉の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、法第百八条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画を定めるものとする。 第三章 基本的施策 （包括的な支援体制の整備の促進） 第七条 県は、県民の多様な地域生活課題の解決に資する仕組みの構築を図るため、次に掲げる体制の整備の促進に必要な施策を講ずるものとする。

第4期奈良県地域福祉計画 中間見直し（案） 新旧対照表

見直し案	現行
一 地域生活課題を抱える県民（他の県民及びその世帯の地域生活課題を把握した県民等を含む。）が、市町村及び関係機関等に対し、支援及び協力を求めることができる体制 二 市町村及び関係機関等が、相互の有機的な連携の下、地域生活課題の解決に資する支援等を一体的かつ計画的に行う体制 三 市町村及び関係機関等が、継続的な支援を必要とする県民及びその世帯に対し、状況の把握、相談、情報の提供、助言その他の支援等を包括的かつ継続的に行う体制 四 県民が、地域社会に参加し、相互に交流を行う機会を確保する体制 2 県は、県、市町村及び関係機関等が相互に連携を図りながら協力することにより、前項の施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。 （人材の確保等） 第八条 県は、市町村及び関係機関等と連携し、地域福祉の推進を継続的に担うことができる人材の確保、養成及び資質の向上を図るため、情報の提供、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。 （県民等の理解の増進） 第九条 県は、地域福祉の推進の重要性について、県民等の理解を深め、その協力を得られるよう、啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。 第四章 その他の措置 （市町村地域福祉計画の策定支援） 第十条 県は、市町村が法第七十七条第一項に規定する市町村地域福祉計画の策定を円滑に進めることができるよう、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。 （協定の締結等） 第十一条 県は、地域福祉に関する施策の効果的な推進を図るため、市町村と協定を締結することができる。 2 県は、前項の規定により締結した協定に基づき市町村が実施する施策について、助言その他の必要な支援を行うものとする。 （財政上の措置） 第十二条 県は、基本理念に基づき地域福祉の推進に関する施策を実施するため、効果的かつ効率的に財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。 附 則 この条例は、令和四年四月一日から施行する。	一 地域生活課題を抱える県民（他の県民及びその世帯の地域生活課題を把握した県民等を含む。）が、市町村及び関係機関等に対し、支援及び協力を求めることができる体制 二 市町村及び関係機関等が、相互の有機的な連携の下、地域生活課題の解決に資する支援等を一体的かつ計画的に行う体制 三 市町村及び関係機関等が、継続的な支援を必要とする県民及びその世帯に対し、状況の把握、相談、情報の提供、助言その他の支援等を包括的かつ継続的に行う体制 四 県民が、地域社会に参加し、相互に交流を行う機会を確保する体制 2 県は、県、市町村及び関係機関等が相互に連携を図りながら協力することにより、前項の施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。 （人材の確保等） 第八条 県は、市町村及び関係機関等と連携し、地域福祉の推進を継続的に担うことができる人材の確保、養成及び資質の向上を図るため、情報の提供、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。 （県民等の理解の増進） 第九条 県は、地域福祉の推進の重要性について、県民等の理解を深め、その協力を得られるよう、啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。 第四章 その他の措置 （市町村地域福祉計画の策定支援） 第十条 県は、市町村が法第七十七条第一項に規定する市町村地域福祉計画の策定を円滑に進めることができるよう、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。 （協定の締結等） 第十一条 県は、地域福祉に関する施策の効果的な推進を図るため、市町村と協定を締結することができる。 2 県は、前項の規定により締結した協定に基づき市町村が実施する施策について、助言その他の必要な支援を行うものとする。 （財政上の措置） 第十二条 県は、基本理念に基づき地域福祉の推進に関する施策を実施するため、効果的かつ効率的に財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。 附 則 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

第4期奈良県地域福祉計画 中間見直し（案） 新旧対照表

見直し案	現行
社会福祉法（抜粋） （地域福祉の推進） 第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。 （福祉サービスの提供の原則） 第五条 社会福祉を目的とする事業を経営する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。 （福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務） 第六条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。 2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。	社会福祉法（抜粋） （地域福祉の推進） 第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。 （福祉サービスの提供の原則） 第五条 社会福祉を目的とする事業を経営する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。 （福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務） 第六条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。 2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

第4期奈良県地域福祉計画 中間見直し（案） 新旧対照表

見直し案	現行
3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。 （地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務） 第百六条の二 社会福祉を目的とする事業を経営する者のうち、次に掲げる事業を行うもの（市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。）は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。 一 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第十条の二に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業 二 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十二条第二項に規定する母子健康包括支援センターを経営する事業 三 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号に掲げる事業 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業 五 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条第一号に掲げる事業 （包括的な支援体制の整備） 第百六条の三 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その	3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。 （地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務） 第百六条の二 社会福祉を目的とする事業を経営する者のうち、次に掲げる事業を行うもの（市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。）は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。 一 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第十条の二に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業 二 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十二条第二項に規定する母子健康包括支援センターを経営する事業 三 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号に掲げる事業 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業 五 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条第一号に掲げる事業 （包括的な支援体制の整備） 第百六条の三 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その

第4期奈良県地域福祉計画 中間見直し（案） 新旧対照表

見直し案	現行
他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策 2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。（重層的支援体制整備事業） 第百六条の四 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。 2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。 一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業 イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業 ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業 ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業 ニ 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業 二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業 三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業 イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるものの ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業 ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業	他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策 2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。（重層的支援体制整備事業） 第百六条の四 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。 2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。 一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業 イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業 ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業 ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業 ニ 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業 二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業 三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業 イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるものの ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業 ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業

第4期奈良県地域福祉計画 中間見直し（案） 新旧対照表

見直し案	現行
ニ 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業 四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業 五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業 六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業 3 市町村は、重層的支援体制整備事業（前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。）を実施するに当たっては、母子保健法第二十二条第二項に規定する母子健康包括支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。 4 市町村は、第二項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。 （支援会議） 第百六条の六 市町村は、支援関係機関、第百六条の四第四項の規定による委託を受けた者、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に従事する者その他の関係者（第三項及び第四項において「支援関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援会議」という。）を組織することができる。 2 支援会議は、重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るために必要な情報の交換を行うとともに、地域住民が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。 3 支援会議は、前項に規定する情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、支援関係機関等に対し、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。	ニ 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業 四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業 五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業 六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業 3 市町村は、重層的支援体制整備事業（前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。）を実施するに当たっては、母子保健法第二十二条第二項に規定する母子健康包括支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。 4 市町村は、第二項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。 （支援会議） 第百六条の六 市町村は、支援関係機関、第百六条の四第四項の規定による委託を受けた者、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に従事する者その他の関係者（第三項及び第四項において「支援関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援会議」という。）を組織することができる。 2 支援会議は、重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るために必要な情報の交換を行うとともに、地域住民が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。 3 支援会議は、前項に規定する情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、支援関係機関等に対し、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

第4期奈良県地域福祉計画 中間見直し（案） 新旧対照表

見直し案	現行
4 支援関係機関等は、前項の規定による求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるものとする。 5 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がないのに、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。 6 前各項に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援会議が定める。 （市町村地域福祉計画） 第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。 （都道府県地域福祉支援計画） 第百八条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項 五 市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の	4 支援関係機関等は、前項の規定による求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるものとする。 5 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がないのに、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。 6 前各項に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援会議が定める。 （市町村地域福祉計画） 第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。 （都道府県地域福祉支援計画） 第百八条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項 五 市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の

第4期奈良県地域福祉計画 中間見直し（案） 新旧対照表

見直し案	現行
支援に関する事項 2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。 3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。	支援に関する事項 2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。 3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

第4期奈良県地域福祉計画 中間見直し（案） 新旧対照表

見直し案

奈良県地域福祉推進計画策定委員会について

1 奈良県地域福祉推進計画策定委員会委員名簿

【委 員】

(敬称略)

	氏 名	役職名等
委員長	永 田 祐	同志社大学社会学部教授
委員長代理	八 木 三 郎	奈良県障害者施策推進協議会会長
委 員	<u>東 幸 次 郎</u>	<u>奈良県民生児童委員連合会会長</u>
委 員	<u>石 井 裕 章</u>	<u>奈良県社会福祉協議会常務理事</u>
委 員	<u>金 田 喜 弘</u>	<u>佛教大学専門職キャリアサポートセンター講師</u>
委 員	<u>北村 嘉津代</u>	<u>奈良県ボランティア連絡協議会会長</u>
委 員	<u>亀 甲 義 明</u>	<u>奈良県議会厚生委員会委員長</u>
委 員	<u>辻 村 泰 範</u>	<u>奈良県社会福祉法人経営者協議会会長</u>
委 員	中 村 秀 雄	奈良県老人クラブ連合会会長
委 員	<u>増 田 武 雄</u>	<u>奈良県自治連合会会長</u>
委 員	宮本 美紀子	高取町社会福祉協議会事務局長
委 員	横 井 扶 紗	奈良県社会福祉士会副会長

現行

奈良県地域福祉推進計画策定委員会について

1 奈良県地域福祉推進計画策定委員会委員名簿

【委 員】

(敬称略)

	氏 名	役職名等
委員長	永 田 祐	同志社大学社会学部教授
委員長代理	八 木 三 郎	奈良県障害者施策推進協議会会長
委 員	<u>岡 本 雄 嗣</u>	<u>奈良県自治連合会会長</u>
委 員	<u>金 田 喜 弘</u>	<u>佛教大学専門職キャリアサポートセンター講師</u>
委 員	<u>小西 満洲男</u>	<u>奈良県民生児童委員連合会会長</u>
委 員	<u>小 林 照 代</u>	<u>奈良県議会厚生委員会委員長</u>
委 員	<u>辻 村 泰 範</u>	<u>奈良県社会福祉法人経営者協議会会長</u>
委 員	<u>中 幸 司</u>	<u>奈良県社会福祉協議会常務理事</u>
委 員	中 村 秀 雄	奈良県老人クラブ連合会会長
委 員	<u>橋 本 侑 子</u>	<u>奈良県ボランティア連絡協議会会長</u>
委 員	宮本 美紀子	高取町社会福祉協議会事務局長
委 員	横 井 扶 紗	奈良県社会福祉士会副会長

第4期奈良県地域福祉計画 中間見直し（案） 新旧対照表

見直し案	現行												
2 奈良県附属機関に関する条例（抜粋） 第一条 法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第三項及び第二百二条の三第一項の規定により、県が設置する附属機関は、別表のとおりとする。 第二条 法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、県が設置する附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該執行機関が定める。 別表（第一条関係） <table><tr><th>附属機関の属する執行機関</th><th>附 属 機 関</th><th>担 任 す る 事 項</th></tr><tr><td>知事</td><td>奈良県地域福祉推進計画策定委員会</td><td>奈良県地域福祉推進計画に関する重要事項についての審議に関する事務</td></tr></table>	附属機関の属する執行機関	附 属 機 関	担 任 す る 事 項	知事	奈良県地域福祉推進計画策定委員会	奈良県地域福祉推進計画に関する重要事項についての審議に関する事務	2 奈良県附属機関に関する条例（抜粋） 第一条 法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第三項及び第二百二条の三第一項の規定により、県が設置する附属機関は、別表のとおりとする。 第二条 法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、県が設置する附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該執行機関が定める。 別表（第一条関係） <table><tr><th>附属機関の属する執行機関</th><th>附 属 機 関</th><th>担 任 す る 事 項</th></tr><tr><td>知事</td><td>奈良県地域福祉推進計画策定委員会</td><td>奈良県地域福祉推進計画に関する重要事項についての審議に関する事務</td></tr></table>	附属機関の属する執行機関	附 属 機 関	担 任 す る 事 項	知事	奈良県地域福祉推進計画策定委員会	奈良県地域福祉推進計画に関する重要事項についての審議に関する事務
附属機関の属する執行機関	附 属 機 関	担 任 す る 事 項											
知事	奈良県地域福祉推進計画策定委員会	奈良県地域福祉推進計画に関する重要事項についての審議に関する事務											
附属機関の属する執行機関	附 属 機 関	担 任 す る 事 項											
知事	奈良県地域福祉推進計画策定委員会	奈良県地域福祉推進計画に関する重要事項についての審議に関する事務											
3 奈良県地域福祉推進計画策定委員会規則 （趣旨） 第一条 この規則は、奈良県附属機関に関する条例(昭和二十八年三月奈良県条例第四号)第二条の規定に基づき、奈良県地域福祉推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。 （組織） 第二条 委員会は、委員十五人以内で組織する。 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。 一 地域福祉に関して優れた識見を有する者 二 前号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者 （任期） 第三条 委員の任期は一年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。	3 奈良県地域福祉推進計画策定委員会規則 （趣旨） 第一条 この規則は、奈良県附属機関に関する条例(昭和二十八年三月奈良県条例第四号)第二条の規定に基づき、奈良県地域福祉推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。 （組織） 第二条 委員会は、委員十五人以内で組織する。 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。 一 地域福祉に関して優れた識見を有する者 二 前号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者 （任期） 第三条 委員の任期は一年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。												

第4期奈良県地域福祉計画 中間見直し（案） 新旧対照表

見直し案	現行
（委員長） 第四条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。 3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。 （会議） 第五条 委員会の会議は、委員長が招集する。 （委員以外の者の出席） 第六条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。 （秘密の保持） 第七条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 （庶務） 第八条 委員会の庶務は、福祉医療部地域福祉課において処理する。 （その他） 第九条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。	（委員長） 第四条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。 3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。 （会議） 第五条 委員会の会議は、委員長が招集する。 （委員以外の者の出席） 第六条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。 （秘密の保持） 第七条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 （庶務） 第八条 委員会の庶務は、福祉医療部地域福祉課において処理する。 （その他） 第九条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

